

第2次潟上市都市計画マスタープラン

(素案)

目 次

序 章 都市計画マスタープランについて

第1章 潟上市の現状とまちづくりの課題

1. 潟上市の概況 4
2. まちづくりに関する市民意識 11
3. まちづくりの課題 14

第2章 全体構想

1. 将来の都市像と基本理念 16
2. 将来人口の見通し 17
3. まちづくりの目標 18
4. 将来都市構造 19
5. 分野別方針 25

第3章 地域別構想

1. 地域区分 40
2. 追分地域 41
3. 出戸地域 45
4. 天王・二田地域 50
5. 昭和・飯田川地域 55
6. 豊川地域 60

第4章 まちづくりの実現に向けて

1. 実現に向けての基本的な考え方 64
2. まちづくりの推進体制 64
3. 潟上市単独都市計画区域の実現に向けた取り組み 65
4. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し 66

巻 末 資 料

1. 「都市計画・まちづくりに関する市民意向調査」について 67
2. 用語解説 73

序 章 都市計画マスタープランについて

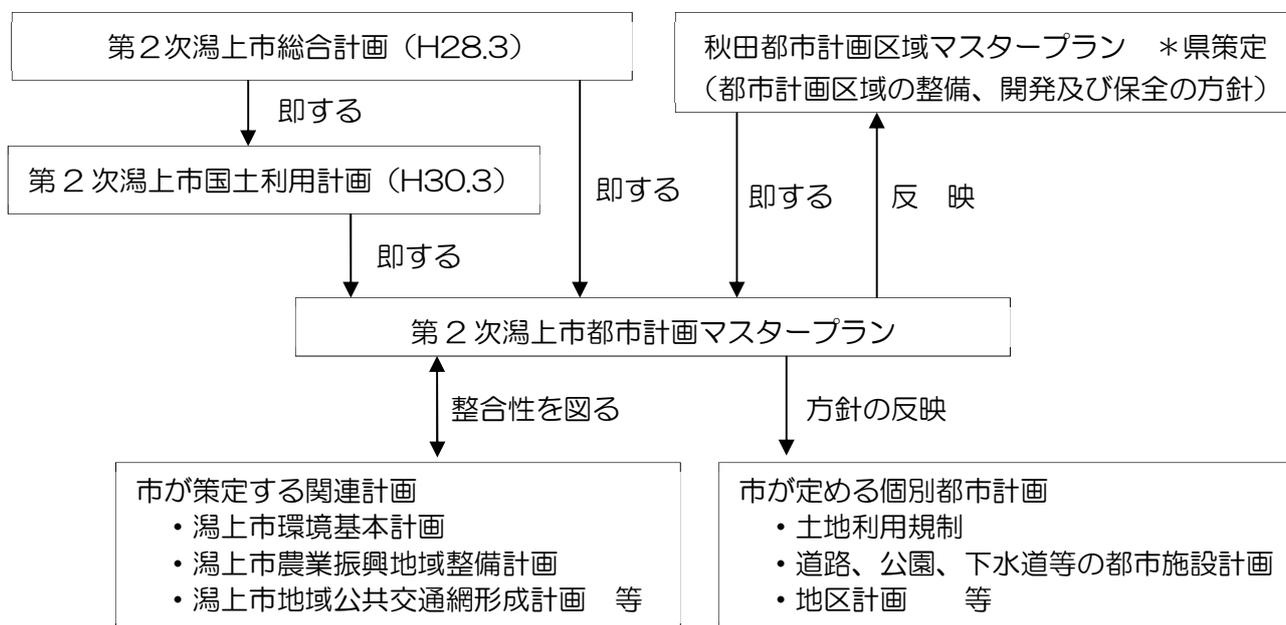
1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づいて策定され、長期的な視点に立って、まちづくりの将来ビジョンやその実現に向けた方針を明らかにし、社会経済動向を踏まえながら、まちづくりを進めていくための指針となるものです。

2. 位置づけと役割

第2次潟上市都市計画マスタープラン（以下、「本マスタープラン」という。）は、「第2次潟上市総合計画」と秋田県が策定する「都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」に即するとともに、市の関連計画等と整合性を図ります。

また、上位計画の改定や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。



なお、本マスタープランは次の役割を担います。

まちづくりの将来ビジョンの明確化

おおむね 20 年後の都市の姿を見通しながら、長期的な視点による将来ビジョンを示すものです。

市が行う都市計画決定、変更の指針

今後の各種都市計画の決定をする上での根拠となり、都市計画の決定・変更を行う際の指針となります。

都市計画の総合性・一体性の確保

土地利用、道路・公園・下水道等の都市施設の配置等、個々のまちづくり事業を相互調整し、都市計画の総合性・一体性を確保します。

まちづくりに対する市民活動の促進

まちづくりに対する市民や事業者などの理解のもと、主体的な参加と取り組みを促進します。

3. 都市計画マスタープランの見直しの背景

人口減少や少子高齢化の進行、地球環境問題や防災・防犯に対する意識の高まり、コミュニティの多様化、地方分権の推進や厳しい地方財政状況など、本市を取り巻く社会経済状況は流動的で目まぐるしく変化しています。

本市では、平成 23 年 3 月に「潟上市都市計画マスタープラン」を策定し、同年 4 月には段階的な都市計画の見直しとして、市街化調整区域における「人口減少による地域活力の低下」と「地域コミュニティの維持」等地域課題の改善を目的に、都市計画法第 34 条第 11 号（以下、「3411」という。）を導入し、市街化調整区域の土地利用規制の緩和を実施しました。

また、上位計画の「第 2 次潟上市総合計画」が平成 28 年 3 月に策定され、同時期に「潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「潟上市人口ビジョン」が策定されました。

さらに、都市計画に関係する法令改正が行われているほか、秋田県が策定する「秋田都市計画区域マスタープラン」も改定の時期を迎えています。

これらの状況を受け、上位・関連計画との整合性、施策・事業等の進捗を踏まえ、これからの時代に応じたまちづくりの方向性を明らかにするため、「潟上市都市計画マスタープラン」を見直し、本マスタープランを策定します。

4. 目標年次

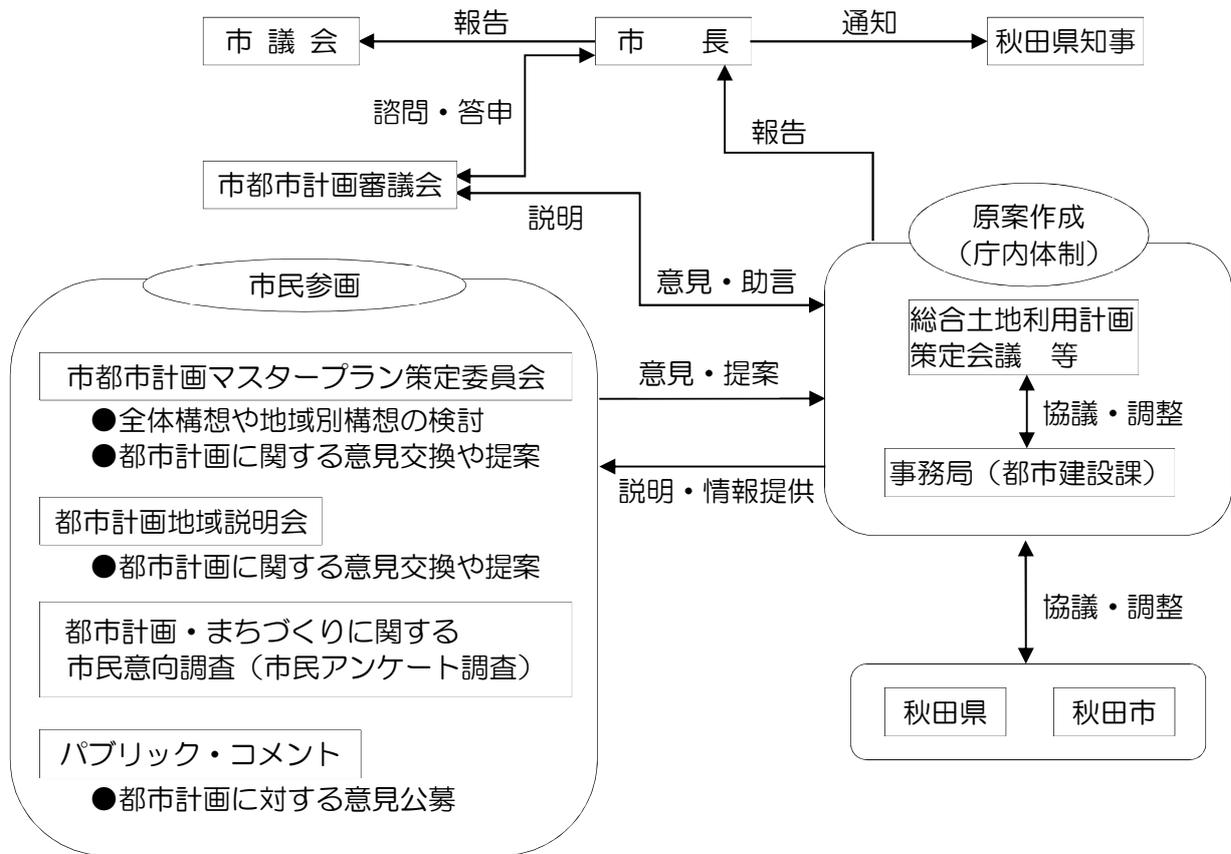
本マスタープランは、平成 30 年（2018 年）を基準年次とし、おおむね 20 年後の令和 22 年（2040 年）を目標年次とします。

5. 対象地域

本マスタープランの対象地域は、都市計画区域が基本となりますが、市全体の都市構造を検討したうえで、適正な土地利用や都市機能の配置を考える必要があるため、都市計画区域外を含む潟上市全域を対象とします。

6. 策定体制

本マスタープランは、以下の体制により策定します。



- 市都市計画審議会・・・識見者、市議会議員、関係行政機関の職員、市民により構成し、専門的見地から意見を述べるとともに、助言を行います。
- 市都市計画マスタープラン策定委員会・・・農商工関係等団体の代表により構成し、本マスタープランやまちづくりに関する意見交換や提案を行います。
- 都市計画地域説明会・・・地域住民の立場でまちづくりに対する意見や提案を行います。
- 総合土地利用計画策定会議・・・本市における都市計画に関する基本的な方針及び土地利用に関する計画等を策定するため、幹事会（課長級）と策定部会（班長級）で組織されており、行政の立場から本マスタープランについて検討や協議を行います。

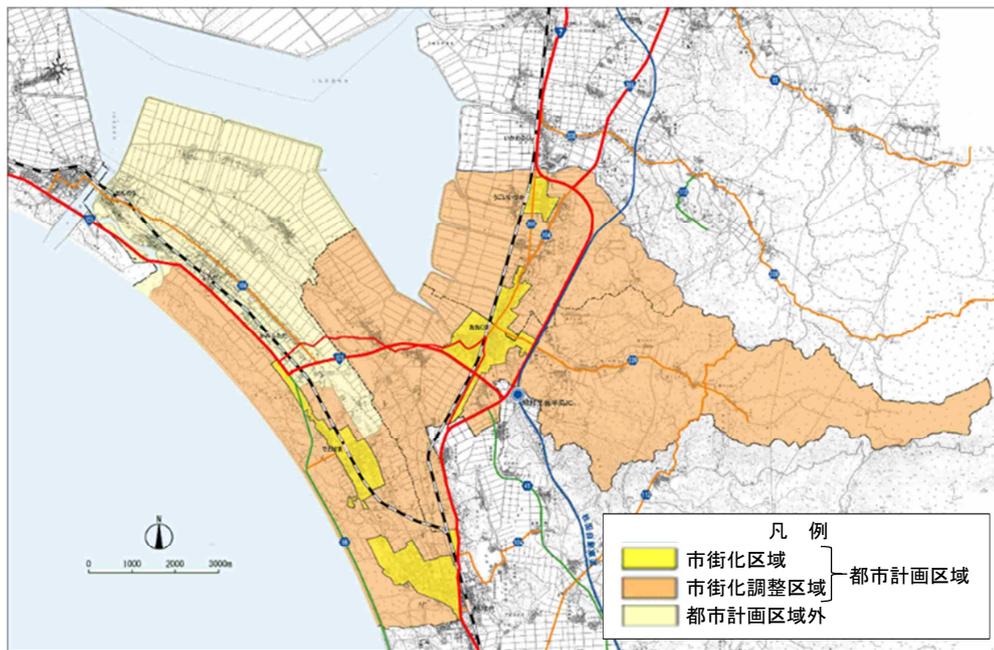
第1章 潟上市の現状とまちづくりの課題

1. 潟上市の概況

(1) 位置・地勢

本市は、秋田県のほぼ中央の沿岸部に位置しており、市域面積 97.72 k m²と県内で最小面積の市となっています。

東部は小高い丘陵が多数連なり、中央部及び北部は八郎湖に向かって広大な田園地帯が広がっています。西部は県内有数の3本の砂丘群が連なり、日本海沿岸部は秋田市から続く海岸砂丘が形成されています。



(2) 都市計画区域の指定状況

本市は、昭和地区及び飯田川地区の全域と、天王地区の一部が都市計画区域となっており、秋田市とともに県内唯一の区域区分（線引き）指定区域となっています。

そして、天王地区は、天王・二田・湖岸地区が都市計画区域外となっており、市街化区域は、国道7号を境に秋田市と接する追分地区と、出戸地区が指定されています。また、昭和地区ではJR大久保駅周辺、飯田川地区ではJR羽後飯塚駅周辺が、市街化区域に指定されています。

昭和43年6月の新都市計画法制定に伴い、一体の都市計画として広域的に整備、開発又は保全する必要のある区域を新都市計画区域とするものとし、昭和46年3月に秋田市と潟上市（当時は、天王町、昭和町、飯田川町）からなる「秋田都市計画区域」が定められました。

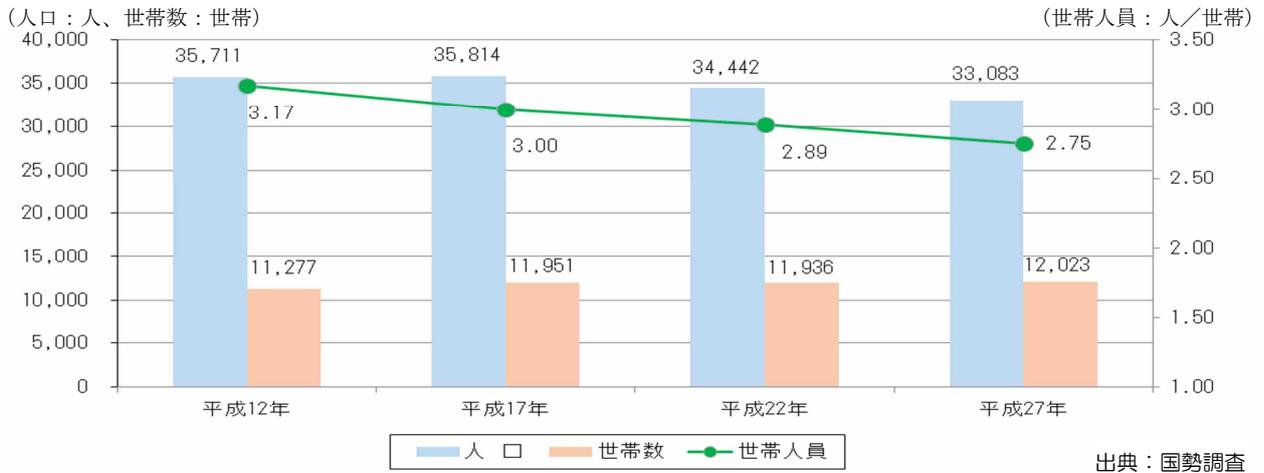
平成30年4月1日現在

都市名	当初指定年月日	最終指定年月日	行政区域面積 (ha)	都市計画区域 (ha)			都市計画区域外 (ha)	区域率 (%)
				計	市街化区域	市街化調整区域		
秋田市	S5.5.2	H26.7.1	90,607	41,437	7,602	33,835	49,170	45.7%
潟上市	天王地区	S45.10.24	9,772	7,218	683	6,535	2,554	73.9%
	昭和地区	S26.9.7					-	
	飯田川地区	S45.10.24					-	

出典：「秋田県の都市計画」

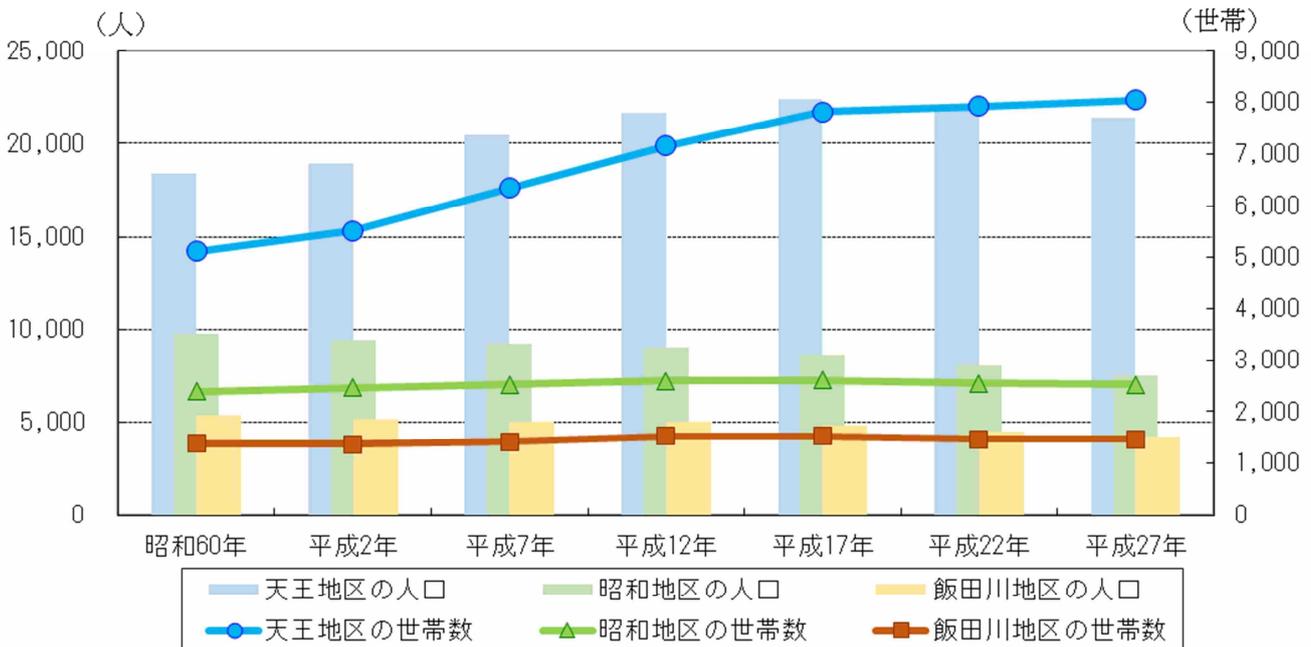
(3) 人口・世帯数

平成 27 年国勢調査における本市の人口は 33,083 人で、平成 17 年をピークとして減少に転じています。一方、世帯数は平成 17 年以降も漸増しており、それにより 1 世帯あたりの人数は減少しています。



〈地区別人口・世帯数〉

地区別の人口をみると、天王地区は平成 17 年まで増加が続いたものの、その後減少傾向にあり、昭和地区及び飯田川地区は緩やかな減少傾向が続いています。また世帯数は、天王地区は微増傾向ですが、昭和地区及び飯田川地区はほぼ横ばいで推移しています。



〈人口〉

(単位：人)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
市全体	33,482	33,470	34,660	35,711	35,814	34,442	33,083
天王地区	18,370	18,908	20,438	21,687	22,373	21,914	21,385
昭和地区	9,769	9,393	9,220	8,997	8,610	8,018	7,491
飯田川地区	5,343	5,169	5,002	5,027	4,831	4,510	4,207

〈世帯数〉

(単位：世帯)

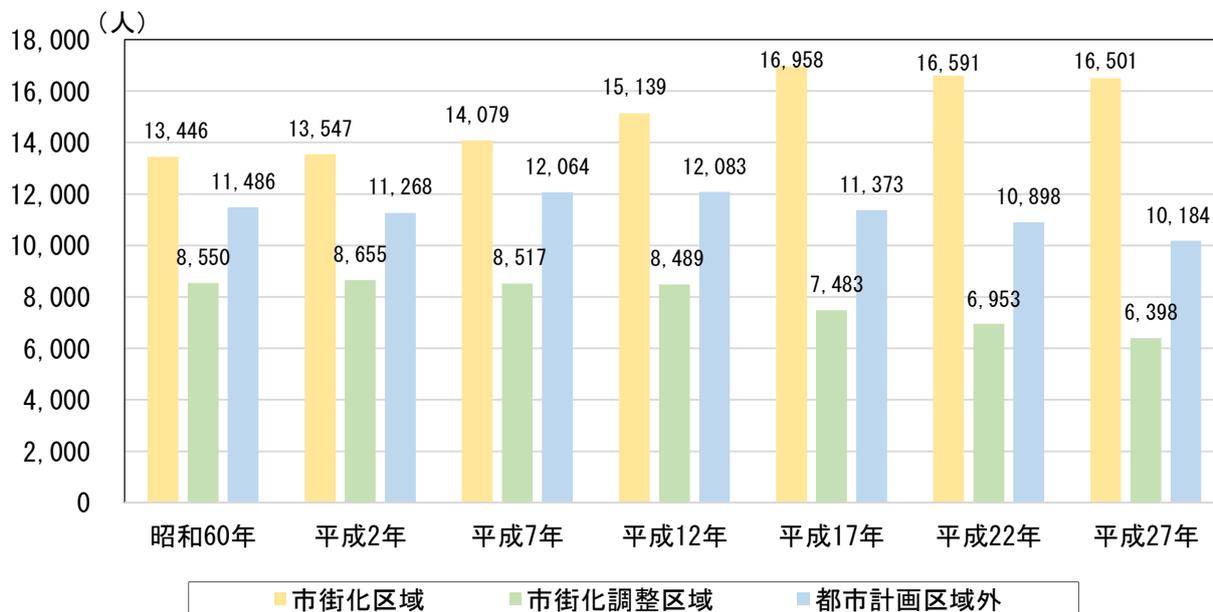
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
市全体	8,888	9,339	10,279	11,277	11,951	11,936	12,023
天王地区	5,118	5,510	6,345	7,156	7,822	7,926	8,041
昭和地区	2,391	2,464	2,515	2,592	2,601	2,548	2,523
飯田川地区	1,379	1,365	1,419	1,525	1,528	1,462	1,459

出典：国勢調査

〈区域区分別人口〉

区域区分別の人口をみると、市街化区域内人口は平成17年をピークとして減少に転じています。

市街化調整区域内人口は平成2年から継続して減少しており、特に平成17年から平成27年までの10年間で14.5%の減少となっています。また、都市計画区域外人口は平成12年をピークに減少傾向にあります。

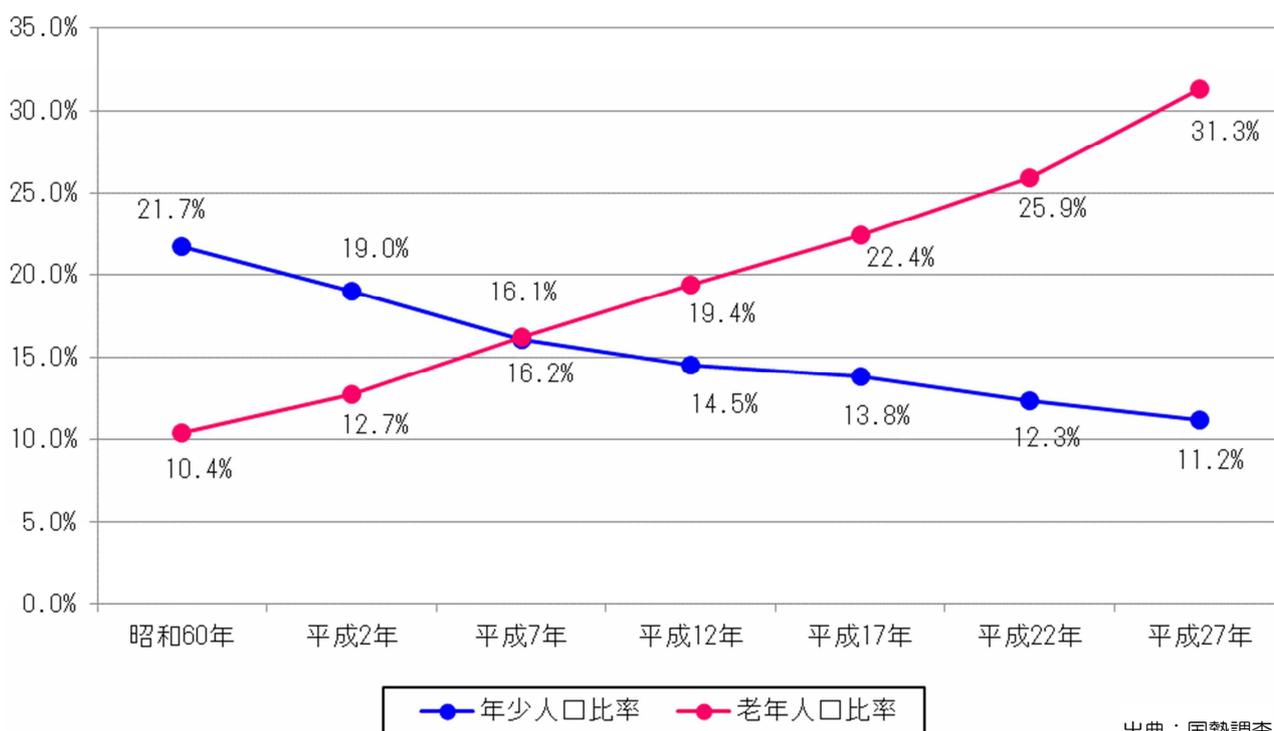


出典：国勢調査

〈年齢階層別人口〉

本市の老年人口（65歳以上人口）比率は、平成7年に年少人口（15歳未満人口）比率を逆転した後も増加が続いており、平成27年には31.3%となっています。

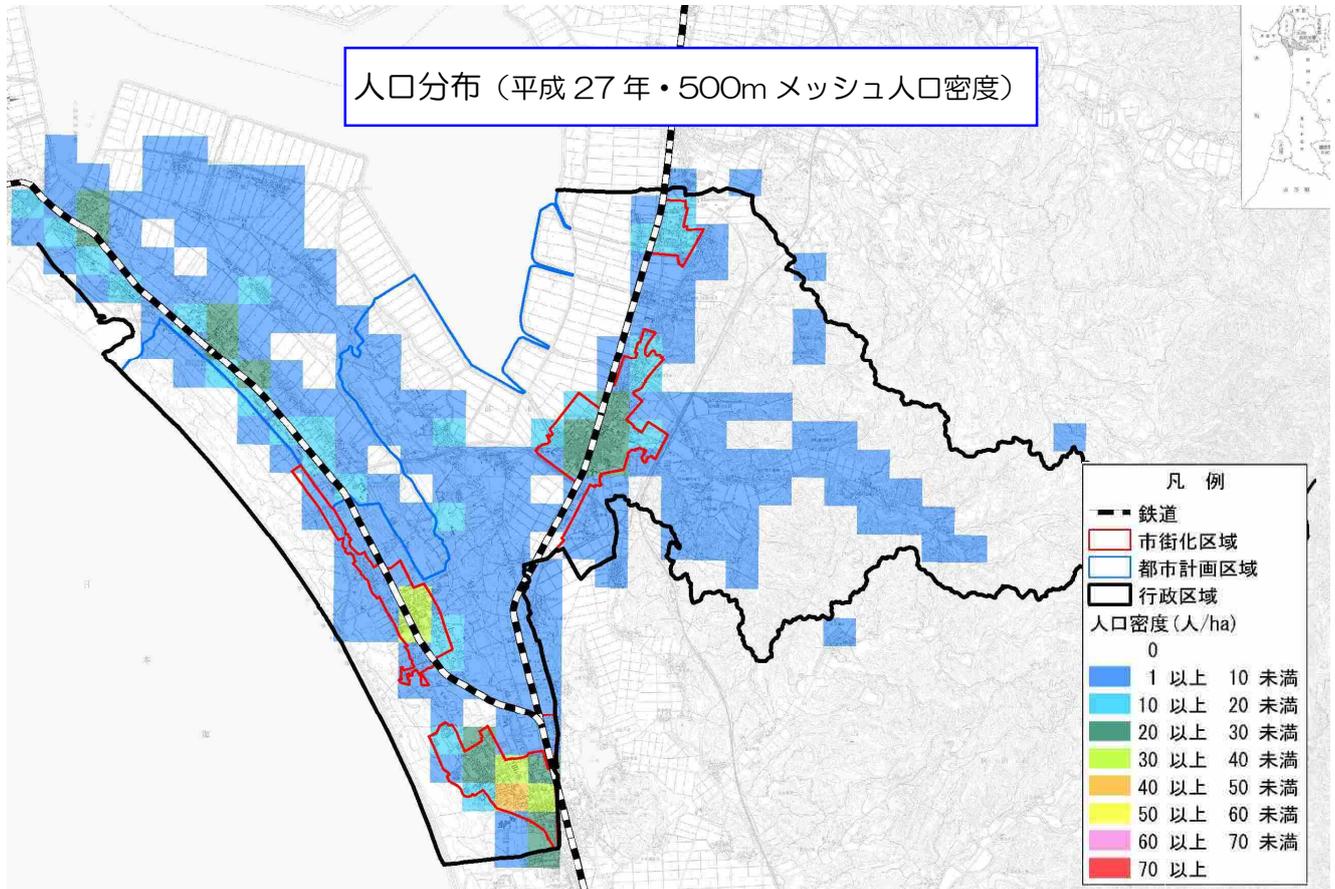
また、年少人口比率は減少が続き、平成27年には11.2%となっており、少子高齢化が進行している状況です。



出典：国勢調査

〈地区別人口密度〉

平成 27 年における地区別の人口密度をみると、市街化区域内で、既成市街地の人口密度の基準である 1ha 当たり 40 人を下回っていないのは、追分地区の一部のみとなっており、総じて低密な市街地となっています。なお、本市の市街化区域内の人口密度は、31.6 人/ha となっています。



出典：国勢調査

〈人口流動状況〉

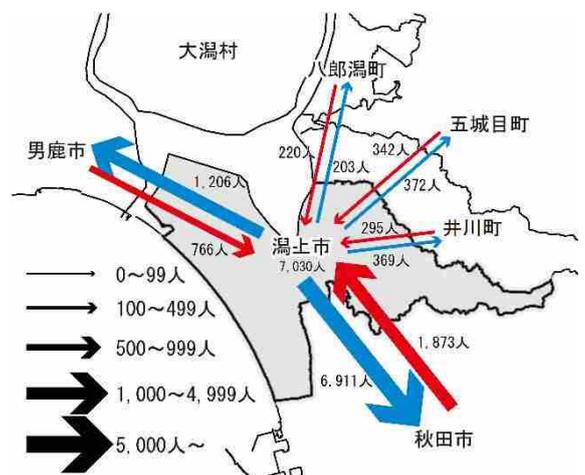
平成 27 年の常住地による通勤・通学者数 16,911 人のうち、58.4%の 9,881 人が市外へ通勤・通学（流出）しています。

一方、従業地による通勤・通学者数 11,020 人のうち、36.2%の 3,990 人が他市町村から通勤・通学（流入）しています。

また、通勤・通学者数の従業地・常住地比率は 65.2%（=11,020 人/16,911 人）であり、流出超過となっています。

通勤・通学者数の流出先として最も多かったのは秋田市の 6,911 人で、次いで男鹿市の 1,206 人、五城目町の 372 人となっています。

また、流入先も同様の傾向にあり、最も多いのは秋田市の 1,873 人で、次いで男鹿市の 766 人、五城目町の 342 人となっており、いずれも流出超過となっています。



出典：国勢調査

(4) 産 業

就業人口の推移をみると、平成12年の17,593人をピークに減少傾向にあり、平成27年には15,490人となっています。

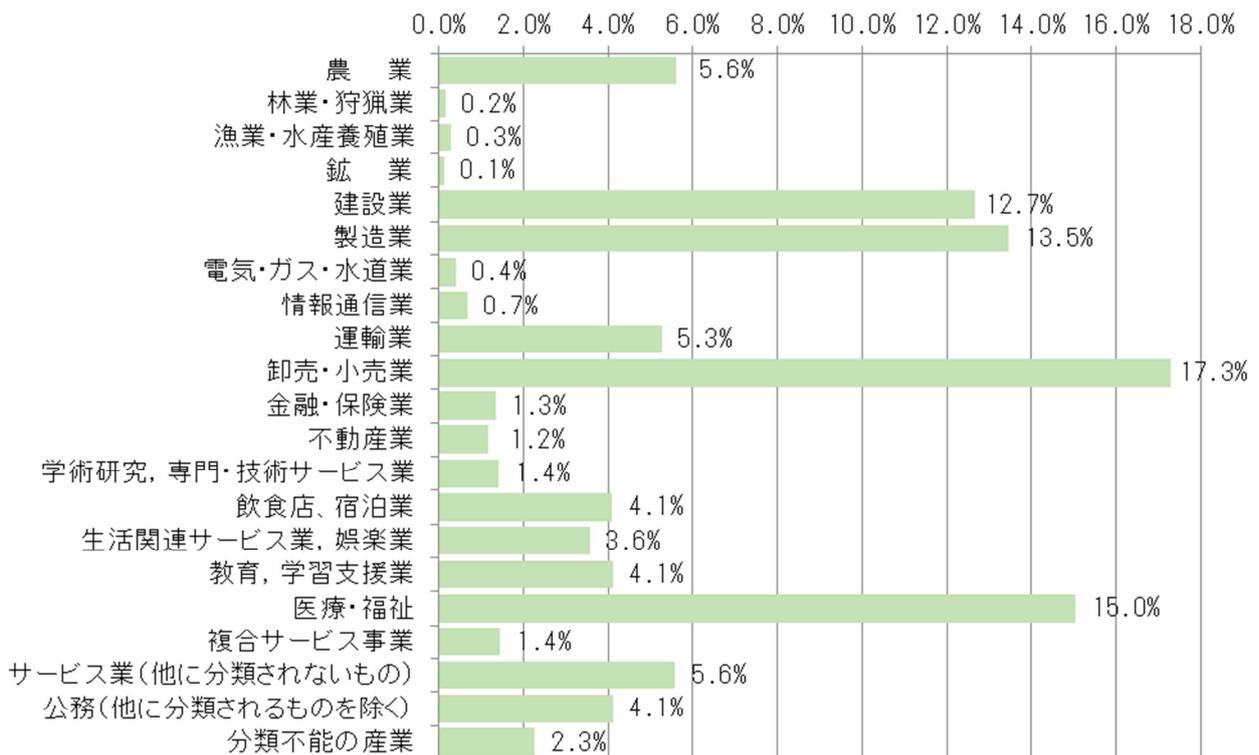
産業別においては、第3次産業就業者の割合が増加傾向にあり、平成27年は65.4%となっています。

一方、第1次産業及び第2次産業の就業者は減少傾向にあり、平成27年はそれぞれ6.0%、26.3%となっています。



出典：国勢調査

平成27年の産業大分類別の就業者割合をみると、卸売・小売業の17.3%が最も多く、次いで医療・福祉の15.0%、製造業の13.5%となっています。

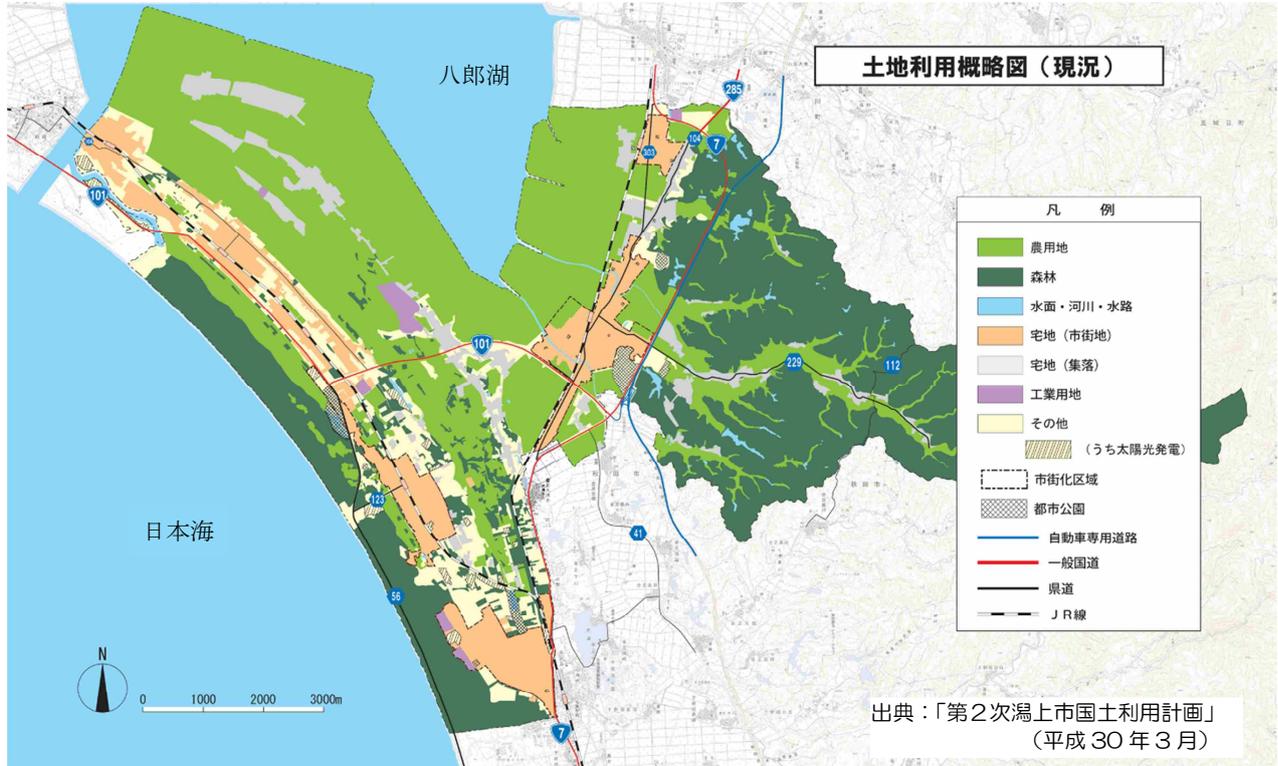


出典：国勢調査

(5) 土地利用

本市における土地利用は、市域の大部分が農用地と森林であり、特に都市計画区域外と昭和・飯田川地区の市街化調整区域は、そのほとんどが農用地又は森林となっており、農用地に囲まれ多くの集落が形成されています。

また、国道 7 号と国道 101 号の沿道及び J R 駅周辺に市街地や住宅地が形成されています。



〈都市計画区域内の土地利用現況〉

平成 29 年の都市計画区域全体をみると、自然的土地利用が 83.2%、都市的土地利用が 16.8%となっています。

市街化区域内では 59.3%が宅地となっており、宅地を含めた都市的土地利用が 77.2%を占めています。また、市街化調整区域内では、面積の割合が最も高いのは山林 52.2%で、次いで農地 33.3%となっており、これらを含めた自然的土地利用が 89.5%を占めています。

(ha)

区域区分	自然的土地利用						小計
	農地			山林	水面	その他 自然地	
	田	畑	小計				
市街化区域	73.6	11.2	84.9	51.1	4.2	15.8	155.9
	10.8%	1.6%	12.4%	7.5%	0.6%	2.3%	22.8%
市街化調整区域	1,977.5	196.3	2,173.8	3,408.6	88.4	175.5	5,846.3
	30.3%	3.0%	33.3%	52.2%	1.4%	2.7%	89.5%
都市計画区域	2,051.1	207.6	2,258.7	3,459.7	92.5	191.3	6,002.3
	28.4%	2.9%	31.3%	47.9%	1.3%	2.7%	83.2%

区域区分	都市的土地利用										小計	合計	
	宅地				農林漁業 施設用地	公共施設 用地	道路用地	交通施設 用地	公共空地	その他 公的施設 用地			その他 の空地
	住宅用地	商業用地	工業用地	小計									
市街化区域	360.5	18.0	26.4	404.9	0.0	45.4	50.9	5.4	12.0	0.0	8.4	527.1	683.0
	52.8%	2.6%	3.9%	59.3%	0.0%	6.7%	7.5%	0.8%	1.8%	0.0%	1.2%	77.2%	100.0%
市街化調整区域	282.4	46.5	42.0	371.0	3.1	74.0	150.7	10.6	48.6	0.0	30.6	688.7	6,535.0
	4.3%	0.7%	0.6%	5.7%	0.0%	1.1%	2.3%	0.2%	0.7%	0.0%	0.5%	10.5%	100.0%
都市計画区域	642.9	64.5	68.4	775.9	3.1	119.5	201.6	16.0	60.7	0.0	39.1	1,215.7	7,218.0
	8.9%	0.9%	0.9%	10.7%	0.0%	1.7%	2.8%	0.2%	0.8%	0.0%	0.5%	16.8%	100.0%

出典：都市計画基礎調査（H29）

※端数の都合により合計は一致しない。

(6) 開発行為の動向

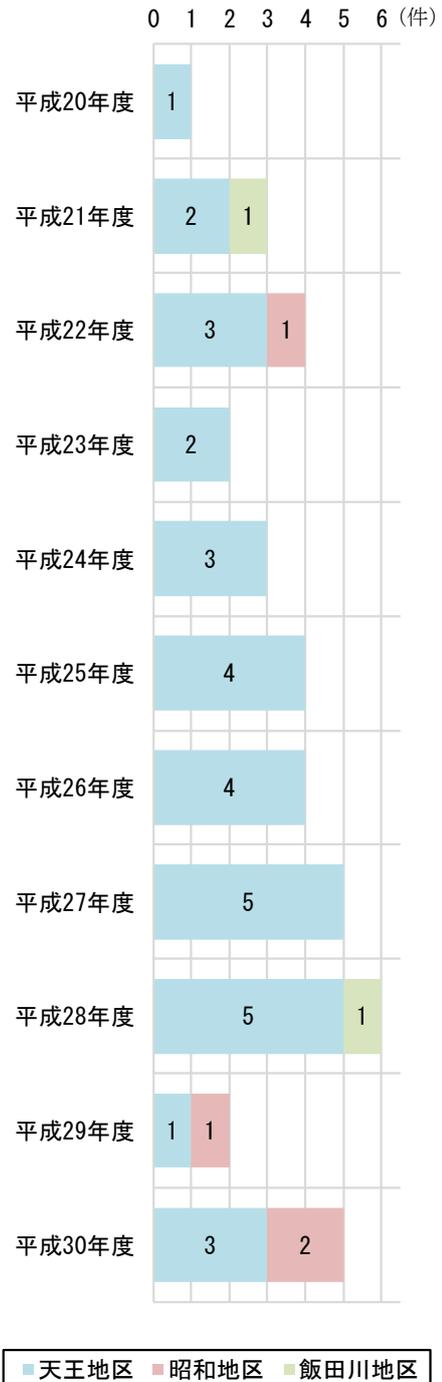
本市における開発行為の動向を地区別にみると、そのほとんどが天王地区で行われており、区域区分別では市街化区域における開発行為が多くなっています。また、3411 導入後（平成 23 年以降）は、天王地区の市街化調整区域において開発行為が積極的に行われています。

<地区別開発行為の動向>

(単位：ha)

※()内は件数

年度	地区	都市計画 区域外	市街化 区域	市街化調整区域	
				調整区域	3411
平成 20年度	天王		0.61 (1)		
	昭和				
	飯田川				
平成 21年度	天王		0.7 (2)		
	昭和				
	飯田川			10.91 (1)	
平成 22年度	天王	2.19 (2)	3.9 (1)		
	昭和		0.78 (1)		
	飯田川				
平成 23年度	天王		0.54 (2)		
	昭和				
	飯田川				
平成 24年度	天王	0.9 (1)	0.2 (1)		0.58 (1)
	昭和				
	飯田川				
平成 25年度	天王		0.43 (1)		4.27 (3)
	昭和				
	飯田川				
平成 26年度	天王	0.22 (1)			1.65 (3)
	昭和				
	飯田川				
平成 27年度	天王	0.44 (1)	0.95 (3)		0.27 (1)
	昭和				
	飯田川				
平成 28年度	天王		2.46 (4)		0.71 (1)
	昭和				
	飯田川		0.17 (1)		
平成 29年度	天王				0.27 (1)
	昭和				0.3 (1)
	飯田川				
平成 30年度	天王		1.45 (2)		0.31 (1)
	昭和				0.17 (2)
	飯田川				
計		3.75 (5)	12.19 (19)	10.91 (1)	8.53 (14)
天王		3.75 (5)	11.24 (17)	0 (0)	8.06 (11)
昭和		0 (0)	0.78 (1)	0 (0)	0.47 (3)
飯田川		0 (0)	0.17 (1)	10.91 (1)	0 (0)
計		3.75 (5)	12.19 (19)	10.91 (1)	8.53 (14)



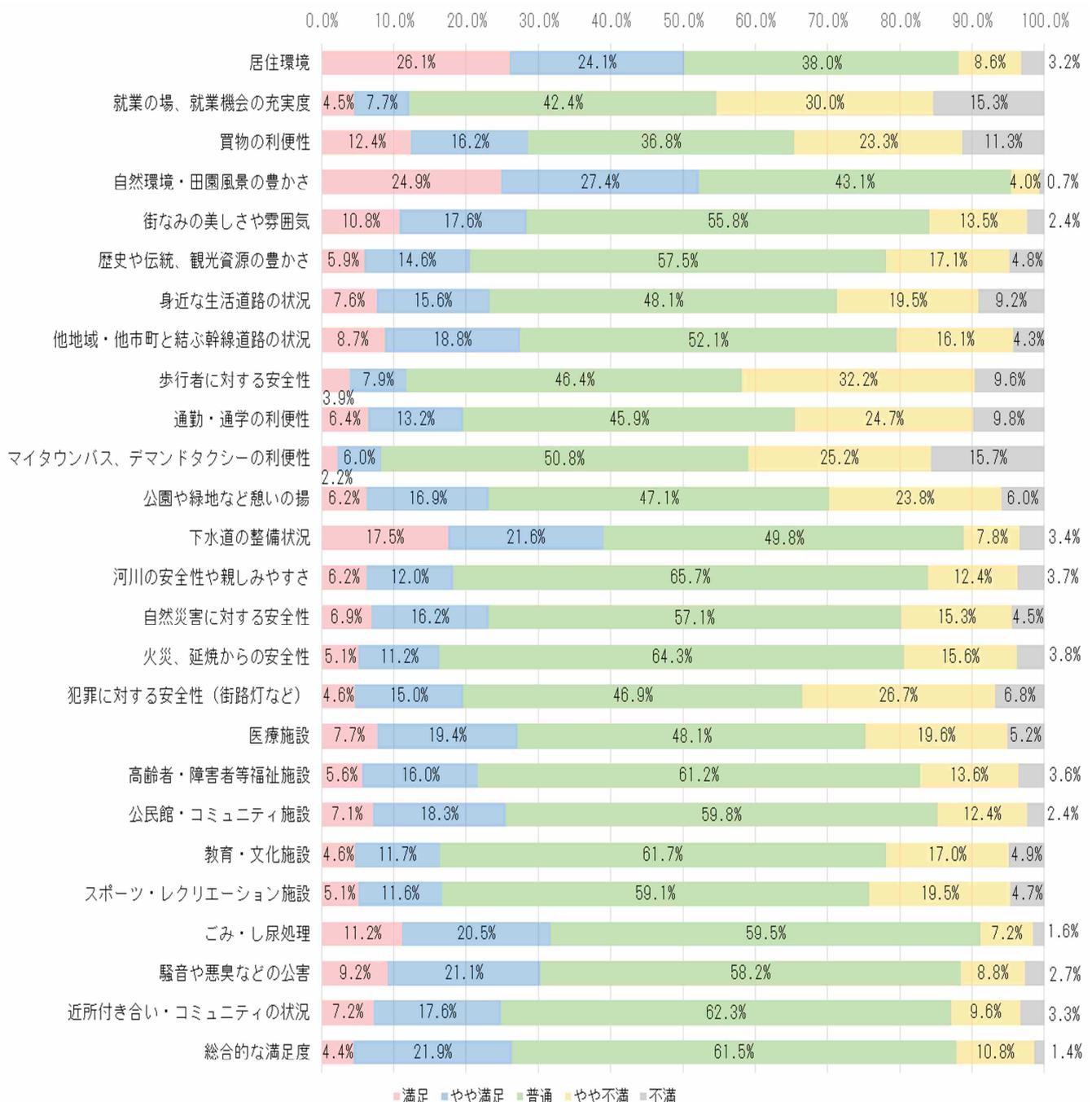
2. まちづくりに関する市民意識

平成 29 年 7 月に、「都市計画・まちづくりに関する市民意向調査」を 18 歳以上の市民 3,000 人を対象として実施し、1,236 通の回答を得ました。

〈生活環境に対する満足度〉

ほとんどの項目で、「満足」「やや満足」「普通」との回答が半数以上を占めています。特に、居住環境や自然環境・田園風景の豊かさ、下水道の整備状況、ごみ・し尿処理において、満足度が高くなっています。

一方、「就業の場、就業機会の充実度」、「マイタウンバス、デマンドタクシーの利便性」、「歩行者に対する安全性」、「犯罪に対する安全性（街路灯など）」については、満足度が低い結果となっています。

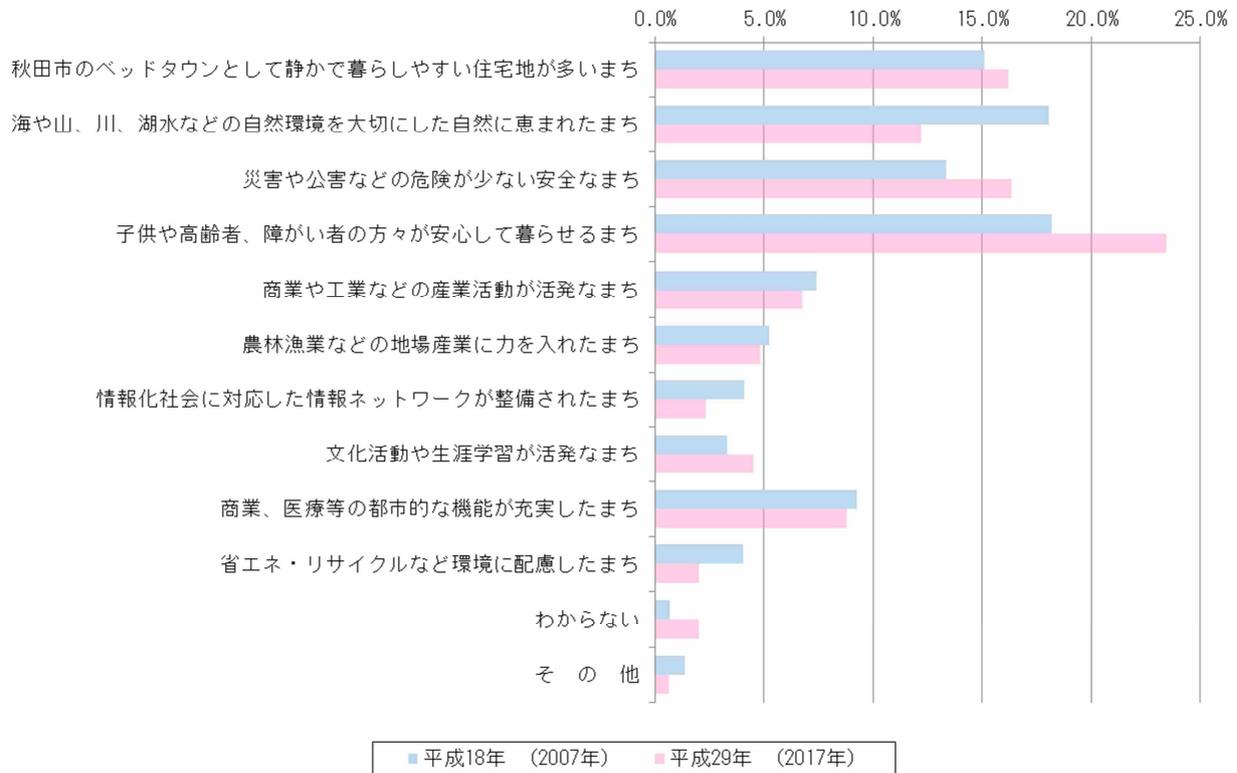


〈理想とする“まち”の姿について〉

前回調査（平成18年9月実施）と同様に、「子供や高齢者、障がい者の方々が安心して暮らせるまち」とする回答が最も多くなっており、前回より約10%増加しています。

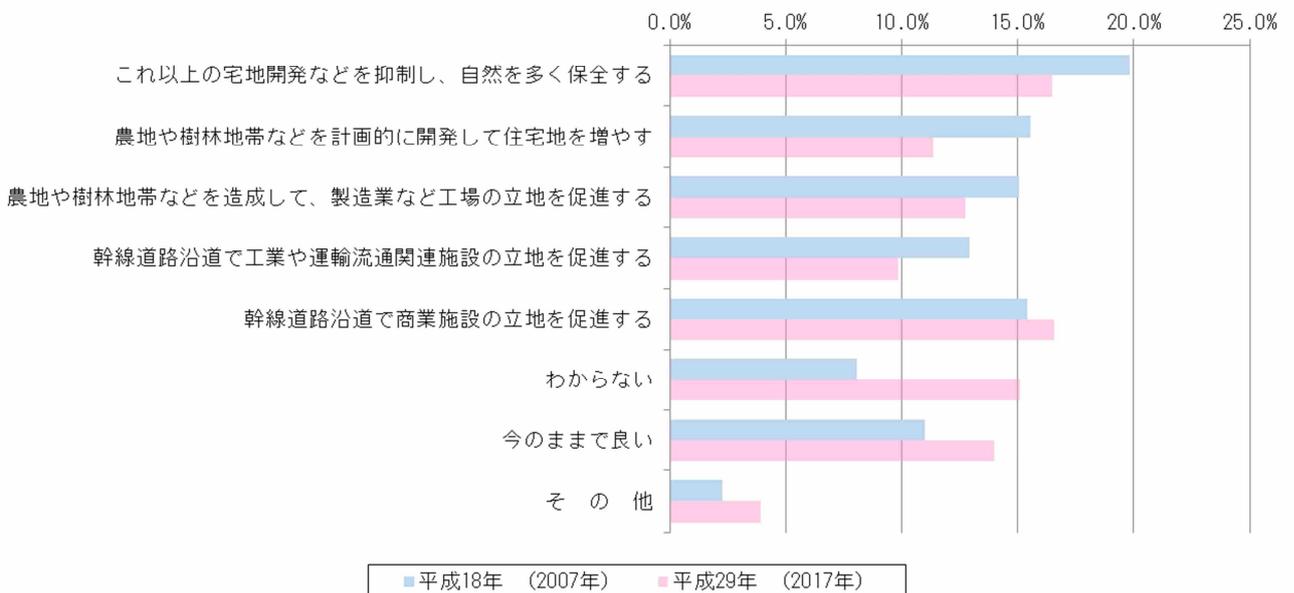
次いで多かったのは、「秋田市のベッドタウンとして静かで暮らしやすい住宅地が多いまち」「災害や公害などの危険が少ない安全なまち」の約16%となっており、どちらも前回よりも増加しています。

一方で、「海や山、川、湖水などの自然環境を大切に自然に恵まれたまち」「省エネ・リサイクルなど環境に配慮したまち」とする回答が、前回より減少しています。



〈今後の土地利用のあり方について〉

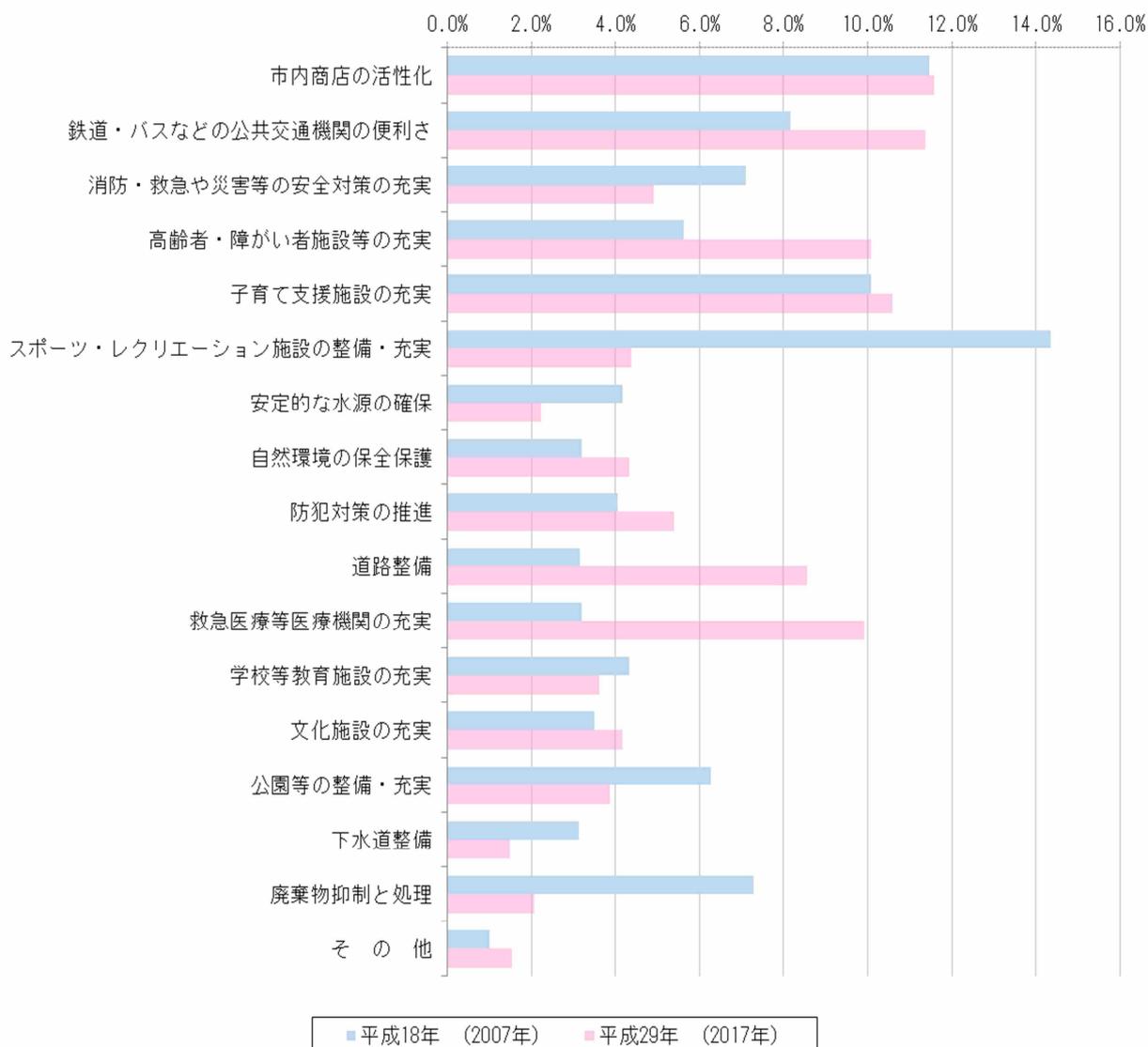
宅地開発を抑制するという回答と、逆に促進するという回答が、どちらも前回調査より減少傾向にある一方で、「わからない」「今のままで良い」とする回答が、増加傾向にあります。



〈今後重視すべき施策について〉

「市内商店の活性化」と「鉄道・バスなどの公共交通機関の便利さ」を望む回答が多くありましたが、前回と比較すると、「救急医療等医療機関の充実」「道路整備」「高齢者・障がい者施設等の充実」を望む回答が増加しています。

一方で、「スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実」、「廃棄物抑制と処理」が減少しています。



3. まちづくりの課題

(1) 時代の潮流

本市を取り巻く社会経済状況により求められるまちづくりを、次のように整理します。

少子高齢化・人口減少への対応

超少子高齢社会の到来と人口減少の一層の進行を見据え、地域コミュニティの活力維持、道路や上下水道等インフラ施設の適正な維持管理など、持続可能なまちづくりが求められます。

地球環境問題への対応

地球温暖化が原因とされる記録的な猛暑や大雪、集中豪雨等の異常気象が発生しており、地球環境問題に対する関心が高まっています。

そのため、自然環境の保全や二酸化炭素排出量の削減など、環境負荷の低減を意識したまちづくりが求められます。

災害に強いまちづくりへの対応

近年多発している集中豪雨や地震などの自然災害から被害を最小限に食い止めるため、災害に強い都市施設や避難路の確保、公共施設や家屋の耐震化、空き家対策など、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

コンパクトなまちづくりへの対応

急速な人口減少が見込まれているなかであっても、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が困難な状況に陥らないよう、国では都市の中心拠点や生活拠点に市街地や都市機能を集約したコンパクトシティの実現を推進しています。

本市においても、市街地や集落形成の歴史的背景、地域特性等を踏まえたコンパクトなまちづくりを推進する必要があります。

(2) 本市におけるまちづくりの課題

本市の現況や市民意識、時代の潮流などから、本マスタープラン策定にあたってのまちづくりの課題について、次のように整理します。

豊かな自然環境の保全と活用

本市は、日本海に面した砂丘群の松林や出羽丘陵のみどり豊かな山並み、八郎湖に向かって広がる田園風景など、豊かな自然環境に恵まれています。そしてこれらの自然環境は、良好な生活環境の形成、レクリエーションや癒しの場、大気や水質の浄化、景観の形成等多面的な役割を担っています。

そのため、本市が有する豊かな自然環境を貴重な財産として保全し、次世代に受け継いでいくとともに、景観への配慮や交流（観光）資源として活用するなど、地域づくりに活かしていくことが求められます。

土地利用の適正化と地域の特性に応じた持続可能なまちづくり

本市は、都市計画区域と都市計画区域外に分かれており、土地利用規制が異なる区域が併存しています。そのため、潟上市として同じ目標に向かって一体的なまちづくりを進めていく上で、土地利用の適正化や都市計画のあり方等について、抜本的な見直しや検討を行う必要があります。

また、少子高齢化が進行するなか、特に市街化調整区域や都市計画区域外においては人口の減少傾向が継続しており、地域コミュニティの維持や活力の向上を図る必要があります。そして、誰もが、安全・安心で快適に暮らせる定住環境の向上や、医療・福祉の充実など、地域の特性に応じた暮らしやすいまちづくりを進めることが求められています。

交通環境と公共交通ネットワークの充実

市民意向調査において、今後本市が重視すべき施策として、鉄道やバス等公共交通の利便性と道路整備が上位にあげられています。また、効率的な都市構造を構築するためには、各地域間を結ぶ公共交通や道路によるネットワークの形成が必要不可欠です。

本市では、平成 25 年に「潟上市幹線道路網計画」を策定（平成 26 年改定）し、地域間の連絡機能の充実に取り組んでおり、今後はヒトやモノの円滑な移動とともに、子どもや高齢者、障がい者に配慮した道路交通環境の整備が求められます。

また、高齢者などが自家用車に過度に頼ることなく、地域の拠点にアクセスできるよう、交通弱者の移動を支える公共交通ネットワークの充実が求められます。

都市基盤整備の適正化・効率化

市民生活に身近な道路や公園、下水道等都市施設に対する投資力が低下するなか、限られた財源の範囲内で、地域特性を踏まえた効率的な維持管理・更新をしていくことが必要です。

また、都市計画道路や都市計画公園の一部は、長期未着手の状態にあり、将来交通量や地域ニーズを把握し、その必要性や実現性を検証し、今後の整備のあり方の検討を行う必要があります。

また、今後の人口減少や配置バランス及び財政状況を踏まえ、都市施設や公共公益施設を適正かつ効率的に整備又は更新していくことが求められます。

市民と協働によるまちづくり

人々の価値観やライフスタイルの多様化などにより、行政ニーズの多様化・高度化が進んでいます。そのなかで、平成 25 年 1 月に「潟上市自治基本条例」が施行され、市民主体のまちづくりを推進する環境が整ったことにより、行政と市民、事業者などが協働し、まちづくりを推進していくことが求められます。

第2章 全体構想

1. 将来の都市像と基本理念

(1) 将来の都市像

みんなで創る しあわせ実感都市 潟上
～文化の風薫る 笑顔あふれるまち～

本マスタープランは、第2次潟上市総合計画に即して都市計画の基本的な方針を定めるものです。このことから、本市が目指す将来の都市像は、上位計画である第2次潟上市総合計画が定める市の将来像を基本とします。

そして、本市の豊かな自然と地域資源との調和を保ちながら、すべての人が健康で安心して暮らすことができ、潟上市に住んでいることに幸せを感じることができるようなまちづくりを、市民とともに推進するため、都市計画の視点からまちづくりの目標や土地利用方針等を定めるものとします。

(2) まちづくりの基本理念

まちづくりの課題や将来の都市像を踏まえ、本マスタープランにおけるまちづくりの基本理念を次のように設定します。

自然と都市が共生し、安全・安心で快適な暮らしができるまちづくり

本市が有する豊かな自然環境を守り育て次代へ継承していくとともに、良好な住環境を維持・創出し、自然と都市が共生するまちづくりを目指します。

また、都市施設の利便性と自然災害に対する防災力の向上により、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指します。

地域の個性を活かし、交流や連携によりにぎわいが生まれるまちづくり

これまでの歴史的背景や生活環境等を踏まえ、各地域が持つ特色や地域資源を活かし、市全体が一体的でバランスのとれたまちづくりを目指します。また、各地域拠点等の機能の充実を図り、拠点間における連携と交流を促進することにより、活気やにぎわいが生まれるまちづくりを目指します。

市民と行政がともに創る魅力あるまちづくり

都市計画に関する市民の理解の促進に努めるとともに、市民・事業者・行政等多様な主体の協働・連携によるまちづくりを目指します。

2. 将来人口の見通し

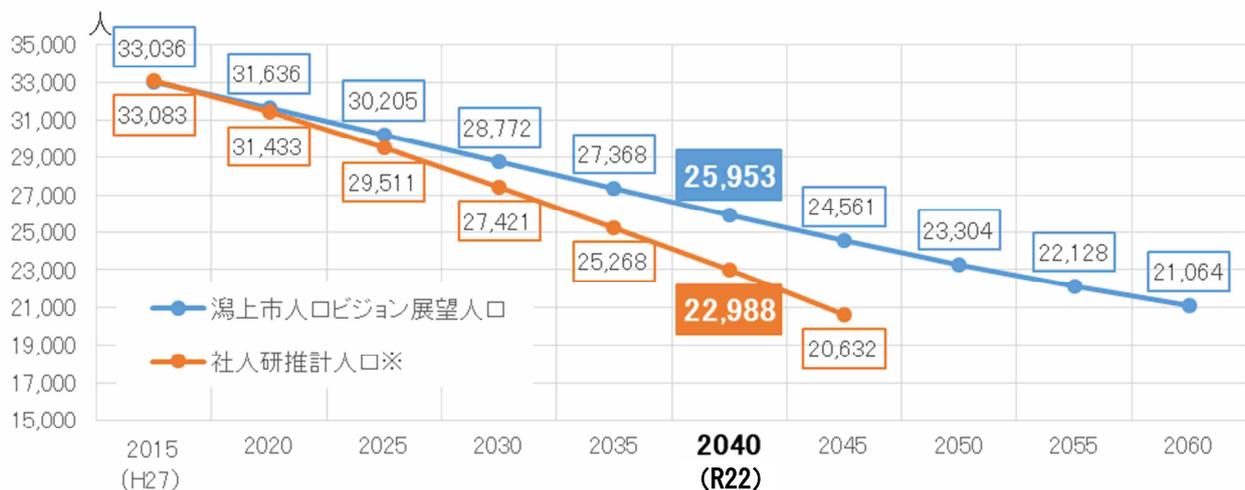
平成 23 年策定の前都市計画マスタープラン（以下「前計画」という。）における推計値では、2030 年の将来人口を 31,349 人と予測し、目標人口は政策効果を加味して 36,000 人に設定していました。

しかし、全国的に人口減少が加速度的に進行する傾向にあるなかで、潟上市人口ビジョンでは、同時点における将来人口を 28,772 人と推計しており、前計画の目標人口を下方修正する必要があります。

潟上市人口ビジョンは、本市の持続可能なまちづくりを目指すことを目的に人口推計がなされ、第 2 次潟上市総合計画において将来人口とされていることから、本マスタープランも整合性をとり、2040 年の将来人口を 26,000 人に設定します。

2040 年の将来人口 = 26,000 人に設定

〈潟上市人口ビジョンにおける人口の将来展望〉



※国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』より

3. まちづくりの目標

本市の将来像を実現するために、まちづくりの基本理念を踏まえ、次のとおりまちづくりの目標を設定します。

市民が安全・安心に暮らせるまちをつくる

- 社会経済状況や市の財政状況の変化に合わせて都市基盤施設が適正に維持され、市民が生活しやすい環境が持続可能なまちづくりを目指します。
- 公共施設及び家屋の耐震化や空き家対策等、防災・減災対策を推進し、地震や風水害などの災害に強いまちづくりを目指します。
- 災害時に対応した避難場所や避難路の整備・確保など、地域の防災力向上を推進します。

都市と自然が調和したまちをつくる

- 無秩序な開発を抑制し、本市の豊かな自然環境や生物多様性を保全し、次代へ継承します。
- 良好な生活環境と景観の形成、憩い空間の創出、大気や水質の浄化等、自然が持つ多面的機能を持続的に維持するため、自然環境の保全や市街地内の緑化など、グリーンインフラの観点を取り入れながら環境に配慮したまちづくりを推進します。

持続可能な交通ネットワークが構築されたまちをつくる

- 公共交通の利便性向上により市民の移動手段が確保され、本格的な少子高齢社会に適応した持続可能な公共交通ネットワークを構築します。
- 都市の骨格となる道路の維持・整備や道路網の充実等、誰もが安全・安心に移動できる道路交通環境をつくりまします。

地域がバランスよく発展したまちをつくる

- 各地域が持つ特色や地域資源を活かし、地域コミュニティの活力を創出し、各地域の個性を補い合って市全体が一体的にバランスのとれたまちづくりを目指すとともに、地域の魅力向上と活性化を目指します。
- 市全域が一つの都市計画区域として、土地利用の規制や誘導が図られ、都市全体が良好な定住環境の創出に向かって一体感のある都市形成を目指します。

コンパクトで効率的なまちをつくる

- 各拠点の特性を活かしながら相互に連携し、それぞれが効率的に機能するコンパクトな拠点形成を目指すとともに、各拠点間のネットワーク形成を目指します。
- 適正かつ計画的な土地利用を推進し、拠点形成を図ります。

市民との協働によるまちをつくる

- 市民や事業者など多様な主体の参画と協働のもと、社会環境の変化や地域の特性及び土地利用状況等を踏まえ、地域の個性を活かしたまちづくりを推進します。

4. 将来都市構造

本市は歴史的経緯のなか、JR男鹿線及びJR奥羽本線の各駅や、国道7号及び国道101号をはじめとする幹線道路沿いに、市街地や住宅地が形成されV字型に発展してきました。しかしながら、秋田市の衛星都市として発展してきた一面もあり、現在の都市構造は、中心となる「核」がない分散型の構造といえます。

全国的な傾向と同様に、本市においても人口減少と少子高齢化が進行しており、年々市の財政状況が厳しくなるなか、まちづくりの基盤となる都市インフラの維持と長寿命化が大きな課題となっています。

今後、本市が地域の活力を維持し、持続的に発展していくために、都市インフラを整備又は維持し、各地域拠点や生活拠点の特性を活かし、それぞれが効率的でコンパクトな拠点形成を目指すとともに、道路や公共交通のネットワーク構築により、医療・福祉・商業・行政等の生活サービス機能を、各拠点が相互に補完・連携する「**多核ネットワーク型都市形成**」を目指します。

(1) 都市軸

広域的に本市と他都市を結ぶとともに、市内の拠点間を連携する骨格的な路線を都市軸とし、その機能の維持・向上を図ることにより、本市の一体的な都市形成を推進します。

東部都市軸 広域都市間を連絡する大動脈であり、東部地域の南北方向の主要な交通軸

路線 本市の南から北東方面に通る日本海沿岸東北自動車道（秋田自動車道及び秋田外環状道路）、国道7号及び市内の幹線道路である（一）男鹿昭和飯田川線、（一）秋田昭和飯田川線を東部都市軸と位置づけます。

方針 本市と他都市とを広域的に結ぶ日本海沿岸東北自動車道及び国道7号は、県内外の主要な都市圏との交流を支援し、本市全体の発展に寄与する軸として、また（一）男鹿昭和飯田川線と（一）秋田昭和飯田川線は、昭和・飯田川地域の一体性を高める重要な役割を担う軸として、機能の維持・向上を図ります。

西部都市軸 秋田市や男鹿市と連絡する西部地域の南北方向の主要な交通軸

路線 本市の西側を南北に縦断する（主）秋田天王線及び国道101号、（都）二田出戸追分線、（都）追分出戸線、（一）男鹿昭和飯田川線を西部都市軸と位置づけます。

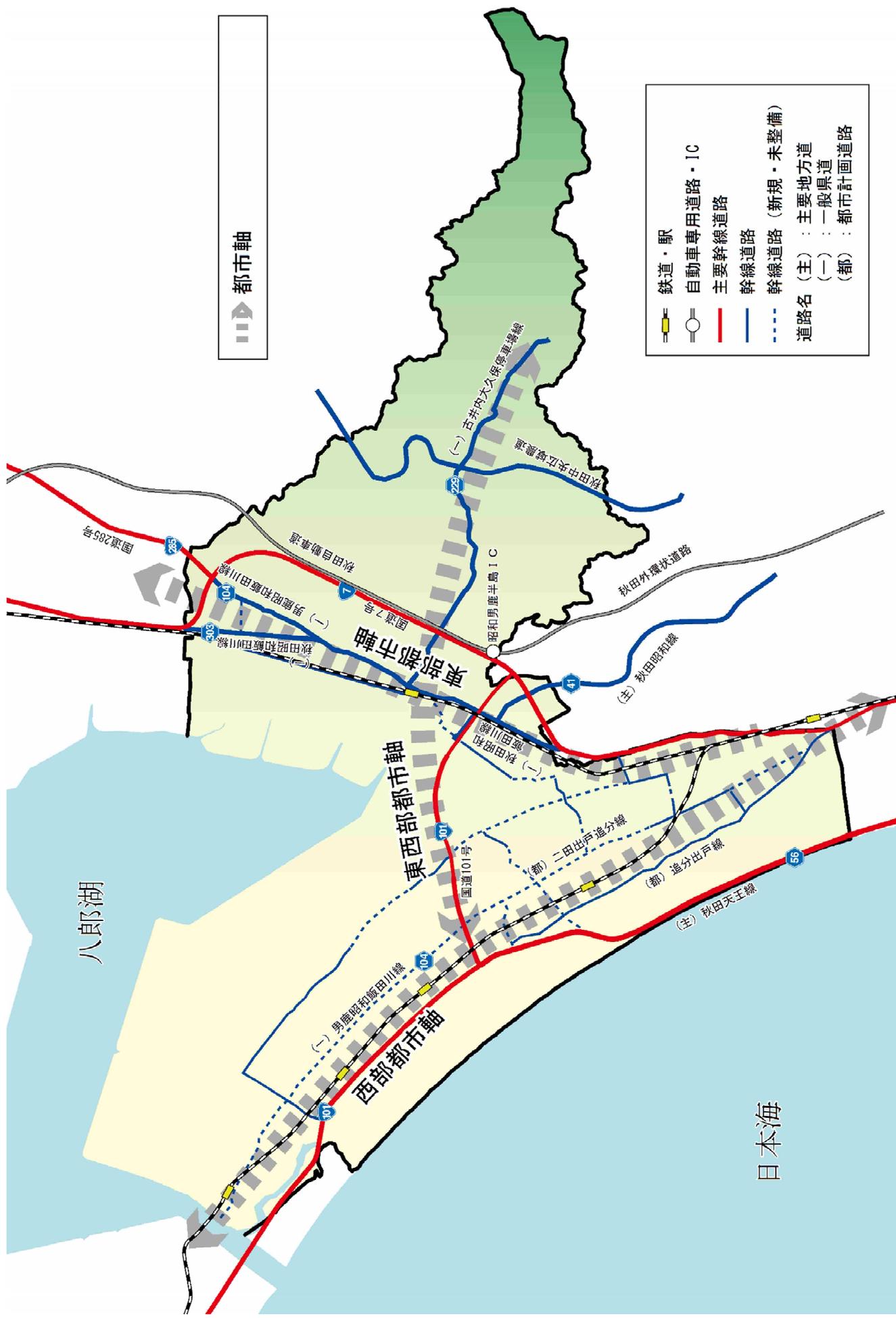
方針 本市と秋田市や男鹿市とを結ぶ（主）秋田天王線及び国道101号は、広域的な交流を支援し、天王地域の主な市街地を縦断する（都）二田出戸追分線、（都）追分出戸線、（一）男鹿昭和飯田川線は、南北の拠点間を連絡する重要な役割を担う軸として、機能の維持・向上を図ります。

東西部都市軸 東西の都市拠点を連結・一体化する交通軸

路線 本市の主要な拠点から昭和男鹿半島IC又は秋田市までのアクセス性や、東西地域の一体性を高める国道101号、（主）秋田昭和線、（一）古井内大久保停車場線を、東西部都市軸と位置づけます。

方針 秋田中央圏域観光をはじめとする広域的な交流連携を支援するとともに、本市の東西地域の発展に寄与する重要な役割を担う軸として、機能の維持・向上を図ります。

※（主）：主要地方道、（一）：一般県道、（都）：都市計画道路



都市軸

- 鉄道・駅
- 自動車専用道路・IC
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 幹線道路 (新規・未整備)
- 道路名 (主) : 主要地方道
- (一) : 一般県道
- (都) : 都市計画道路

(2) 拠 点

市民が生き活きと暮らせる都市を形成するため、本市が目指す多核ネットワーク型都市形成の核となる各拠点は、本市の成り立ちや地域特性を踏まえ、これからのまちづくりにおいて期待される役割などに応じた各種都市機能の集積や整備充実を図ります。

地域拠点 商業、医療、教育・文化等、比較的高質な生活サービス機能を有する中心的な拠点

位置 各出張所の周辺市街地。

方針 道路や上下水道、公園などの都市基盤と、商業をはじめ多様な都市機能の充実を図り、地域の中心としての拠点性を向上させます。

生活・コミュニティ拠点 地域拠点を補完する生活サービス機能が中心の拠点

位置 J Rの出戸浜駅、天王駅、羽後飯塚駅、市多目的交流施設の各周辺。

方針 地域拠点を補完する拠点として、地域住民にとって身近な生活サービス機能の充実と快適な住環境を形成します。

交流拠点 市内外の人々の憩いの場、交流の場としての拠点

位置 天王グリーンランド、ブルーホール、ブルーメッセあきたの各周辺。

方針 それぞれの地域特性を活かすとともに、拠点間の連携を強化し、交流機能の充実を図ります。

産業拠点 各種産業の立地を誘導し、経済の活性化と雇用の促進に寄与する拠点

位置 昭和工業団地及び二田地区の国道 101 号沿道、大清水地区の国道 7 号沿道、飯塚地区の国道 7 号と国道 285 号交差点周辺。

方針 各種産業の誘導と集積を図り、周辺環境と調和した業務地の形成を図ります。

交通拠点 公共交通の結節機能を有する拠点

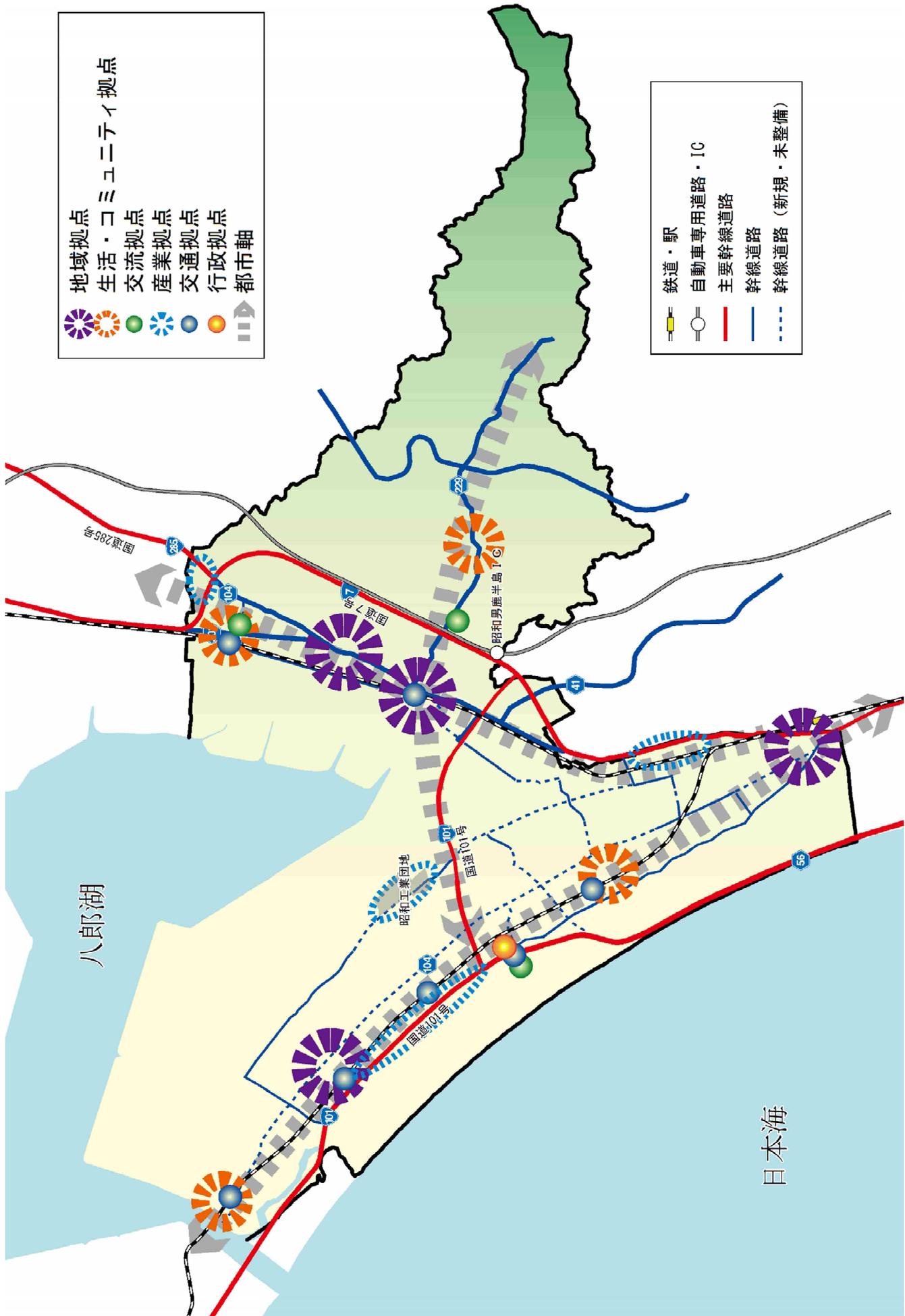
位置 6 つの J R 鉄道駅及び市役所周辺。

方針 鉄道とバスによる公共交通ネットワークの結節点として、利便性の向上と拠点間の連携強化を図ります。

行政拠点 行政の中核的な役割を果たす拠点

位置 市役所周辺。

方針 行政機能の中核を担い、ランドマークとしてふさわしい周辺環境を形成します。



- 地域拠点 (Purple sunburst icon)
- 生活・コミュニティ拠点 (Orange sunburst icon)
- 交流拠点 (Green circle icon)
- 産業拠点 (Blue sunburst icon)
- 交通拠点 (Blue circle icon)
- 行政拠点 (Orange circle icon)
- 都市軸 (Grey arrow icon)

- 鉄道・駅 (Black line with cross-ticks icon)
- 自動車専用道路・IC (Black line with circle icon)
- 主要幹線道路 (Red line icon)
- 幹線道路 (Blue line icon)
- 幹線道路 (新規・未整備) (Dashed blue line icon)

(3) 土地利用ゾーニング

本市が地域の活力を維持して持続的に発展していくために、地域特性を活かしゾーンに適した土地利用を図ります。

市街地ゾーン

地域の特性や役割を踏まえた各種都市機能を高め、良好な市街地形成を目指すゾーン

既存市街地等において、道路等の都市基盤整備を計画的に進めながら、地域の特性と本市が目指す多核ネットワーク型都市形成における役割を踏まえ、良好な住環境や産業系市街地の形成を図ります。

田園集落ゾーン

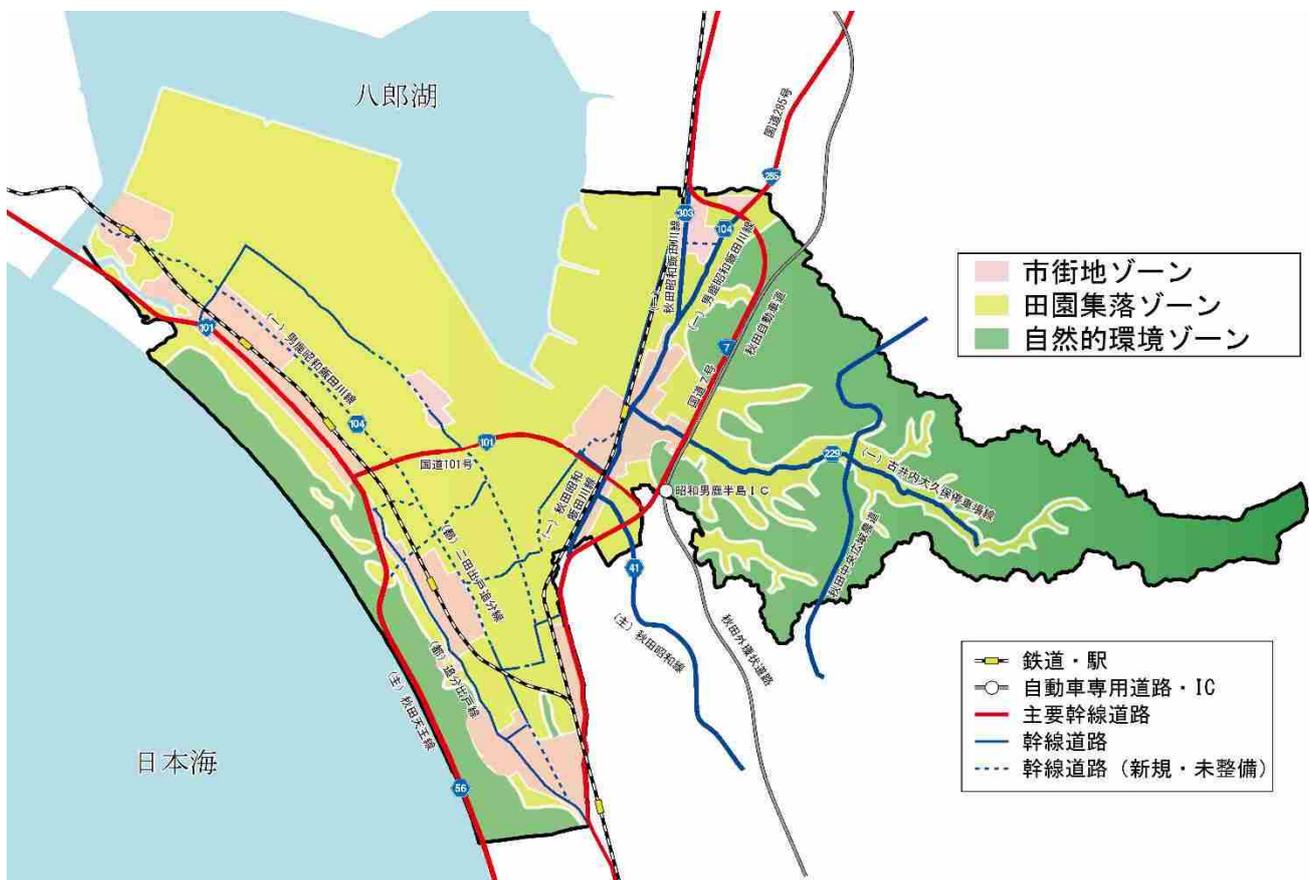
良好な営農環境と集落が共生するゾーン

農振農用地をはじめとする良好な営農環境を維持・保全します。また、コミュニティを維持していくため、住環境の維持・向上により定住人口の安定化を促進し、地域特性に応じた土地利用を図ります。

自然的環境ゾーン

自然環境の維持・保全と活用を図るゾーン

豊かな自然環境を維持・保全しながら、レクリエーションや自然とふれあう憩いの場として適正な土地利用を図ります。



5. 分野別方針

(1) 土地利用の方針

<現況・課題>

本市は東部に山林、中央部から西部は農地が広がっており、市街地は主にJR鉄道駅周辺に形成されています。また、山林や農地に囲まれた集落が多く存在しています。

都市計画法上、市域の73.9%が秋田都市計画区域に指定されており、市街化区域、市街化調整区域はそれぞれ市域の7.0%、66.9%を占めていますが、都市計画区域外とは土地利用規制の面で大きな温度差があり、今後の本市の土地利用を考えていく上で重要なポイントとなっています。

そして、国全体の人口が減少する中で本市の人口も減少しており、今後は田畑や山林などの開発や市街地の拡大はほとんど見込めない状況において、土地利用のあり方、規制に大きな影響のある都市計画区域や区域区分のあり方について、見直す必要があります。

<基本方針>

土地利用の動向や周辺環境との調和、社会経済状況の変化やニーズ等を総合的に勘案し、地域の特性に応じた適正な土地利用コントロールを行い、豊かな自然環境との共生を目指すため、以下を基本方針とします。

コンパクトな市街地の形成

人口減少・超高齢社会を迎え、既成市街地や駅周辺など地域の拠点機能を充実させ、利便性の高いコンパクトな市街地形成を目指します。

豊かな自然環境や農地と調和したまちづくり

海・山・湖・川という恵まれた自然特性と豊かな田園地帯の保全・活用を図り、自然と共生したまちづくりを目指します。

地域特性に応じた土地利用の展開

社会経済状況の変化やニーズに対応し、さまざまな特性を有する地域に合った土地利用コントロールを図ります。

都市計画の見直しによる土地利用の展開

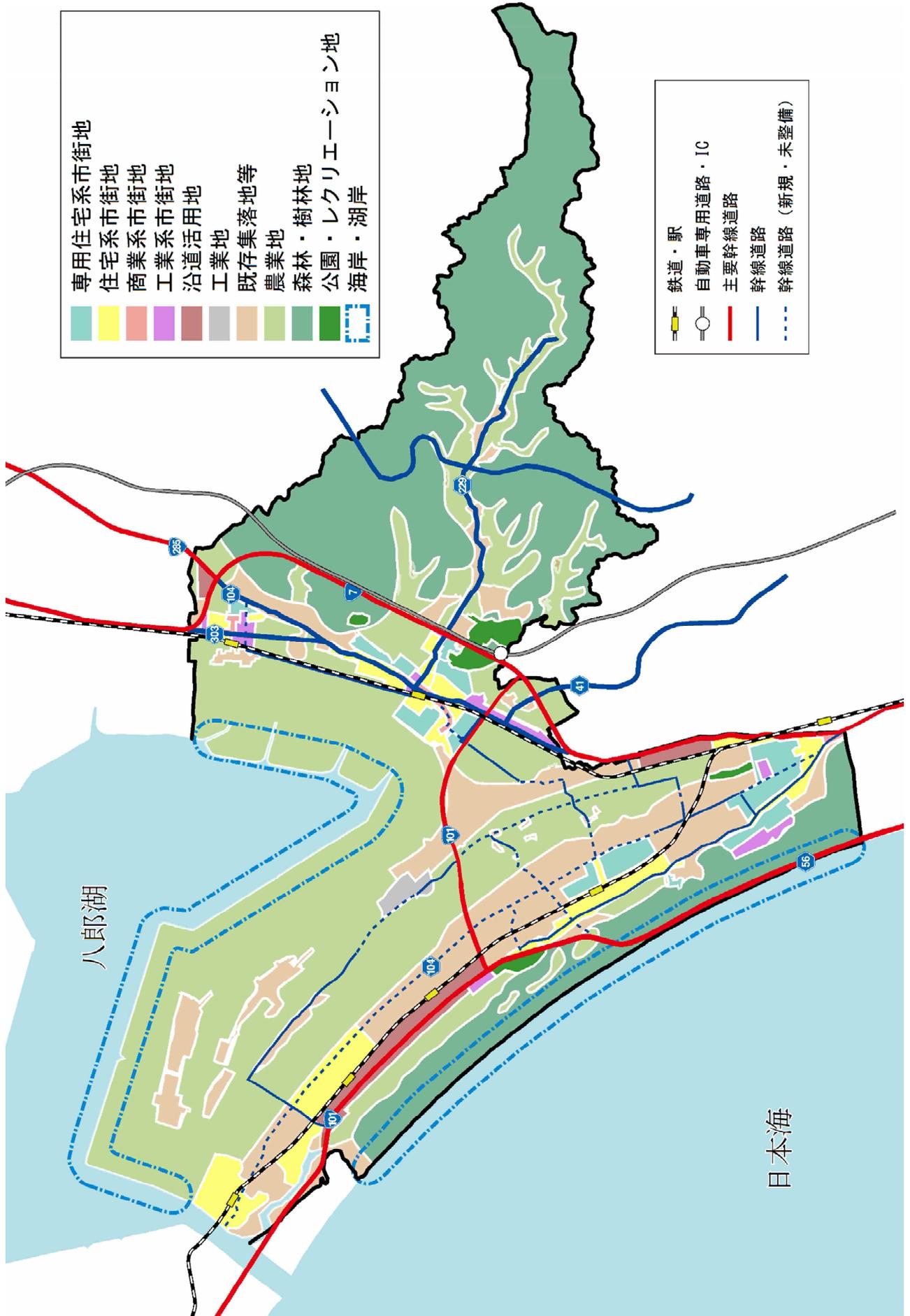
本市には、土地利用に関するルールが厳しい都市計画区域と、比較的緩やかな都市計画区域外とが隣接して存在しています。

本市がひとつの都市として、統一されたルールのもと、まちづくり（土地利用）を展開していくためには、都市計画の見直しが必要です。ただし、その実現には、国等関係機関との協議に相当な時間を要するため、都市計画区域内外の格差を是正する土地利用コントロール手法の導入などに取り組みながら、まちづくりに向けて持続的に協議を行っていきます。

＜土地利用区分別の方針＞

ゾーン	土地利用区分	方 針
市街地 ゾーン	専用住宅系市街地	住宅を中心とした市街地の形成を図るとともに、良好な住環境の維持・向上に努めます。
	住宅系市街地	住宅を主体としながらも、商業施設なども立地する日常生活の利便性に富んだ市街地の形成を図ります。
	商業系市街地	周辺住民の日常生活を支える店舗等が集積する市街地として、既存商業の活性化とにぎわいの創出を図ります。
	工業系市街地	周辺の住環境に配慮した生産環境の形成に努め、住宅と工業が共存する区域として土地利用を図ります。
	沿道活用地	交通利便性が高い国道沿道の一部地域においては、背後地の住宅地や周辺農地との調和に配慮しながら、商業・業務施設、沿道サービス施設等の立地を誘導します。
	工業地	本市の産業集積地として、積極的な企業誘致による集積を促進し、良好な操業環境の維持・向上を図ります。
田園集落 ゾーン	既存集落地等	既存集落地においては、田園に囲まれた自然豊かな環境を保全していくとともに、生活道路等の生活基盤の整備・充実を図り、快適な住環境を形成します。 里山における傾斜地は、土砂災害警戒区域の指定等により防災性を高め、維持・保全を図ります。
	農業地	優良農地の保全・確保と農業基盤の整備に努め、営農環境の充実を図ります。
自然的環境 ゾーン	森林・樹林地	保安林指定区域、地域森林計画対象区域について、適正に管理していきます。 森林は、良好な自然環境と、災害防止や水源涵養など多面的機能を有しており、適正な管理のもと保全していくとともに、市民が自然とふれあう憩いの場としての利活用を図ります。
	公園・レクリエーション地	良好な自然環境や周辺環境との調和を図りながら、長寿命化等による施設の適正な維持管理をしていくとともに、広域的な交流の場、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーション拠点としての機能向上を図ります。
	海岸・湖岸	日本海海岸部は、保安林を含めた良好な自然環境、漁港や漁場などの漁業環境、海水浴やレクリエーション空間等、多面的機能の維持・向上に努めます。 八郎湖の自然環境と多様な生態系の保全に配慮し、ヨシの植栽や水質改善への取り組みを推進します。

土地利用基本方針図



(2) 都市環境の整備方針

① 交通体系

<現況・課題>

日本海沿岸東北自動車道のほか、国道7号、101号、285号、(主)秋田天王線、(一)男鹿昭和飯田川線、(一)秋田昭和飯田川線など本市の主な幹線道路は、秋田市を起点としたV字型に配置されています。また、主要幹線道路はすべてバイパスや市街地周辺を通過しており、市街地内に通過交通が流入することはなく、良好な環境が保たれている地域といえます。都市計画道路は7路線が計画決定されていますが、長期未着手の道路は、整備の必要性や緊急性、優先度等を含め、根本的な計画の見直しが必要と考えられます。

公共交通の利用状況は、自家用車利用の増加に加え人口減少と少子高齢化が進行するなかで、総じて利用者数が低調に推移しており、運営を支える財政支出は増加傾向にある等、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しています。

<基本方針>

これまでの市街地形成の経緯を踏まえたV字型の多核ネットワーク型都市形成の実現を目指す本市においては、軸となる国道7号及び101号などの主要幹線道を骨格として、都市や地域の活力の維持・向上の基盤となる幹線道路網を「潟上市幹線道路網計画」に基づき形成します。そして、市民生活の安全性や利便性などを維持・向上させる生活道路は、幹線道路網との連携にも配慮して計画的に整備します。

また、市民の高齢化や環境問題等に配慮した公共交通を「潟上市公共交通網形成計画」に基づき推進します。

多核ネットワーク型都市形成の骨格となる幹線道路網の形成

- ◇ 各道路が有する機能や期待される役割などに配慮して、計画的に配置・整備し、ヒトやモノの移動と、地域活力の維持・向上を図るため、幹線道路網を形成します。
- ◇ 幹線道路は、県等の関係機関との連携のもと、各地域間や拠点間の連携強化をはじめとする連絡機能の向上を図るため、整備を促進します。
- ◇ 自動車専用道路以外の幹線道路においては、歩行者の安全確保、沿道市街地の住環境への影響などに配慮して、歩道の設置や街路樹による緑化等を積極的に進めます。
- ◇ 計画的・効率的な幹線道路網の形成に向けて、必要に応じて都市計画道路の計画見直しを行います。

市民生活の安全性や利便性の向上に寄与する生活道路の整備

- ◇ 買い物や通勤・通学等、地域住民の日常生活に利用される生活道路は、幹線道路網との連携に配慮し、地域の実情に合わせて計画的に整備します。
- ◇ 通勤・通学や買い物などで、特に多くの住民に利用される道路から優先的に、歩道の設置や通過交通の排除など、安全な歩行者空間の確保に努めます。
- ◇ 防災上改善を要すると思われる地域については、安全性の確保に向け、狭あい道路の解消などに努めます。

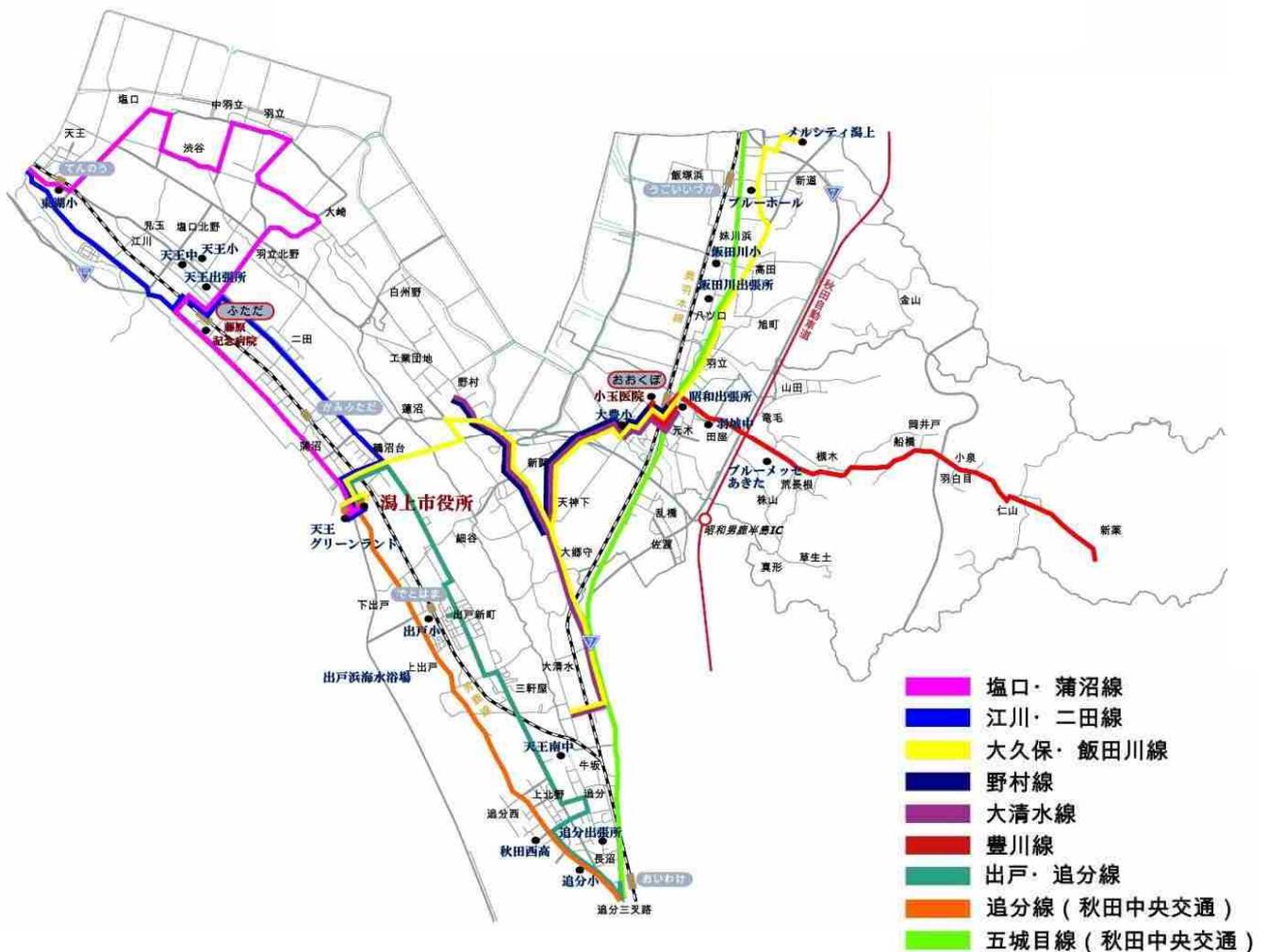
除排雪の充実・強化

- ◇ 除排雪計画に基づき、除排雪事業の充実と強化を図り、関係機関と連携をとりながら、冬期における安全で安心な交通環境の確保に努めます。

市民の交通手段の転換を促す公共交通の利便性向上

- ◇ 公共交通の一層の利便性向上を図り、本市の豊かな自然を守るために環境負荷の軽減も視野に入れ、市民が「マイカーよりも公共交通を利用したい」と思えるような、利用者ニーズに対応した公共交通ネットワークの構築を目指します。
- ◇ 交通拠点に位置づけた鉄道駅や、地域拠点などの交通結節点における乗り継ぎ環境を、ソフト・ハード施策の両面から整備し、ネットワークを強化します。
- ◇ 将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、市民自らが地域の公共交通を支える意識と気運の醸成を図ります。
- ◇ 人口の分布を加味し、利用需要に合った運行路線・運行形態を踏まえ、デマンド方式の導入等を図ることで交通空白地域を解消し、市民の移動手段の確保と利便性の向上を目指します。

<マイタウンバス路線図>



(2019. 10. 1 再編)

② 公園・緑地

<現況・課題>

本市には都市計画公園が20カ所整備されており、市民のレクリエーションや憩いの場として機能しています。また、市民一人あたりの都市公園面積は19.7㎡（平成30年度末現在）で、県内の他都市と比較しても上位に位置しています。

今後は、既存公園の適正な管理と、一部長期未着手の都市計画公園の見直しを含め、市街地の整備状況などに合わせた適正な公園の整備が必要となっています。

<基本方針>

公園は、幼児・児童の遊び場や市民の運動の場のみならず、交流の場や災害時の避難場所など多面的な役割を持っています。そのため、居住人口などに配慮した適正な配置・整備に努め、既存公園のバリアフリー化など、誰もが利用しやすい公園となるよう整備を進めます。

総合公園の機能充実

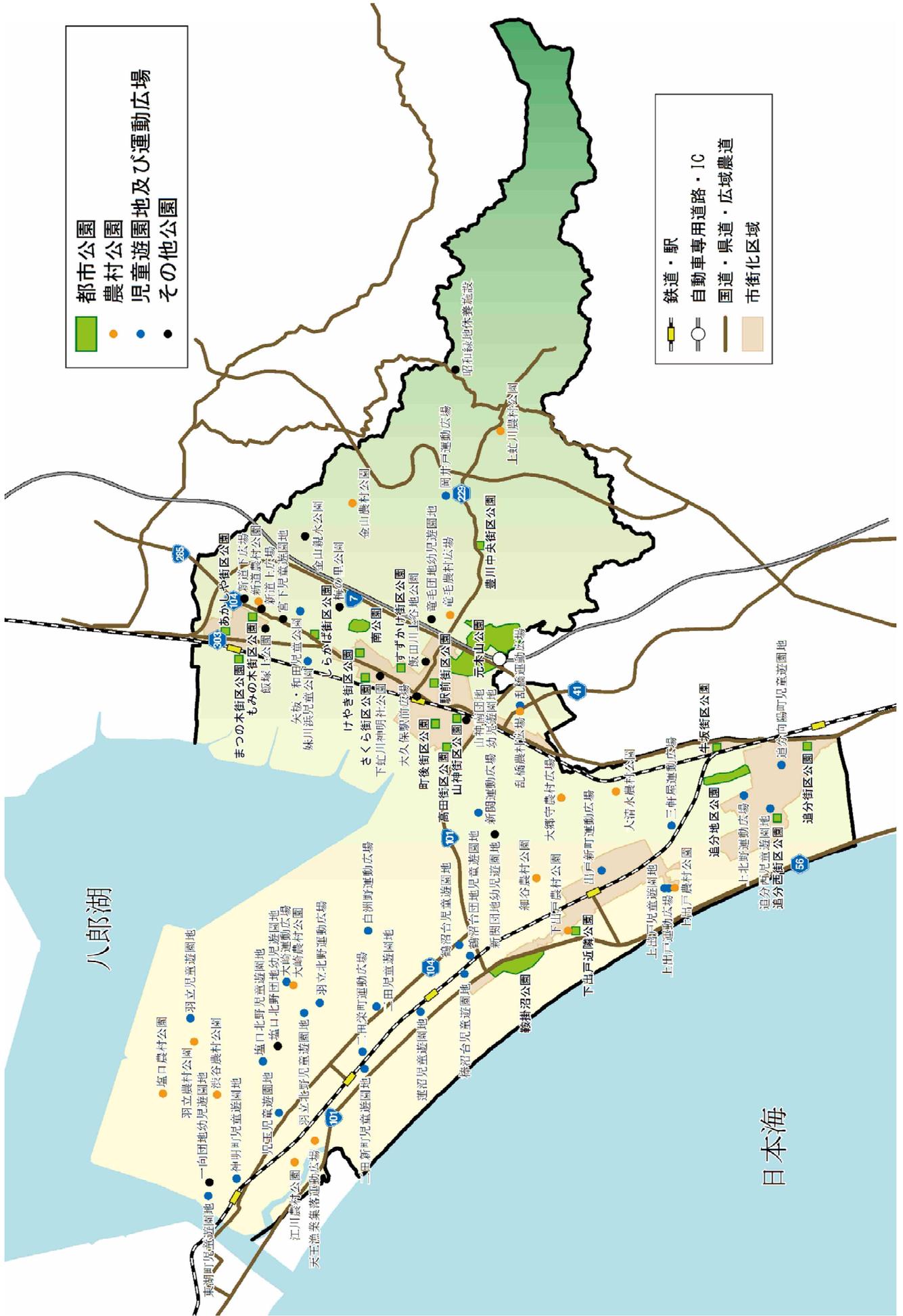
本市の基幹的な公園である鞍掛沼公園、元木山公園、南公園は、市内外から多くの人々が利用する、スポーツや健康増進及び癒し・交流の場として、一層の魅力向上と機能の充実を図ります。

街区公園の適正な配置

街区公園は、家屋が集団的に立地している地区で、誘致距離（概ね250m～300m）に配慮して、残存農地の活用等を検討するなどして、均衡ある配置に努めます。また、児童遊園地については、街区公園を補完するものとして機能の充実を推進します。

既存公園の適正な整備と維持管理

既存公園は、誰もが利用しやすい公園・緑地であるとともに、コミュニティ空間の場として、バリアフリー化などの整備を推進します。また、市民管理組織の結成など、市民との協働による維持管理体制を検討します。



- 都市公園
- 農村公園
- 児童遊園地及び運動広場
- その他公園

- 鉄道・駅
- 自動車専用道路・IC
- 国道・県道・広域農道
- 市街化区域

八郎湖

日本海

③ 上水道

<現況・課題>

本市の水道事業は、平成30年度末で給水人口25,548人、年間総配水量約3,068千 m^3 、一日平均配水量は8,364 m^3 となっており、市民の暮らしを支える水の安定供給に努めています。

今後は、安定供給を維持しつつ、人口減少や水道事業の経営状況を踏まえながら、水道施設の適正管理と長寿命化を図っていく必要があります。

<基本方針>

水道は市民生活に直結する重要なインフラのひとつであり、安全・安心で安定的な供給を行うため適切な維持管理を行います。また、耐用年数等既存施設の状況を把握し、施設の統廃合や長寿命化を図ります。

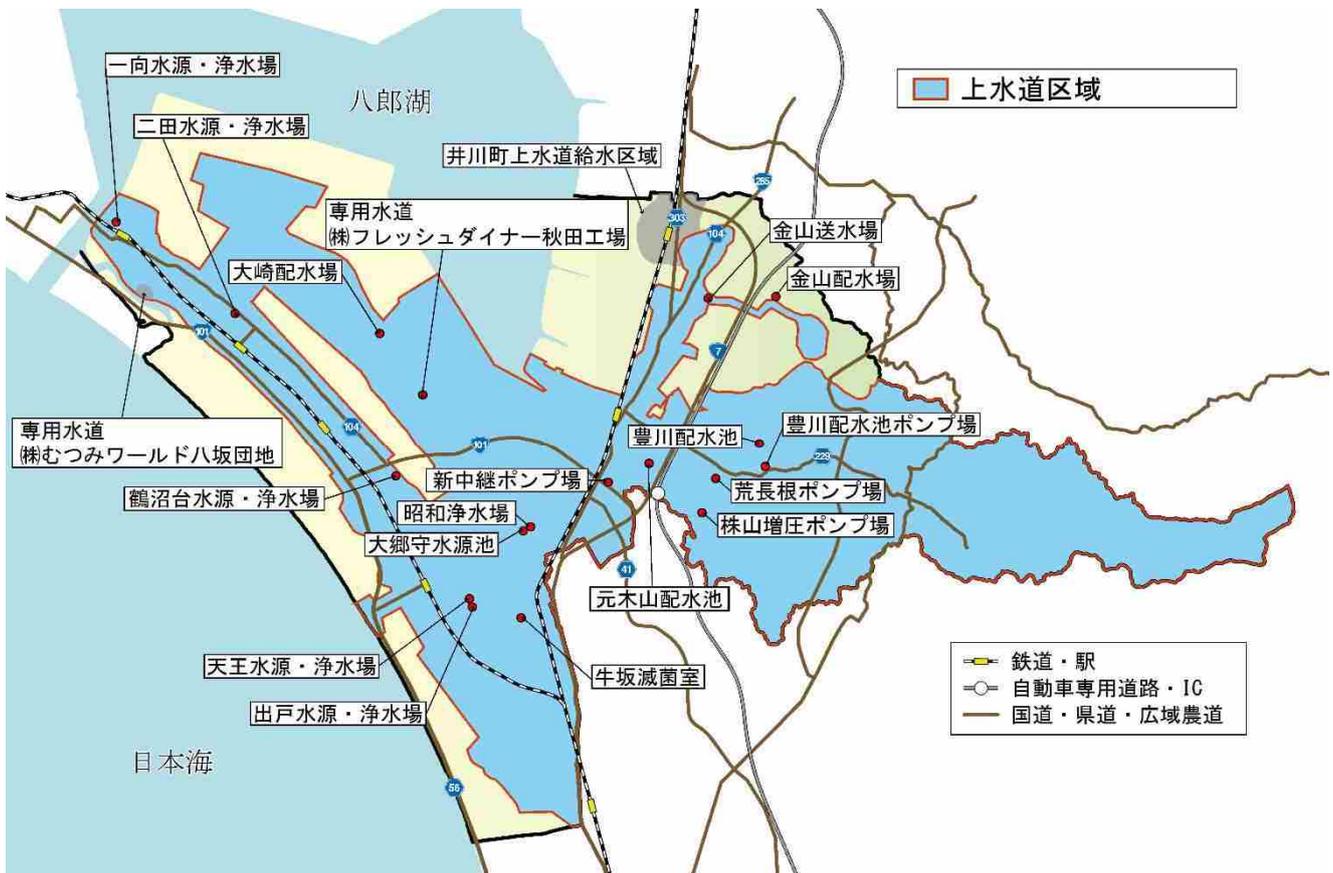
さらに、「潟上市地域水道ビジョン」及び「潟上市水道事業経営戦略」に基づき、水道事業の経営状況を勘案しつつ、配水管などの更新を計画的に進めていきます。

安全で安定した水道事業の推進

安全で安心な水質及び安定した水量を保持するため、既存水道施設の更新を推進するとともに、耐用年数が経過した老朽管の更新等を計画的に推進します。

新たな水源の確保と給水区域の拡大検討

一人あたり給水量の推移や、宅地造成等による給水量の増加を把握して、必要に応じて水源を確保します。また、水道事業は企業の運営であることから、給水区域は、市街地の形成状況のほか、市民ニーズや費用対効果等を加味しながら、必要に応じて拡大を検討していきます。



④ 下水道

<現況・課題>

本市の平成 30 年度末現在の公共下水道の普及率は約 94%で、集落排水や合併処理浄化槽を含めた下水道等普及率は約 98%となっています。

また、近年の地球温暖化等の影響により、豪雨による水害が全国各地で発生しており、本市においても雨水の排水対策が求められています。

<基本方針>

下水道は、市民の良好かつ快適な住環境を形成するため、未普及地域への整備を図りつつ、今後は老朽化した管きょや施設の長寿命化計画に基づき、計画的かつ適正な維持管理に努め、コストの削減と平準化を目指します。

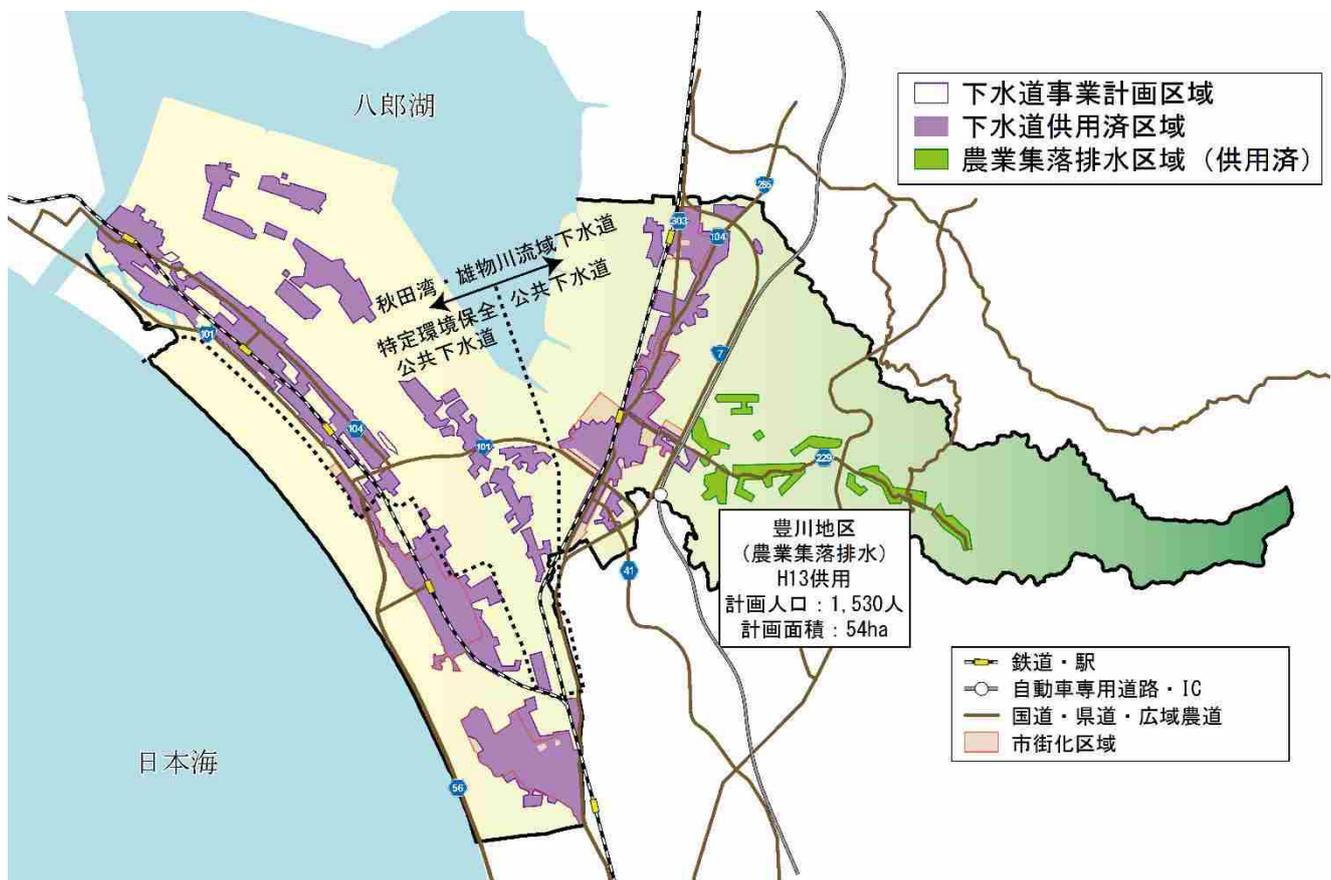
下水道事業の推進と施設の適正な維持管理

将来的に、すべての農業集落排水を公共下水道に統合していくとともに、下水道事業計画区域内においては公共下水道事業を、同事業計画区域外においては合併処理浄化槽事業を推進していきます。

また、下水道管調査、清掃、処理施設の点検整備などにより、既存施設の長寿命化や耐震化等、適正な維持管理を図ります。

雨水排水対策の強化

豪雨による浸水が懸念される地域の浸水対策調査を実施し、その結果を踏まえた雨水排水対策を図ります。



⑤ その他の都市施設

<現況・課題>

- 本市のごみ処理施設には、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、ストックヤード、一般廃棄物最終処分場があり、今後各施設の老朽化に伴う補修等適正な維持管理をしていく必要があります。
- 汚物処理については、本市と男鹿市で男鹿地区衛生処理一部事務組合を構成して実施していますが、市内には休止した処理施設が2施設残っており、その対応が求められています。
- 火葬場である湖東地区斎場は、井川町及び八郎潟町と湖東地区行政一部事務組合を構成し、運営しています。

<基本方針>

ごみ処理施設及び斎場は、長寿命化対策を図り適正に維持管理を行うとともに、将来需要を踏まえた施設整備等を検討します。また、汚物処理施設については廃止します。

ごみ処理施設の適正な維持管理と整備の検討

ごみ処理施設は適正管理・運営に努めるとともに、長期的に安定した処理体制を構築するため、広域化を視野に入れた施設整備について検討します。

また、最終処分場については、令和元（2019）年度から5カ年計画で埋立物を民間へ焼却処理委託し、令和18（2036）年度まで延命化を図りつつ、その後の施設整備について検討していきます。

汚物処理施設の適正な管理

現在休止している施設（飯田川衛生センター、昭和衛生センター）を廃止し、解体を含め今後の施設のあり方について検討していきます。

斎場の適正な維持管理

湖東地区行政一部事務組合が管理運営している湖東地区斎場について、構成市町で連携し、施設の維持管理及び長期的視野に立った施設整備と適正な運営を図ります。

⑥ 公共公益施設

<現況・課題>

本市には、市庁舎をはじめ、学校施設、教育・保育施設、市営住宅、スポーツや生涯学習施設等多くの公共公益施設があり、今後人口減少・少子高齢化が進行するなかで、持続可能な施設運営が課題となっています。

<基本方針>

公共公益施設は「潟上市公共施設等総合管理計画」に基づき、人口減少及び少子高齢化に対応して、集約化や複合化、廃止等を検討していきます。

施設の整備や維持管理・運営については、PFIや指定管理者制度等、民間活力の導入を検討し、行政コストの削減に努めます。

市庁舎の適切な維持管理

市庁舎は、災害時の拠点機能や行政サービスの中心的役割を担う核施設として、適切な維持管理に努めていきます。また、各出張所施設は公共サービスを維持できるよう、今後複合化・集約化等施設整備の可能性を検討していきます。

教育・保育及び学校環境の整備と充実

認定こども園をはじめ教育・保育施設については、乳幼児が安心して生活できる環境の確保と、変化する教育・保育ニーズに対応した施設運営に努めます。

老朽化した学校施設について、改築や改修等を計画的に推進するとともに、防災機能の維持・強化を視野に入れた施設整備の充実を図り、児童生徒の学びやすい教育環境の整備に努めます。

市営住宅の長寿命化

計画的な修繕を実施し長寿命化を図るとともに、老朽化により安全性の確保が困難な市営住宅については、新規貸し出しを停止して解体を検討し、高齢者や障がい者に配慮した居住環境の向上に努めます。

スポーツ施設の整備と充実

「潟上市公共施設等総合管理計画」や「潟上市公園長寿命化計画」の基本方針に基づき計画的な改修を進め、安全性を確保するとともに、施設の利用促進を図ります。

市民センターの整備

市民の芸術文化活動の活性化や学習成果を発表する場の創出等、市民の多様なニーズに対応し、市民活動や地域づくりの拠点となる、多目的ホールを有した市民センターを整備します。

(3) 住環境・市街地の整備方針

<現況・課題>

本市では、人口減少などを背景に、今後は大規模な市街地形成は見込めない状況にありますが、既成市街地や既存集落では、市民が安全かつ快適に暮らすことができる住環境を整えていくため、道路や上下水道等の都市基盤施設の適正な維持管理や、増加している空き家について対策を講じていく必要があります。

<基本方針>

豊かな自然環境と街並みとの調和に配慮し、安全・安心で快適な住環境を創出します。

都市基盤施設の適正な整備

狭あい道路や冠水が発生する道路の解消、歩道の整備等に計画的に取り組み、道路や公園、上下水道など都市基盤施設の維持保全と適正な整備を図ります。

安全・安心な住環境の確保

多くの人々が利用する建物や生活関連施設及び住宅の耐震化、バリアフリー化を促進します。また、空き家の適正な管理や利活用等の推進に取り組み、良好な住環境の確保を図ります。

豪雨による浸水が懸念される地区については、効果的な雨水排水対策を図るとともに、自主防災組織の育成・結成等による地域防災力の向上と、行政の初動体制等の充実を図ります。

(4) 自然環境の保全方針

<現況・課題>

本市が持つ豊かな自然環境は、本市の農林水産業を支えるとともに、良好な景観を創出し憩いの場になるなど、市民生活に潤いや安らぎを与えています。

<基本方針>

西に日本海と海岸保安林、東に出羽丘陵の豊かな森林、北に八郎湖と広大な田園地帯、これらの豊かな自然環境は、次世代に継承する財産として維持・保全を図ります。

森林・樹林地の保全

- ◇ 海岸保安林は、防災面や環境面において重要な機能を有することから、松くい虫防除や補植など、今後とも適正な維持・保全を図ります。
- ◇ 東部に広がる森林は、水源の涵養や保水等、環境保全や防災面において重要な機能を有しているほか、生物多様性の観点からも、適正な保護・保全を図ります。
- ◇ 市街地と近接している平地林は、自然的環境の保全を優先しつつ、周辺環境との調和に配慮しながら適正な土地利用に努めます。
- ◇ 自然学習や体験・教育・レクリエーション等、自然とふれあう場としての利活用を図ります。

農地の保全

- ◇ 市域の約35%を占める農地は、農産物の生産機能のほか、環境保全・防災・生態系維持などの役割も担っており、加えて本市の魅力のひとつである田園風景を醸し出しています。
- ◇ 優良農地の区域においては、農業基盤の充実と都市的土地利用の抑制に努めることにより、維持・保全を図ります。
- ◇ その他の農地は、周辺環境との調和に配慮しながら保全又は適正に土地利用を誘導します。

公園・緑地の保全

- ◇ 鞍掛沼公園、ブルーメッセあきた、南公園、元木山公園、追分地区公園は、市内外から来訪者があることから、みどりの適正な管理や整備を推進し、魅力向上を図ります。
- ◇ 市民の緑化活動の支援や、緑化ボランティアの育成など、市民・企業・行政が連携し、みどりの維持・保全を推進します。

水環境の保全

- ◇ 日本海沿岸や八郎湖、馬踏川や豊川など、水環境の保全を図ります。
- ◇ 県や八郎湖岸の周辺市町村、市民団体等の広域的な連携を強化して、八郎湖の水質保全と水辺の環境整備を推進します。
- ◇ 水辺空間は、市民が水とふれあう憩いの場として利用されるよう、親水機能の向上等整備を図ります。

(5) 景観形成の方針

<現況・課題>

豊かな自然環境に囲まれた本市は、美しい自然景観と調和した街並みや田園風景を有しており、一部の地区では、事業者と住民が一体となった景観づくりの取り組みも見られます。一方で、近年増加している再生可能エネルギー設備等による景観への影響が懸念されています。

<基本方針>

本市が有する豊かな自然環境と、歴史・文化・伝統等の地域特性に配慮し、次世代に継承する景観の形成・保全を推進します。

自然環境・里山の保全

豊かな自然と集落や農地で形成されている良好な里山景観の保全に努めます。

市民との協働による景観の形成

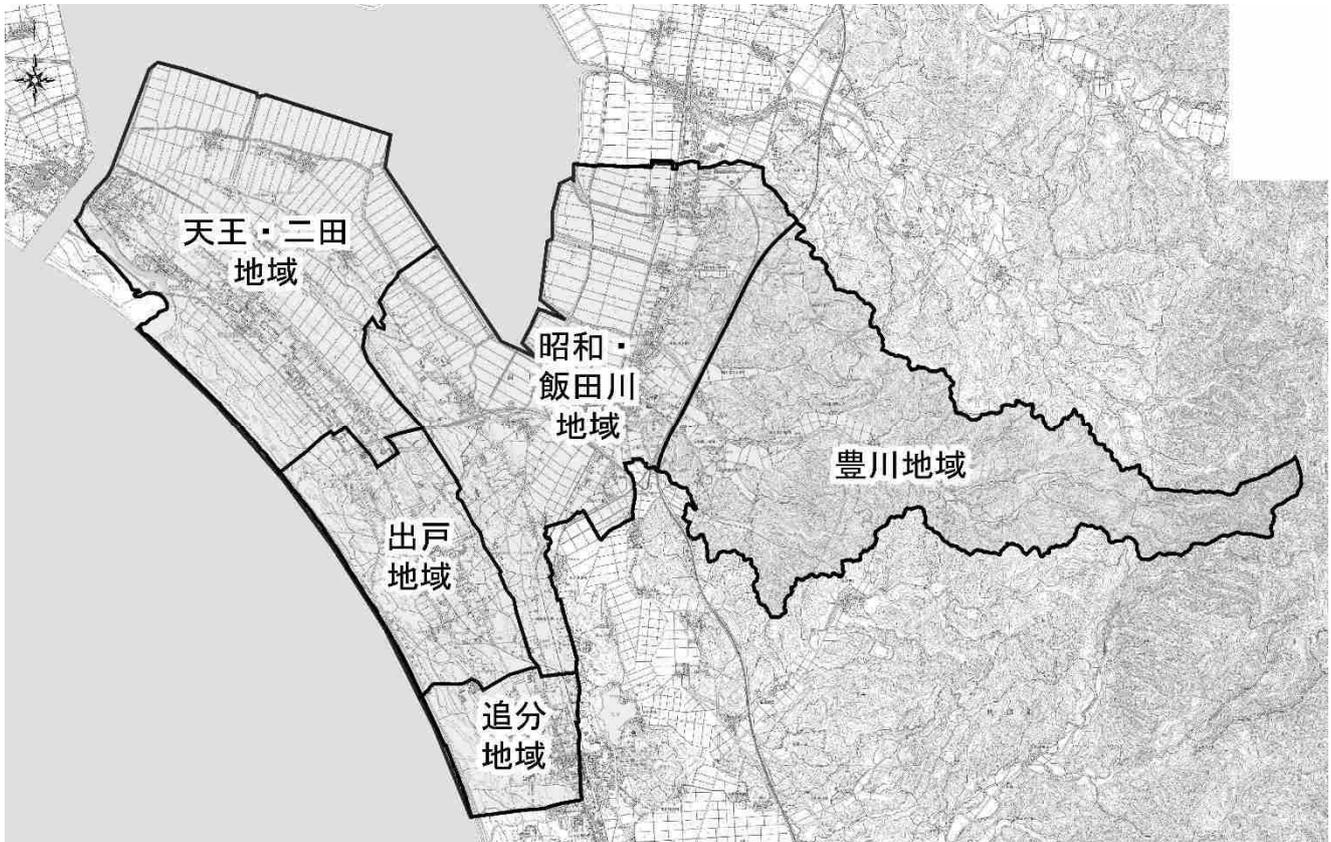
市民、行政、関係機関等、さまざまな主体と協働し、本市の景観に対する共通認識を深め、景観の形成を図ります。

第3章 地域別構想

1. 地域区分

今後のまちづくりを計画する上で、これまでの歴史や地域性に配慮しながら、市域を次の5地域に区分しました。

地域	特性	人口 (平成30年4月1日現在)
追分	秋田市と接し、文教施設や交通利便性に恵まれた住環境の地域	6,609人 (20%)
出戸	海や豊かな自然環境に囲まれた良好な住環境の地域	4,347人 (13%)
天王・二田	海や八郎湖、豊かな田園環境に囲まれ、公共公益施設に恵まれた豊かな住環境の地域	10,789人 (33%)
昭和・飯田川	八郎湖や周囲に広がる田園と里山のみどりに囲まれた自然豊かな住環境の地域	10,009人 (30%)
豊川	出羽丘陵の豊かな自然に抱かれた里山エリア	1,273人 (4%)
市全体		33,027人 (100%)



2. 追分地域

(1) 地域の概況

追分地域は本市の南端に位置し、北は出戸地域、西は日本海、東と南は秋田市に接しています。

本地域は、秋田市の北側の玄関口、男鹿方面と県の北部地域の分岐点として、主に住宅地として発展してきた地域であり、市街地は秋田市にあるJR追分駅の周辺に秋田市側と一体的に形成されています。

本地域の市街地には、商業施設や医療施設等が多く立地しています。また、小・中学校、高等学校が立地し、秋田市側の県立大学も近接する教育環境が充実している文教地区で、さらに県の自治研修所や総合教育センターも立地しており、公的な教育機関が多いのも地域の特色です。



	人口(人)			人口増加率(%)	
	H20	H25	H30	H30/H20	H30/H25
追分地域	5,886	6,086	6,609 (20%)	▲12.3	▲8.6
出戸地域	4,598	4,436	4,347 (13%)	▲5.5	▲2.0
天王・二田地域	12,094	11,528	10,789 (33%)	▲10.8	▲6.4
昭和・飯田川地域	11,552	10,770	10,009 (30%)	▲13.4	▲7.1
豊川地域	1,640	1,446	1,273 (4%)	▲22.4	▲12.0
市全体	35,770	34,266	33,027 (100%)	▲7.7	▲3.6

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

本地域は全域が秋田都市計画区域内であり、このうち中央から東部の市街地が市街化区域に指定されています。

人口は全地域の中で唯一増加しており、平成30年の人口は市全体の20%を占める6,609人となっています。

■ 主な施設

主要道路	国道7号、主要地方道秋田天王線、都市計画道路横山金足線(秋田市)
公園・緑地	追分地区公園、街区公園3カ所、児童遊園地2カ所、運動広場1カ所
上水道	潟上市上水道
下水道	公共下水道事業にて市街化区域はほぼ供用済み
その他施設	行政機能：市役所追分出張所 教育施設：追分保育園、私立追分幼稚園・附属ベビー園、民間保育施設(1カ所)、追分小学校、天王南中学校、県立支援学校(天王みどり学園)、県立秋田西高等学校、県立金足農業高等学校(秋田市)、県立大学(秋田市) 公民館等：勤労青少年ホーム(追分出張所)、追分地区児童館 公営住宅：県営追分長沼住宅 福祉施設：グループホーム、ショートステイ スポーツ施設：長沼球場、長沼球技場、長沼テニスコート その他公共公益施設：秋田県自治研修所、秋田県総合教育センター、ポリテクセンター秋田

(2) 地域づくりの基本方針

〈地域の将来像〉

豊かな自然環境に囲まれ、恵まれた交通環境と充実した教育環境のまち

〈地域づくりの目標〉

良好な自然環境と調和し、快適に暮らせる住環境づくり

- ◇ 地域内に点在する平地林の保全を図り、良好な住環境を維持します。
- ◇ 追分地区公園の機能の充実とともに、公園・緑地の適正配置と整備を検討します。

安全・安心な住環境の確保

- ◇ 都市計画道路の見直しを行い、過大な投資を抑えながら、歩道の整備やバリアフリーへの対応等、適正で効率的な道路整備の実現を目指します。
- ◇ 住宅密集地では、災害時の避難路や通学路の安全性を確保するため、狭あい道路の解消等整備を検討します。
- ◇ 大雨や台風などの災害に耐えうる雨水排水処理の検討を行います。

(3) 地域づくりの整備方針

〈主な拠点形成の方針〉

地域拠点

(都) 追分出戸線の追分三叉路～県立秋田西高等学校付近までの沿道は、教育機関、店舗、医療施設等多様な都市機能が集積しています。一方、(都) 二田出戸追分線の沿線は、宅地開発により戸建て住宅が増加し、それに追随して店舗が立地しています。そのため、地域拠点として防災性を含めた生活環境の向上と、都市基盤の維持を図ります。

〈土地利用の方針〉

ゾーン	土地利用区分	方 針
市街地ゾーン	専用住宅系市街地	周辺の自然環境と調和した良好な住環境の保全・形成を図ります。
	住宅系市街地	住宅を主体としつつ、小規模店舗等が立地し、利便性に富んだ市街地の形成を図ります。
	商業系市街地	周辺の住宅地に配慮しつつ、周辺住民の日常生活を支える店舗等の立地を図り、駅周辺の利便性を活かした市街地の形成を図ります。
	工業系市街地	緩衝帯や緑地の設置等、周辺の住環境に配慮した操業環境の形成に努めます。
田園集落ゾーン	既存集落地等	道路等生活基盤の維持・整備と、周辺の自然環境と調和した良好な住環境の形成を図ります。また、開発行為等による土地利用については、周辺の住宅地や自然環境と調和するよう誘導を図ります。
自然的環境ゾーン	森林・樹林地	保安林指定区域、地域森林計画対象森林等の適正な管理・保全に努めます。
	公園・レクリエーション地	追分地区公園は、周辺住民の憩いの場、健康づくりの場、災害時の避難場所として、環境整備を推進します。
	海岸・湖岸	海岸保安林は、松くい虫防除や補植など、適正な維持・保全を推進します。

〈都市環境の整備方針〉

ア) 交通体系

- ◇ 歩行者や自転車の安全に配慮し、主要生活道路や通学路の整備・改善を推進します。
- ◇ 市街地内に残る狭あい道路や、大雨時に冠水が発生する道路の解消を図ります。
- ◇ 幹線道路の整備は、「潟上市幹線道路網計画」に基づき計画的に実施していきます。
- ◇ 長期未着手となっている都市計画道路は、今後の整備のあり方について検討し、見直しを行っていきます。
- ◇ 公共交通ネットワーク向上のため、マイタウンバスの実証運行を行い、導入を検討します。

イ) 公園・緑地

- ◇ 追分地区公園は、周辺住民の憩いの場、健康づくりの場のみならず、市内外から多くの人々が利用することから環境整備を推進します。
- ◇ 地域住民のニーズと災害時の防災拠点機能を踏まえ、公園の適正配置を検討します。
- ◇ 既存公園の維持管理について、地域住民と協働して持続可能な方策を検討します。
- ◇ 宅地開発によって生じる公園緑地の維持管理手法や体制について検討します。

ウ) 上水道

- ◇ 安全・安心な水質を保持するため、既存水道施設の計画的な更新と、適正な維持管理に努めます。
- ◇ 停電や災害等の緊急時においても、安定供給ができる体制を強化充実します。

工) 下水道

- ◇ 老朽化した管きょや施設の点検・調査を計画的に行い、適正な維持管理に努めます。

〈住環境・市街地の整備方針〉

- ◇ 狭あい道路や冠水が発生する道路の解消、歩道の整備等に計画的に取り組み、道路や公園、上下水道等の都市基盤施設の維持保全と適正な整備を図ります。
- ◇ 多くの人々が利用する建物や生活関連施設及び住宅の耐震化、バリアフリー化を促進します。
- ◇ 空き家の適正な管理や利活用等の推進に取り組み、良好な住環境の形成を図ります。
- ◇ 豪雨による浸水が懸念される地区について、効果的な雨水排水対策を図ります。

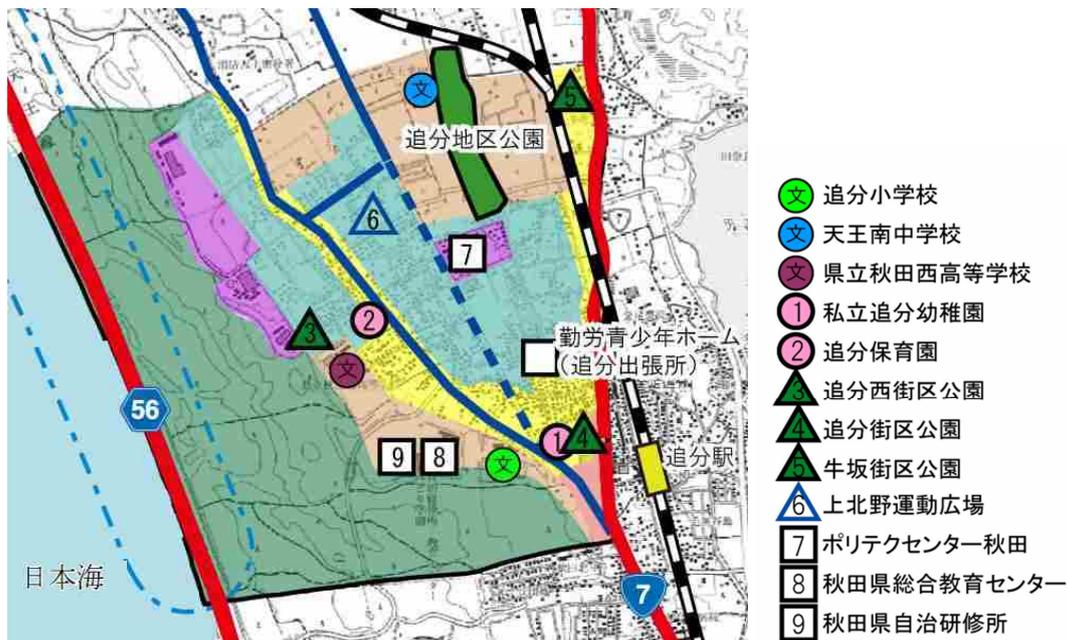
〈自然環境の保全・形成方針〉

- ◇ 市街地周辺の平地林の適正な維持・保全により、みどり豊かな環境の形成を図ります。
- ◇ 市街地の西側に広がる海岸保安林は、継続的な害虫防除等による維持・保全を推進します。

〈景観形成の方針〉

- ◇ 市民や事業者等と協働して都市緑化を推進し、景観に配慮した街並みの形成に努めます。

■ 地域づくりの方針図



3. 出戸地域

(1) 地域の概況

出戸地域は本市の西部に位置し、北は天王・二田地域、西は日本海、南は追分地域、東は昭和・飯田川地域に接しています。

本地域では民間の宅地開発などにより、JR出戸浜駅周辺を中心に市街地が形成されており、周囲を海や平地林のみどりで囲まれ豊かな自然環境に恵まれた良好な住宅地として発展してきました。

地域内には出戸浜海水浴場があるほか、市役所と鞍掛沼公園（天王グリーンランド）が整備された本市の「顔」となる地域となっています。

本地域は北部の一部を除き秋田都市計画区域内であり、このうち中央部のJR出戸浜駅周辺の市街地を含め北部へ延びる都市計画道路追分出戸線の沿道が市街化区域に指定されています。

人口は市全体と比べると緩やかに減少しており、平成30年の人口は市全体の13%を占める4,347人となっています。



	人口(人)			人口増加率(%)	
	H20	H25	H30	H30/H20	H30/H25
追分地域	5,886	6,086	6,609 (20%)	12.3	8.6
出戸地域	4,598	4,436	4,347 (13%)	▲5.5	▲2.0
天王・二田地域	12,094	11,528	10,789 (33%)	▲10.8	▲6.4
昭和・飯田川地域	11,552	10,770	10,009 (30%)	▲13.4	▲7.1
豊川地域	1,640	1,446	1,273 (4%)	▲22.4	▲12.0
市全体	35,770	34,266	33,027 (100%)	▲7.7	▲3.6

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

■ 主な施設

主要道路	国道101号(バイパス)、主要地方道秋田天王線
公園・緑地	鞍掛沼公園、下出戸近隣公園、児童遊園地2カ所、運動広場3カ所、農村公園3カ所
上水道	潟上市上水道
下水道	公共下水道にてほぼ供用済み
その他施設	行政機能：市役所 教育施設：出戸こども園、出戸小学校、民間保育施設(1カ所) 公民館等：出戸地区コミュニティセンター 福祉施設：天王訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所 スポーツ施設：すぱーく天王、グランパスくらかけ、鞍掛沼公園多目的広場 その他公共公益施設：五城目警察署上出戸交番、男鹿地区消防署天王南分署、秋田県果樹試験場天王分場

(2) 地域づくりの基本方針

〈地域の将来像〉

豊かな自然環境に囲まれた快適な住環境と多様な交流が生まれるまち

〈地域づくりの目標〉

良好な自然環境と調和し、快適に暮らせる住環境づくり

- ◇ 地域を取り囲むみどりと西側に臨む出戸浜海岸の保全を図り、自然と調和した魅力的な住環境を形成します。
- ◇ 鞍掛沼公園と周辺の景観整備を、市民、事業者、行政が協働で推進し、潤いのあるまちづくりを目指します。

安全・安心な住環境の確保

- ◇ 都市計画道路の見直しを行い、過大な投資を抑えながら、歩道の整備やバリアフリーへの対応等、適正かつ効率的な道路整備の実現を目指します。
- ◇ 大雨や台風などの災害に耐えうる雨水排水処理の検討を行います。

交流機能の充実

- ◇ 本市の交流拠点として、天王グリーンランドの魅力アップを図ります。
- ◇ 市内外から来訪客のある出戸浜海水浴場の環境整備を図ります。

行政拠点の充実

- ◇ 市役所を行政機能の中心を担うランドマークとして、周辺環境整備を推進するとともに、情報や公共交通等あらゆるネットワークの結節点として、拠点機能の向上と充実を図ります。

(3) 地域づくりの整備方針

〈主な拠点形成の方針〉

生活・コミュニティ拠点

JR出戸浜駅周辺は、駅周辺という特性を活かして、地域住民の日常生活を支える生活サービス機能の維持・充実を図ります。また、市民と協働で花やみどりのまちづくりを積極的に推進します。

JR出戸浜駅の東側は、宅地開発により戸建て住宅が増加しており、周辺環境と調和した住環境の形成に配慮します。

交流拠点

天王グリーンランドは、公園機能の充実とともに他の交流拠点とのネットワーク化を図り、広域交流の拠点として交流人口の増加と地域活性化を目指します。

行政拠点

市役所は、行政サービスの提供と情報発信の中心及び公共交通ネットワークの結節点であり、ランドマークとしてふさわしい周辺環境を形成します。

〈土地利用の方針〉

ゾーン	土地利用区分	方 針
市街地ゾーン	専用住宅系市街地	周辺の自然環境と調和した良好な住環境の保全を図るとともに、市民や事業者等と協働し緑化活動を推進します。
	住宅系市街地	住宅を主体としつつ、身近な店舗等が立地する市街地として、利便性に富んだ市街地の形成を図ります。
	工業系市街地	現在太陽光発電施設が立地しており、今後の動向を注視していきます。
	沿道活用地	国道 101 号沿道は、背後地の住宅地や周辺農地との調和に配慮しながら、商業・業務・流通系施設の立地・集積を図ります。
田園集落ゾーン	既存集落地等	道路等生活基盤の維持・整備と、周辺の自然環境と調和した良好な住環境の形成を図ります。また、開発行為等による土地利用については、周辺の住宅地や自然環境と調和するよう誘導を図ります。
	農業地	農地の適正な保全を図り、生産環境の向上に必要な農業基盤整備の充実に努めます。
自然的環境ゾーン	森林・樹林地	保安林指定区域、地域森林計画対象森林等の適正な管理・保全に努めます。
	公園・レクリエーション地	鞍掛沼公園は、市内外の多くの人々が憩う公園機能とともに、直売所等の交流機能を充実して、交流人口の増加を図ります。
	海岸・湖岸	海岸保安林は、松くい虫防除や補植など、適正な維持・保全を推進します。 出戸浜海水浴場等のレクリエーション空間の維持・向上に努めます。

〈都市環境の整備方針〉

ア) 交通体系

- ◇ 歩行者や自転車の安全に配慮し、主要生活道路や通学路の整備・改善を推進します。
- ◇ 市街地内に残る狭あい道路や、大雨等で冠水が発生する道路の解消を図ります。
- ◇ 幹線道路の整備は、「潟上市幹線道路網計画」に基づき計画的に実施していきます。
- ◇ 長期未着手となっている都市計画道路は、今後の整備のあり方について検討し、見直しを行っていきます。
- ◇ 交通空白地域を解消するため、マイタウンバスの実証運行を行い、導入を検討します。

イ) 公園・緑地

- ◇ 交流拠点である鞍掛沼公園は、事業運用を含め集客機能を強化し、魅力アップを図ります。また、施設の老朽化に伴う維持管理について、計画的に推進します。
- ◇ 地域住民のニーズと災害時の防災拠点機能を踏まえ、公園の適正配置を検討します。
- ◇ 既存公園の維持管理について、地域住民と協働して持続可能な方策を検討します。
- ◇ 宅地開発によって生じる公園緑地の維持管理手法や体制について検討します。

ウ) 上水道

- ◇ 安全・安心な水質を保持するため、既存水道施設の計画的な更新と、適正な維持管理に努めます。
- ◇ 停電や災害等の緊急時においても、安定供給ができる体制を強化充実します。

エ) 下水道

- ◇ 老朽化した管きょや施設の点検・調査を計画的に行い、適正な維持管理に努めます。

〈住環境・市街地の整備方針〉

- ◇ 狭あい道路や冠水が発生する道路の解消、歩道の整備等に計画的に取り組み、道路や公園、上下水道等の都市基盤施設の維持保全と適正な整備を図ります。
- ◇ 多くの人々が利用する建物や生活関連施設及び住宅の耐震化、バリアフリー化を促進します。
- ◇ 空き家の適正な管理や利活用等の推進に取り組み、良好な住環境の形成を図ります。
- ◇ 豪雨による浸水が懸念される地区について、効果的な雨水排水対策を図ります。

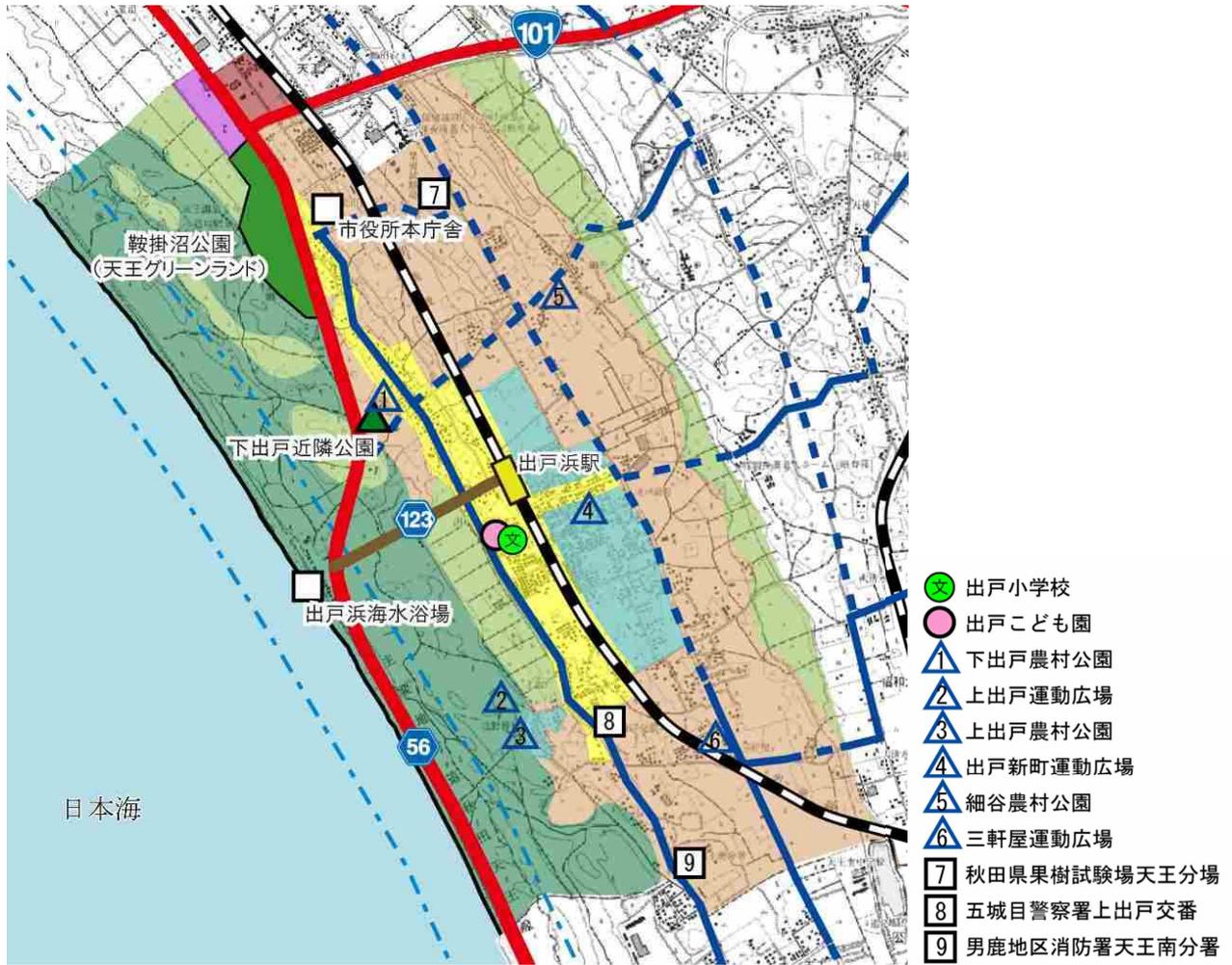
〈自然環境の保全・形成方針〉

- ◇ 市街地周辺の平地林の適正な維持・保全を図るとともに、市民と協働した緑化活動を推進します。
- ◇ 市街地の西側に広がる海岸保安林は、継続的な害虫防除等による維持・保全を推進します。
- ◇ 農地の適正な保全を図り、周辺環境と調和した土地利用の誘導に努めます。

〈景観形成の方針〉

- ◇ 周辺の自然環境の保全を図りながら、市民や事業者等と協働した緑化活動等により、良好な景観の形成を図ります。

■ 地域づくりの方針図



4. 天王・二田地域

(1) 地域の概況

天王・二田地域は本市の北西部に位置し、西は日本海と一部男鹿市、北から東は八郎湖、南は出戸地域と昭和・飯田川地域に接しています。

本地域は、旧天王町の中心として古くから発展してきた地域で、市街地は主にJRの天王駅と二田駅の周辺と、国道101号とJR男鹿線（男鹿なまはげライン）に挟まれた地域に形成されており、市役所天王出張所等の公共施設が多く立地しています。

東部の八郎湖岸周辺は本市を代表する農業地帯で、ほ場整備された優良な水田が広がっています。中央部の細長い平地林の中は、集落をはじめ果樹や畑作地帯として利用されて

います。また、瀧上漁港（天王・江川）を中心に、近海や八郎湖の内水面漁業も盛んでしたが、近年は資源の枯渇や漁業従事者の高齢化等により衰退傾向にあります。

本地域のほとんどは都市計画区域外であり、国道101号から西側が秋田都市計画区域内で市街化調整区域に指定されています。

平成30年の人口は5地域中最も多く、市全体の33%を占める10,789人となっていますが、近年は市全体に比べると高い割合で減少しています。



	人口(人)			人口増加率(%)	
	H20	H25	H30	H30/H20	H30/H25
追分地域	5,886	6,086	6,609 (20%)	12.3	8.6
出戸地域	4,598	4,436	4,347 (13%)	▲5.5	▲2.0
天王・二田地域	12,094	11,528	10,789 (33%)	▲10.8	▲6.4
昭和・飯田川地域	11,552	10,770	10,009 (30%)	▲13.4	▲7.1
豊川地域	1,640	1,446	1,273 (4%)	▲22.4	▲12.0
市全体	35,770	34,266	33,027 (100%)	▲7.7	▲3.6

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

■ 主な施設

主要道路	国道101号、一般県道男鹿昭和飯田川線
公園・緑地	都市計画区域外のため都市計画公園はなし 児童遊園地等12カ所、運動広場3カ所、農村公園等6カ所
上水道	瀧上市上水道
下水道	特定環境保全公共下水道にてほぼ供用済み
その他施設	行政機能：市役所天王出張所 教育施設：二田保育園、湖岸保育園、天王幼稚園、民間保育施設（1カ所） 天王小学校、東湖小学校、天王中学校 公民館等：天王公民館、図書館（本館）等 公営住宅：塩口北野団地、一向団地、ハラヘ団地、二田新町団地の4カ所（233戸） 福祉施設：天王福祉センター、老人保健施設等 スポーツ施設：天王一向球場、天王中央庭球場、天王総合体育館等 その他公共公益施設：天王コミュニティ防災センター、五城目警察署天王交番、 男鹿地区消防署天王分署

※二田保育園、湖岸保育園、天王幼稚園は、天王こども園（仮称）として建設が予定されています。（令和3年4月開園予定）

※天王公民館は、天王市民センター（仮称）として整備が予定されています。

(2) 地域づくりの基本方針

〈地域の将来像〉

豊かな自然環境と田園環境のなかで生き生きと暮らせるまち

〈地域づくりの目標〉

優良農地と共生した住環境づくり

- ◇ 優良な農地に囲まれた良好な住環境の保全・形成を図ります。
- ◇ 国道 101 号沿いに形成された市街地は、多様な用途の建物の混在を抑制し、調和のとれた住環境を形成します。
- ◇ 既存集落においては、歴史や文化を継承し地域コミュニティを維持していくため、計画的で一体的な土地利用と都市計画のあり方等について検討します。

安全・安心な住環境の確保

- ◇ 地域内の道路網の検討を行い、市内の拠点間の連絡を強化する道路整備等、安全・安心で効率的な道路網の構築を目指します。

八郎湖の水質保全

- ◇ 八郎湖の水質改善と水辺空間の整備に向けた活動を、産学官民協働で推進し、次世代に安心して暮らせる自然環境と農業環境を継承します。

(3) 地域づくりの整備方針

〈主な拠点形成の方針〉

地域拠点

J R 二田駅周辺は、都市計画区域外ですが旧町における中心地であり、公民館や図書館、体育館等の公共施設や、銀行、郵便局等公益施設、店舗が集積しています。そのため、地域拠点として地域住民の利便性を確保するため、都市基盤の維持保全を図ります。

生活・コミュニティ拠点

J R 天王駅周辺は、地域住民の日常生活を支える生活サービス機能の維持・充実を図ります。また、近くに小学校が立地していることから、安全・安心な道路整備等、住環境と教育環境に配慮した生活空間の形成を図ります。

〈土地利用の方針〉

ゾーン	土地利用区分	方 針
市街地ゾーン	住宅系市街地	計画的な土地利用が図れるよう、都市計画や土地利用方策のあり方を検討します。
	沿道活用地	国道 101 号沿道は、背後地の住宅地や周辺農地との調和に配慮しながら、商業・業務・流通系施設の立地・集積を図ります。
田園集落ゾーン	既存集落地等	道路等生活基盤の維持・整備と、周辺の自然環境と調和した良好な住環境の形成を図ります。 計画的かつ適正な土地利用が図れるよう、都市計画や土地利用方策のあり方を検討します。
	農業地	農地の適正な保全を図り、生産環境の向上に必要な農業基盤整備の充実に努めます。 八郎湖岸の優良農地については、集団的農用地として保全を図ります。
自然的環境ゾーン	森林・樹林地	保安林指定区域、地域森林計画対象森林等の適正な管理・保全に努めます。
	海岸・湖岸	海岸保安林は、松くい虫防除や補植など、適正な維持・保全を推進します。 八郎湖岸は、ヨシの植栽等水質改善と水辺の環境整備を推進します。 漁港や漁場など、良好な漁業環境の維持管理に努めます。

〈都市環境の整備方針〉

ア) 交通体系

- ◇ 狭あい道路や行き止まりの解消等、歩行者や自転車の安全に配慮し、主要生活道路や通学路の整備・改善を推進します。
- ◇ 各拠点を結ぶ幹線道路や、既存集落内の生活道路の維持・整備により、安全の確保とアクセスの向上を図ります。
- ◇ バスの利用状況等を踏まえ、重複路線の効率化や、デマンド交通の導入による利便性の向上を図ります。

イ) 公園・緑地

- ◇ 地域住民のニーズと災害時の防災拠点機能を踏まえ、公園の適正配置を検討します。
- ◇ 既存公園の維持管理について、地域住民と協働して持続可能な方策を検討します。

ウ) 上水道

- ◇ 安全・安心な水質を保持するため、既存水道施設の計画的な更新と、適正な維持管理に努めます。
- ◇ 停電や災害等の緊急時においても、安定供給ができる体制を強化充実します。

工) 下水道

- ◇ 老朽化した管きょや施設の点検・調査を計画的に行い、適正な維持管理に努めます。

〈住環境・市街地の整備方針〉

- ◇ 狭あい道路や冠水が発生する道路の解消、歩道の整備等に計画的に取り組み、道路や公園、上下水道等の都市基盤施設の維持保全と適正な整備を図ります。
- ◇ 多くの人々が利用する建物や生活関連施設及び住宅の耐震化、バリアフリー化を促進します。
- ◇ 空き家の適正な管理や利活用等の推進に取り組み、良好な住環境の形成を図ります。
- ◇ 計画的な土地利用が図れるよう、都市計画や土地利用方策のあり方について検討します。

〈自然環境の保全・形成方針〉

- ◇ 西側に広がる海岸保安林は、継続的な害虫防除等により維持・保全します。
- ◇ 市街地や既存集落を取り巻く農地の維持・保全に努め、適正な土地利用を図ります。
- ◇ 八郎湖の自然環境を保全するため、ヨシの植栽や水質管理等、県や湖岸の周辺市町村、市民団体等と連携し推進します。

〈景観形成の方針〉

- ◇ 八郎湖や農地等自然資源の保全を図りながら、市民や事業者等と協働した緑化活動等により、自然環境と調和した良好な景観の形成を図ります。

5. 昭和・飯田川地域

(1) 地域の概況

昭和・飯田川地域は本市の中央部に位置し、北は天王・二田地域と八郎湖及び井川町、東は豊川地域、南は追分地域と秋田市、西は出戸地域に接しています。

本地域の市街地は、羽州街道の宿場として江戸時代から開けた地区で、JRの大久保駅、羽後飯塚駅を中心

に、JR奥羽本線と一般県道秋田昭和飯田川線沿いに南北に細く形成されており、JR大久保駅周辺には住宅や商店、医療・福祉関連施設が集積しています。また、JR羽後飯塚駅周辺には住宅のほか県内屈指の酒造会社が立地しており、蔵を改装した「ブルーホール」は観光スポットとなっています。

西部には本市の産業の中核を担う昭和工業団地があり、北部の国道7号と国道285号の交差点周辺では大型の商業施設が立地しています。

本地域は全域が秋田都市計画区域内であり、JRの大久保駅、羽後飯塚駅の周辺は市街化区域に指定されています。

平成30年の人口は市全体の30%を占める10,009人となっていますが、近年は市全体に比べると高い割合で減少しています。



	人口(人)			人口増加率(%)	
	H20	H25	H30	H30/H20	H30/H25
追分地域	5,886	6,086	6,609 (20%)	12.3	8.6
出戸地域	4,598	4,436	4,347 (13%)	▲5.5	▲2.0
天王・二田地域	12,094	11,528	10,789 (33%)	▲10.8	▲6.4
昭和・飯田川地域	11,552	10,770	10,009 (30%)	▲13.4	▲7.1
豊川地域	1,640	1,446	1,273 (4%)	▲22.4	▲12.0
市全体	35,770	34,266	33,027 (100%)	▲7.7	▲3.6

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

■ 主な施設

主要道路	日本海沿岸東北自動車道、昭和男鹿半島IC、国道7号、国道101号(バイパス) 主要地方道秋田昭和線、一般県道男鹿昭和飯田川線、秋田昭和飯田川線、古井内大久保停車場線
公園・緑地	元木山公園、南公園、街区公園11カ所、農村公園等18カ所
上水道	潟上市上水道(一部は井川町上水道)
下水道	公共下水道及び特定環境保全公共下水道にてほぼ供用済み
その他施設	行政機能:市役所昭和出張所、市役所飯田川出張所 教育施設:昭和こども園、若竹幼児教育センター、大豊小学校、飯田川小学校、羽城中学校、民間保育施設(2カ所) 公民館等:昭和公民館、飯田川公民館、昭和中央児童館、若竹児童センター等 公営住宅:羽立街道下団地、大久保駅南団地、山神南団地、昭栄団地、新関団地、飯塚北団地、飯塚駅前団地、飯塚駅前第2団地の8カ所(162戸) 福祉施設:老人保健施設、特養老人ホーム等 スポーツ施設:元木山陸上競技場、元木山野球場、昭和体育館、飯田川体育館、昭和武道館等 防災・健康拠点施設:トレイクかたがみ、潟上市防災備蓄倉庫 その他公共公益施設:クリーンセンター、秋田中央保健所(秋田地域振興局)等

(2) 地域づくりの基本方針

〈地域の将来像〉

豊かな自然環境と地域資源を活かし活気に満ちて安心して暮らせるまち

〈地域づくりの目標〉

良好な自然環境と調和し、快適に暮らせる住環境づくり

- ◇ 周辺の自然環境との調和に配慮した良好な住環境の保全・形成を図ります。
- ◇ 多様な都市機能が集積している駅周辺の市街地は、生活利便性の高い住環境を維持します。
- ◇ 既存集落においては、歴史や文化を継承し地域コミュニティを維持していくため、新たな居住者を受け入れながらも、無秩序に市街地を拡大することなく適正な土地利用を図ります。

地域資源のネットワーク化による地域活性化

- ◇ 交流拠点であるブルーメッセあきた、ブルーホール、天王グリーンランドのネットワーク化を図り、交流人口の増加と地域活性化を図ります。

地域間連絡の強化・充実

- ◇ 飯田川地域から天王・二田地域への連絡道路網の強化や、歩道の整備等、地域間の交通アクセスの充実を図ります。

(3) 地域づくりの整備方針

〈主な拠点形成の方針〉

地域拠点

昭和出張所周辺は、公共公益施設や医療・福祉施設、店舗等の都市機能施設と住宅が集積して市街地を形成しています。また、JR大久保駅等交通結節点があり、交通利便性にも恵まれています。そのため、地域の中心的な拠点として、都市基盤の充実や良好な住環境の維持等により地域コミュニティの中枢性を高めます。

飯田川出張所周辺は、公共公益施設と住宅が集積して市街地を形成しています。また、平成30年に整備された防災・健康拠点施設は、市内外から広域的な利用がされています。そのため、都市基盤の充実や良好な住環境の維持等により、地域の中心として拠点性を向上させます。

生活・コミュニティ拠点

JR羽後飯塚駅周辺は、地域住民の日常生活を支える生活サービス機能の維持・充実を図ります。また、レンガ造りの酒造工場や国指定重要文化財の小玉家住宅があることから、歴史的建築物と調和した景観と住環境の形成を図ります。

交流拠点

ブルーホールは、他の交流拠点とのネットワーク化を図り、交流人口の増加と地域活性化を目指します。

〈土地利用の方針〉

ゾーン	土地利用区分	方 針
市街地ゾーン	専用住宅系市街地	<p>周辺の自然環境と調和した良好な住環境の保全を図ります。</p> <p>街道下、豊川竜毛、阿弥陀堂の地区計画区域における住宅地の形成を図ります。</p>
	住宅系市街地	<p>住宅を主体としつつ、身近な店舗等が立地する市街地として、利便性に富んだ市街地の形成を図ります。</p>
	商業系市街地	<p>既存商店街の維持と、医療・福祉等生活サービス機能の充実を図り、周辺住民の利便性を確保した市街地形成を図ります。</p>
	工業系市街地	<p>周辺の住宅地や農地に配慮し、商業系を含む多様な業務地としての土地利用を図ります。</p>
	沿道活用地	<p>国道7号沿道は、背後地の住宅地や周辺農地との調和に配慮しながら、商業・業務・流通系施設の立地・集積を図ります。</p>
	工業地	<p>昭和工業団地は、先端技術型の工場及び関連施設や研究施設の誘致を推進し、工場の集積を図ります。</p>
田園集落ゾーン	既存集落地等	<p>道路等生活基盤の維持・整備と、周辺の自然環境と調和した良好な住環境の形成を図ります。</p> <p>開発行為等による土地利用については、周辺の住宅地や自然環境と調和するよう誘導を図ります。</p>
	農業地	<p>農地の適正な保全を図り、生産環境の向上に必要な農業基盤整備の充実に努めます。</p> <p>八郎湖岸の優良農地については、集団的農用地として保全を図ります。</p>
自然的環境ゾーン	森林・樹林地	<p>地域森林計画対象森林等の適正な管理・保全に努めます。</p> <p>土砂災害警戒区域、山林に近接する住宅地の安全性と快適な居住環境を確保します。</p>
	公園・レクリエーション地	<p>元木山公園は、市内外の人々が憩う公園機能の充実と、スポーツ施設の維持管理を図ります。</p> <p>南公園は、梅の里を含めてみどりを主とする環境整備を推進します。</p> <p>公園の防災機能に配慮した環境整備を検討します。</p>
	海岸・湖岸	<p>八郎湖岸は、ヨシの植栽等水質改善と水辺の環境整備を推進します。</p>

〈都市環境の整備方針〉

ア) 交通体系

- ◇ 歩行者や自転車の安全に配慮し、主要生活道路や通学路の整備・改善を推進します。
- ◇ 各拠点を結ぶ幹線道路や、市街地内及び既存集落内の生活道路の維持・整備により、安全の確保とアクセスの向上を図ります。
- ◇ 長期未着手となっている都市計画道路は、今後の整備のあり方について検討し、見直しを行っていきます。
- ◇ バスの利用状況等を踏まえ、移動ニーズに即した手段の確保に努めます。

イ) 公園・緑地

- ◇ 元木山公園は、交通アクセスが良好で道の駅にも近接しており、広域的な利用が見込まれることから、長寿命化計画に基づくスポーツ施設の維持管理と、みどりを主とした環境整備を推進します。
- ◇ 南公園は、梅の里を含めてみどりを主とする環境整備と維持管理を推進します。
- ◇ 公園が有する災害時の防災機能を意識した環境整備を推進します。
- ◇ 既存公園の維持管理について、地域住民と協働して持続可能な方策を検討します。
- ◇ 長期未着手の都市計画公園について、整備の必要性や実現性を含め見直しを行っていきます。

ウ) 上水道

- ◇ 安全・安心な水質を保持するため、既存水道施設の計画的な更新と、適正な維持管理に努めます。
- ◇ 停電や災害等の緊急時においても、安定供給ができる体制を強化充実します。

エ) 下水道

- ◇ 老朽化した管きょや施設の点検・調査を計画的に行い、適正な維持管理に努めます。
- ◇ 豪雨による浸水が懸念される地域の浸水対策調査を実施し、効果的な雨水排水対策を図ります。

〈住環境・市街地の整備方針〉

- ◇ 狭あい道路や冠水が発生する道路の解消、歩道の整備等に計画的に取り組み、道路や公園、上下水道等の都市基盤施設の維持保全と適正な整備を図ります。
- ◇ 多くの人々が利用する建物や生活関連施設及び住宅の耐震化、バリアフリー化を促進します。
- ◇ 空き家の適正な管理や利活用等の推進に取り組み、良好な住環境の形成を図ります。

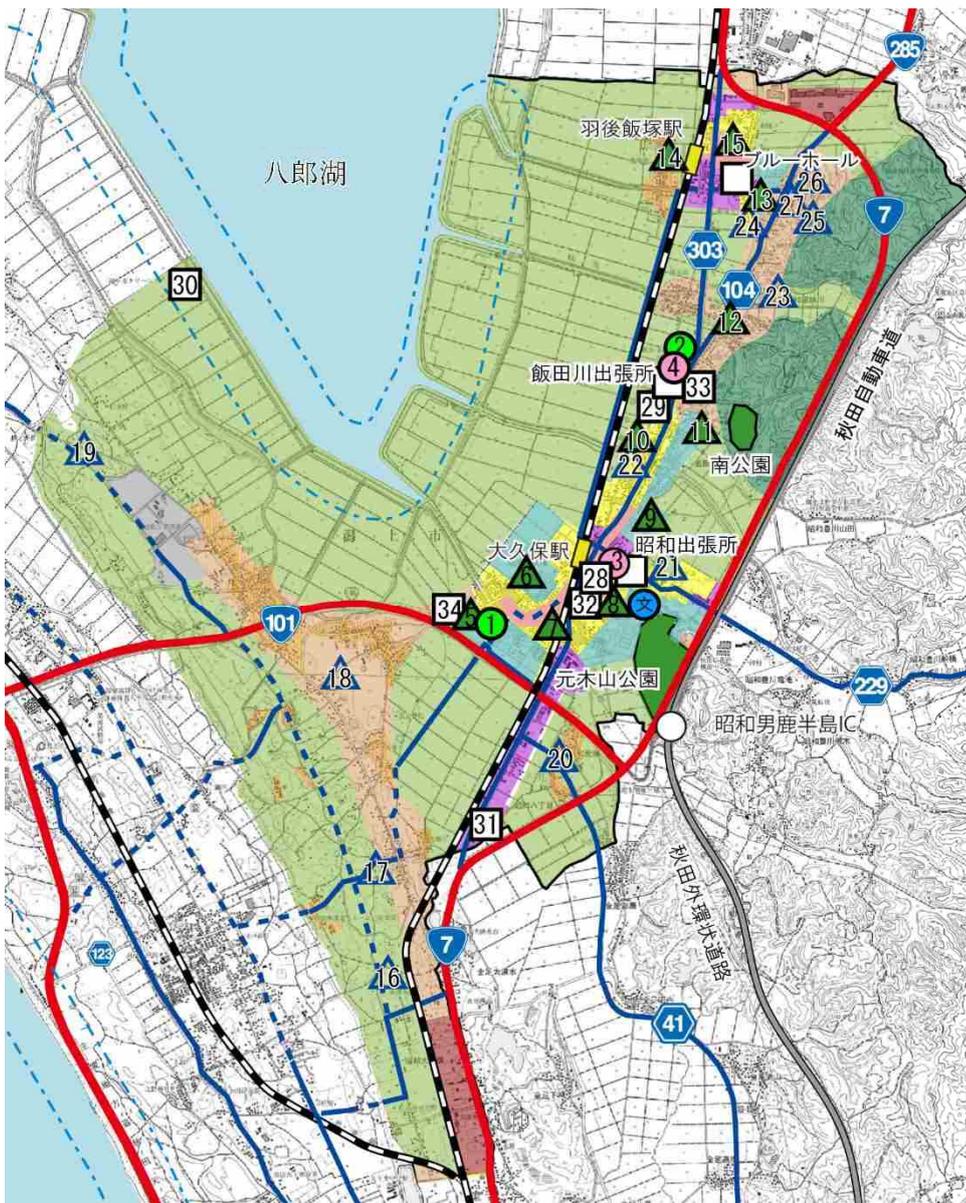
〈自然環境の保全・形成方針〉

- ◇ 市街地や既存集落を取り巻く農地の維持・保全に努め、適正な土地利用を図ります。
- ◇ 八郎湖の自然環境を保全するため、ヨシの植栽や水質管理等、県や湖岸の周辺市町村、市民団体等と連携し推進します。

〈景観形成の方針〉

- ◇ 八郎湖や農地等自然資源の保全を図りながら、市民や事業者等と協働した緑化活動等により、自然環境と調和した良好な景観の形成を図ります。

■ 地域づくりの方針図



- ① 大豊小学校
- ② 飯田川小学校
- ③ 羽城中学校
- ④ 昭和こども園
- ⑤ 若竹幼児教育センター
- ⑥ 高田街区公園
- ⑦ 町後街区公園
- ⑧ 山神街区公園
- ⑨ 駅前街区公園
- ⑩ すずかけ街区公園
- ⑪ さくら街区公園
- ⑫ けやき街区公園
- ⑬ しらかば街区公園
- ⑭ もみの木街区公園
- ⑮ まつの木街区公園
- ⑯ あかしや街区公園
- ⑰ 大清水農村公園
- ⑱ 大郷守農村広場
- ⑲ 新関運動広場
- ⑳ 白洲野運動広場
- ㉑ 乱橋農村広場・乱橋運動広場
- ㉒ 飯田川上谷地公園
- ㉓ 下虻川神明社公園
- ㉔ 矢坂・和田広場
- ㉕ 飯塚上公園
- ㉖ 新道農村公園
- ㉗ 新道下広場
- ㉘ 新道上広場
- ㉙ 昭和公民館
- ㉚ 飯田川公民館
- ㉛ 湯上市クリーンセンター
- ㉜ 秋田中央保健所（秋田地域振興局）
- ㉝ 五城目警察署昭和交番
- ㉞ トレイクかたがみ
- ㉟ 湖東地区消防署昭和分署



6. 豊川地域

(1) 地域の概況

豊川地域は本市の東部に位置し、北西は昭和・飯田川地域、北東は井川町、南は秋田市に接しています。

本地域は出羽丘陵に囲まれた山間の地域で、国道7号脇には本市の交流拠点のひとつであるブルーメッセあきた（道の駅しょうわ）が立地しています。また、聖農石川理紀之助の活動拠点である草木谷や、産業遺産となった豊川油田跡がある、歴史と文化を有する地域です。

本地域は全域が秋田都市計画区域内であり、市街化調整区域に指定されています。

平成30年の人口は市全体の4%を占める1,273人で、5地域中最も高い割合で減少しています。



	人口(人)			人口増加率(%)	
	H20	H25	H30	H30/H20	H30/H25
追分地域	5,886	6,086	6,609 (20%)	12.3	8.6
出戸地域	4,598	4,436	4,347 (13%)	▲5.5	▲2.0
天王・二田地域	12,094	11,528	10,789 (33%)	▲10.8	▲6.4
昭和・飯田川地域	11,552	10,770	10,009 (30%)	▲13.4	▲7.1
豊川地域	1,640	1,446	1,273 (4%)	▲22.4	▲12.0
市全体	35,770	34,266	33,027 (100%)	▲7.7	▲3.6

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

■ 主な施設

主要道路	一般県道古井内大久保停車場線、秋田中央広域農道
公園・緑地	街区公園1カ所、運動広場1カ所、農村公園等5カ所
上水道	潟上市上水道
下水道	農業集落排水事業にてほぼ供用済み
その他施設	公民館等：多目的交流施設、郷土文化保存伝習館（石川翁資料館）等 公営住宅：竜毛団地（18戸） スポーツ施設：昭和グラウンドゴルフ場 その他公共公益施設：ブルーメッセあきた（アグリプラザ昭和、レストラン花の大地）、湖東地区斎場

(2) 地域づくりの基本方針

〈地域の将来像〉

森林と田園に囲まれ、豊かな文化と歴史のなかでゆったりと安心して暮らせるまち

〈地域づくりの目標〉

自然と共生し、良好な集落環境の形成

- ◇ 周辺の森林や田園、河川など自然と調和した生活空間を形成し、適正な土地利用のもとで、地域コミュニティの維持を図ります。

文化と歴史を活かした交流機能の充実と地域活性化

- ◇ 郷土文化保存伝習館をはじめ石川翁ゆかりの遺跡や豊川油田跡地など、豊かな歴史文化遺産を活用した地域活性化を図ります。
- ◇ 交流拠点であるブルーメッセあきたのネットワーク化と、情報発信機能の強化充実を図り、地域の魅力アップにつなげます。

安全・安心な暮らしができる住環境整備

- ◇ 土砂災害警戒区域等危険箇所の適切な対策を図り、住環境の安全性を維持向上します。
- ◇ 生活道路の改良を推進するとともに、マイタウンバスやデマンドタクシーの充実により、地域住民の生活利便性の向上を図ります。

(3) 地域づくりの整備方針

〈主な拠点形成の方針〉

生活・コミュニティ拠点

多目的交流施設周辺は、地域住民の憩いの場、市内外の人的交流の場としても機能しており、都市基盤の整備による機能の維持と、快適な住環境の形成を図ります。

交流拠点

ブルーメッセあきたは、他の交流拠点とのネットワーク化を図るとともに、交通の利便性を活かした広域交流の拠点として、交流人口の増加と地域活性化を目指します。

〈土地利用の方針〉

ゾーン	土地利用区分	方 針
田園集落 ゾーン	既存集落地等	道路等生活基盤の維持・整備と、周辺の自然環境と調和した良好な住環境の形成を図ります。 開発行為等による土地利用については、周辺の住宅地や自然環境と調和するよう誘導を図ります。
	農業地	農地の適正な保全を図り、生産環境の向上に必要な農業基盤整備の充実に努めます。
自然的環境 ゾーン	森林・樹林地	山林の適正な管理と保全に努めるとともに、豊かな自然とふれあうレクリエーションの場として、里山の活用方法を検討していきます。 林業の持続的かつ健全な育成のため、森林資源の維持造成事業を推進します。 土砂災害警戒区域、山林に近接する住宅地の安全性と快適な住環境を確保します。

〈都市環境の整備方針〉

ア) 交通体系

- ◇ 冬期の除雪や大雨時の冠水箇所の解消等、各拠点を結ぶ幹線道路や、既存集落内の生活道路の維持・整備により、安全の確保とアクセスの向上を図ります。
- ◇ バスの利用状況等を踏まえ、移動ニーズに即した手段の確保に努めます。

イ) 公園・緑地

- ◇ 豊川中央街区公園は、県が整備する親水公園や近接する多目的交流施設と調和を図り、都市計画公園としてのあり方について検討し、見直しを行っていきます。
- ◇ 公園が有する災害時の防災機能を意識した環境整備を推進します。
- ◇ 既存公園の維持管理について、地域住民と協働して持続可能な方策を検討します。

ウ) 上水道

- ◇ 安全・安心な水質を保持するため、既存水道施設の計画的な更新と、適正な維持管理に努めます。
- ◇ 停電や災害等の緊急時においても、安定供給ができる体制を強化充実します。

エ) 下水道

- ◇ 老朽化した管きょや施設の点検・調査を計画的に行い、適正な維持管理に努めます。
- ◇ 農業集落排水を公共下水道に接続することによって、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

〈住環境・市街地の整備方針〉

- ◇ 冠水が発生する道路の解消や土砂災害警戒区域等の安全性確保に計画的に取り組み、道路や公園、上下水道等の都市基盤施設の維持保全と適正な整備を図ります。
- ◇ 多くの人々が利用する建物や生活関連施設及び住宅の耐震化、バリアフリー化を促進します。
- ◇ 空き家の適正な管理や利活用等の推進に取り組み、良好な住環境の形成を図ります。

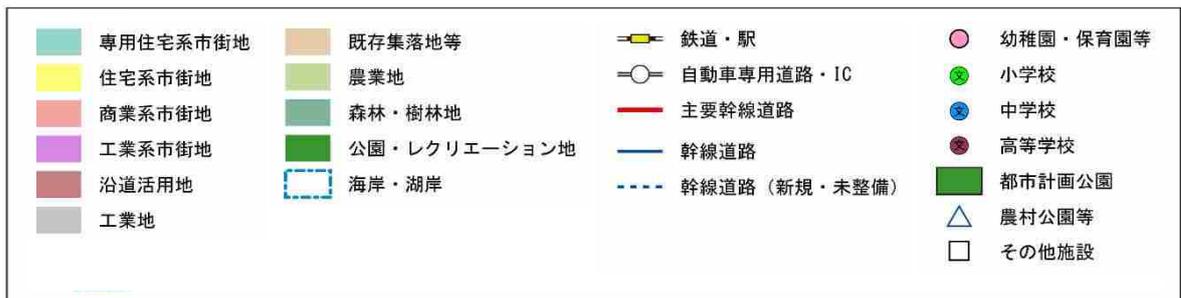
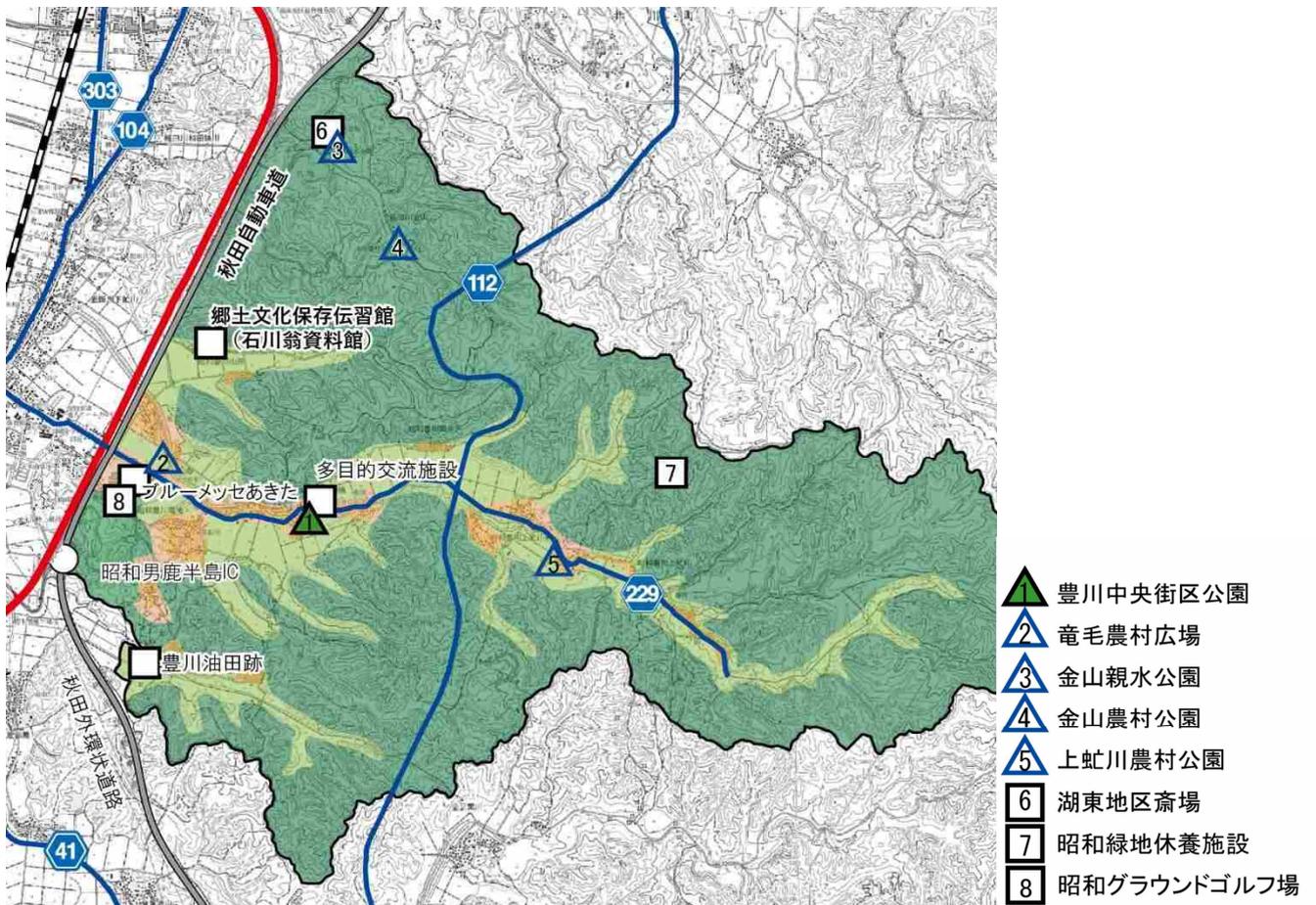
〈自然環境の保全・形成方針〉

- ◇ 既存集落を取り巻く農地の維持・保全に努め、適正な土地利用を図ります。
- ◇ 自然豊かな里山を形成し、山林や樹林地の適正管理と保全を図るため、ヤマビル対策や害獣対策を関係機関と推進するとともに、草木谷をはじめとする里山の環境整備を市民と協働で行います。

〈景観形成の方針〉

- ◇ 草木谷をはじめとする里山景観の保全を図るとともに、自然豊かな農村景観の維持・保全に努めます。

■ 地域づくりの方針図



第4章 まちづくりの実現に向けて

1. 実現に向けての基本的な考え方

本格的な人口減少と少子高齢社会の到来、流動的な社会経済情勢のなかで、本市は自主的・自律的な都市経営と、地域の実情に沿った持続可能なまちづくりが求められています。そして、そのようなまちづくりを実現するためには、行政だけでなく、市民や事業者など多様な主体が協働して進めていく必要があります。

そこで本市は、まちづくりに関する最高規範として「潟上市自治基本条例」を平成 25 年 1 月に施行し、「参画」「情報共有」「対等・協働」「財政自治」を基本原則としてまちづくりに取り組んでいくことを決めました。

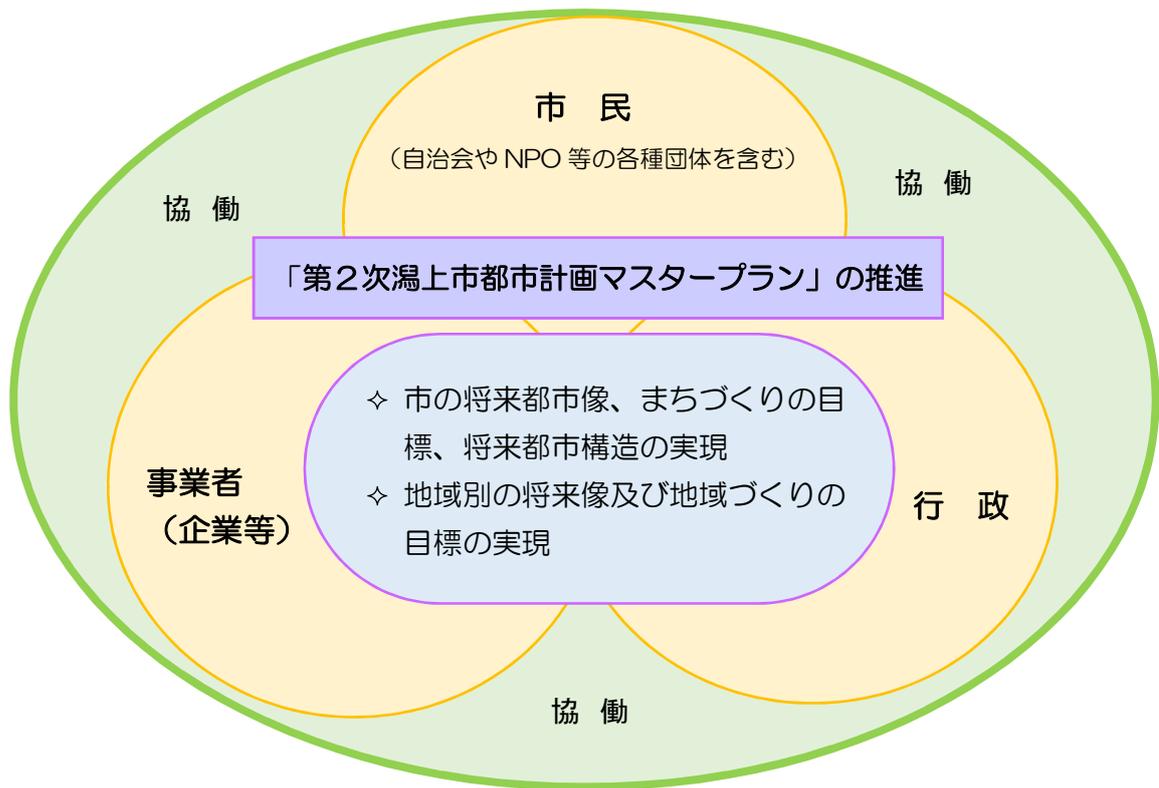
そのため、本マスタープランの実現に向けて、この基本原則に沿ってまちづくりを推進していくこととします。



「潟上市自治基本条例」パンフレット（第2版）より（平成 27 年 5 月）

2. まちづくりの推進体制

市民・事業者・行政等地域に関わる多様な主体が、それぞれの役割や責務に応じた取り組みを行い、相互に連携し協働していくことにより、まちづくりを推進していきます。



市民に期待される役割

- ◇ 「まちづくりの担い手」としてまちづくり活動への積極的な参画
- ◇ まちづくりに対する主体的な取り組み

事業者（企業等）に期待される役割

- ◇ 市のまちづくりへの理解
- ◇ まちづくり活動への参画や地域活性化への貢献
- ◇ 都市計画や土地利用に関する制度への理解と協力

行政の役割

- ◇ まちづくりに関する情報発信と共有
- ◇ 多様な主体が参画できる機会の創出
- ◇ 都市計画や土地利用等各種制度の活用
- ◇ 計画的かつ効率的なまちづくりの推進

3. 潟上市単独都市計画区域の実現に向けた取り組み

本市は、昭和 46 年から秋田都市計画区域として、都市計画制度において最も厳しい土地利用規制である区域区分（線引き）を定め、用途地域や地区計画の指定を行い、計画的な市街地形成を図ってきました。しかし一方で、市街化調整区域では建築行為や開発行為が厳しく制限されているため、人口流入の阻害や地域コミュニティの活力低下等の誘因となったり、市街化区域では農地が宅地並みの税負担になっているため、農家経営を圧迫しているなどの課題を抱えています。また、都市計画区域外における用途の混在やバラ建ちなども懸念されます。

そのため、本市の実情に合った持続可能なまちづくりの実現に向けて、本市全域を一つの都市計画区域とし、一体的な土地利用が図られるような方策を検討していく必要があります。

① 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）の見直し

区域区分の必要性を見直していくとともに、地域特性に応じた土地利用の規制・誘導方策等について検討していきます。また、都市計画の決定権者（秋田県）など関係機関と持続的に協議を行っていきます。

② 用途地域等の見直し

用途地域は、住居・商業・工業などを適正に配置し、良好な市街地環境の形成や機能的な都市活動を確保するため、土地や建物の用途に一定の規制があり、本市の市街化区域には8種類の用途地域が指定されています。

今後の人口分布見通しや建物立地の動向等を調査し、指定されている用途地域と現況の土地利用に乖離^{かい}があったり、用途の純化を誘導する必要がある地区については、用途地域の見直しが求められます。また、現在用途の規制がされていない都市計画区域外において、用途の混在により住環境や都市活動が阻害されないような方策を検討する必要があります。

③ 開発許可制度の適正な運用

開発許可制度は、良好で安全な市街地の形成と無秩序な開発を規制するために、都市計画法で定められている制度です。本市においては、同法に基づき開発許可の基準に適合している場合のみ許可を行っていますが、本市単独の都市計画区域を実現するためには、土地利用の規制や誘導を行うための新たなしくみを検討する必要があります。

④ 景観計画策定等の検討

本市の豊かな自然環境や快適な住環境を維持していくためには、土地利用規制とともに良好な景観の保全や形成をしていく必要があります。そのため、景観法に基づき景観行政団体となり、条例制定や計画策定等景観行政を推進する体制づくりが求められます。

4. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

本マスタープランは、長期的な視点でまちづくりの将来ビジョンを示しており、その取り組みについても長期の期間を要することとなりますが、本市を取り巻く今後の社会経済情勢、本市の人口・土地利用動向や財政状況などの変化に柔軟に対応していく必要があります。

そのため、進行管理については、概ね5年ごとに実施される国勢調査や都市計画基礎調査の結果、市総合計画の進捗状況、市民意識調査によるニーズの把握等、さまざまなデータを有効に活用していきます。

また、上位計画や各種個別計画の見直し、都市計画関連法の改正があった際には、必要に応じて本マスタープランの見直しを行います。

卷 末 資 料

1. 「都市計画・まちづくりに関する市民意向調査」について

(1) 概要

【目的】都市計画マスタープランを策定する上で、住民の「まち」に対する要望、意識等を把握し、今後のまちづくりに関する基礎的資料とすることを目的に実施しました。

【対象】18歳以上の市民3,000人（住民基本台帳から年代別、男女別、地区別に無作為抽出）

【回収期間】平成29年7月5日～7月31日

【方法】郵送等による配布回収

【回収結果】1,236通（回収率41.2%）

(2) 調査結果 *11～13頁に掲載された項目を除く。

調査結果の概要は次のようになっています。

なお、無回答を除き、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

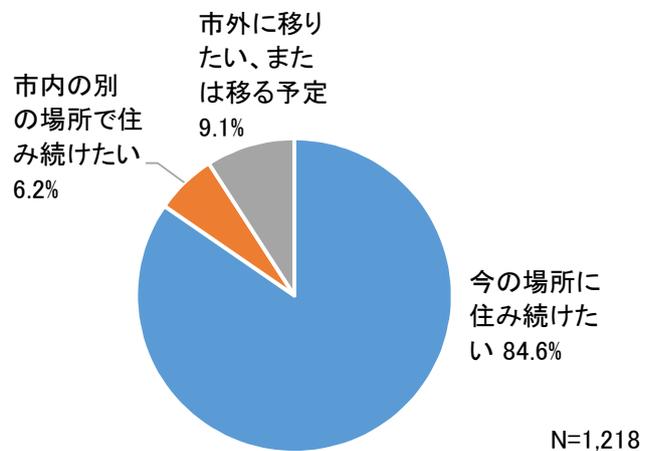
① 定住意識

「今の場所に住みたい」が84.6%で最も多くなっています。

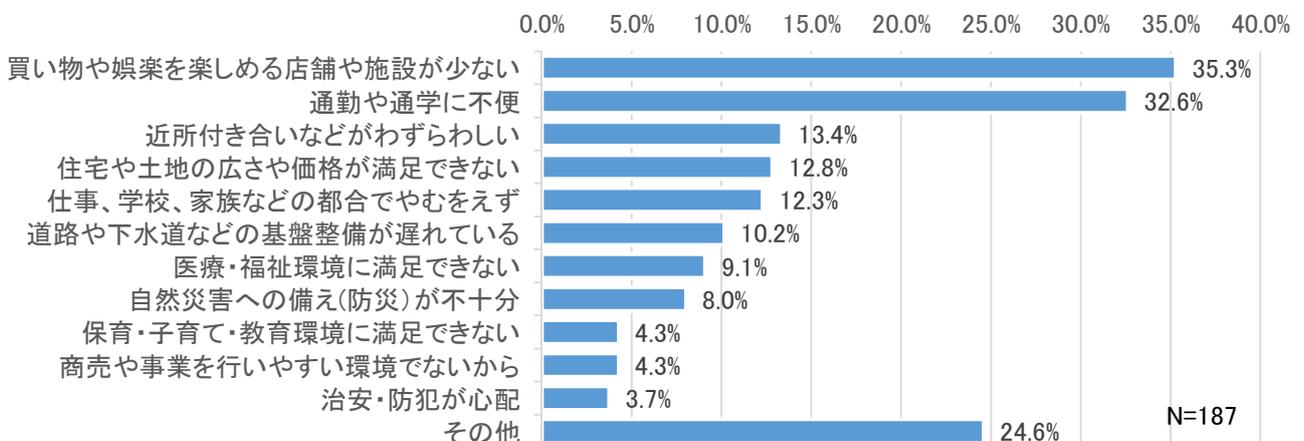
「市内の別の場所で住みたい」と合わせた回答率は90.8%で、回答者の大部分が市内への定住意識を持っています。

なお、「市内の別の場所で住みたい」あるいは「市外に移りたい」

あるいは「市外に移りたい、または移る予定」と回答した理由については、「買い物や娯楽を楽しめる店舗や施設が少ない」35.3%、「通勤や通学に不便」32.6%が多数となっています。



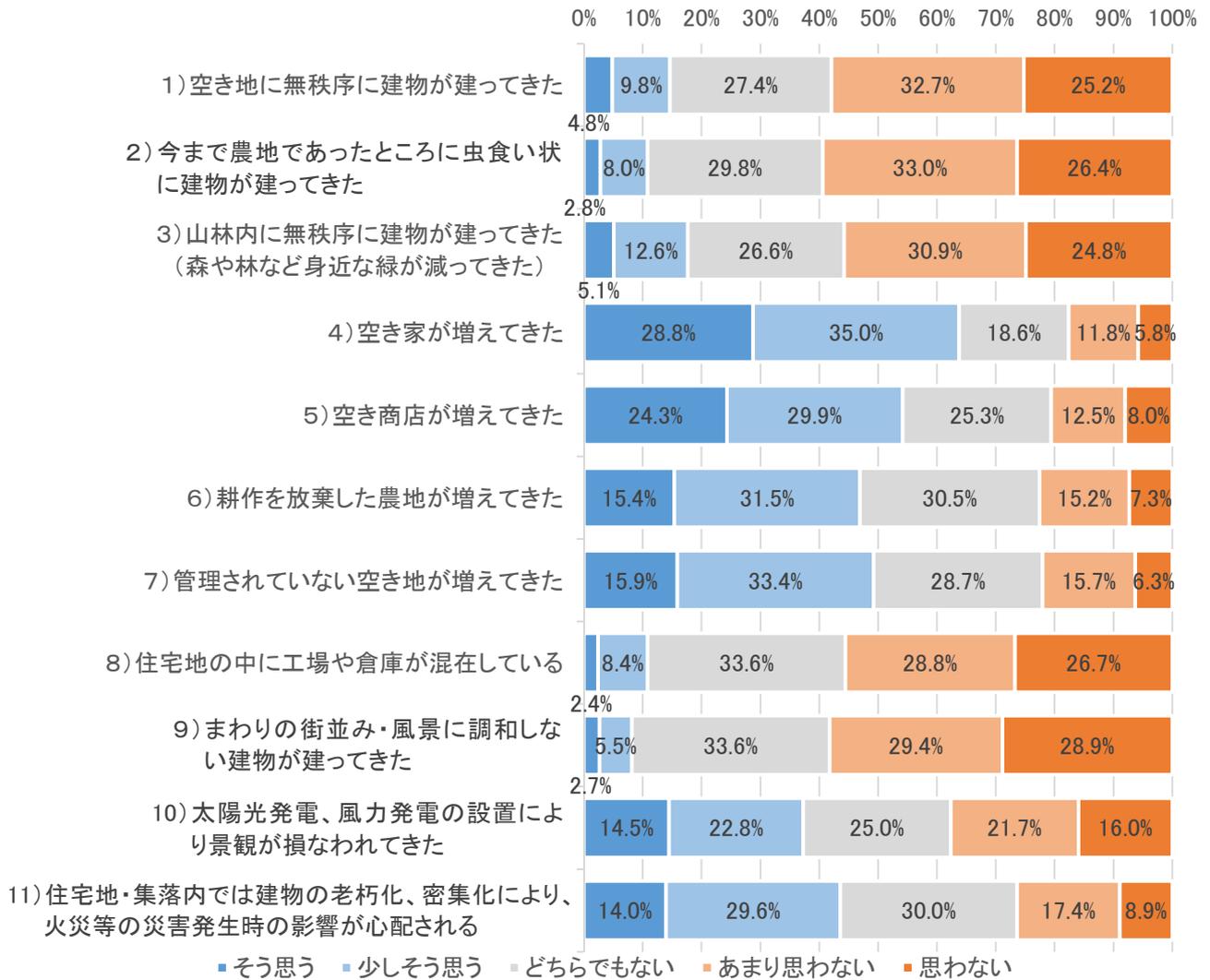
■別の場所に移りたい、または移る予定の理由



② 現在の土地・建物の状況について

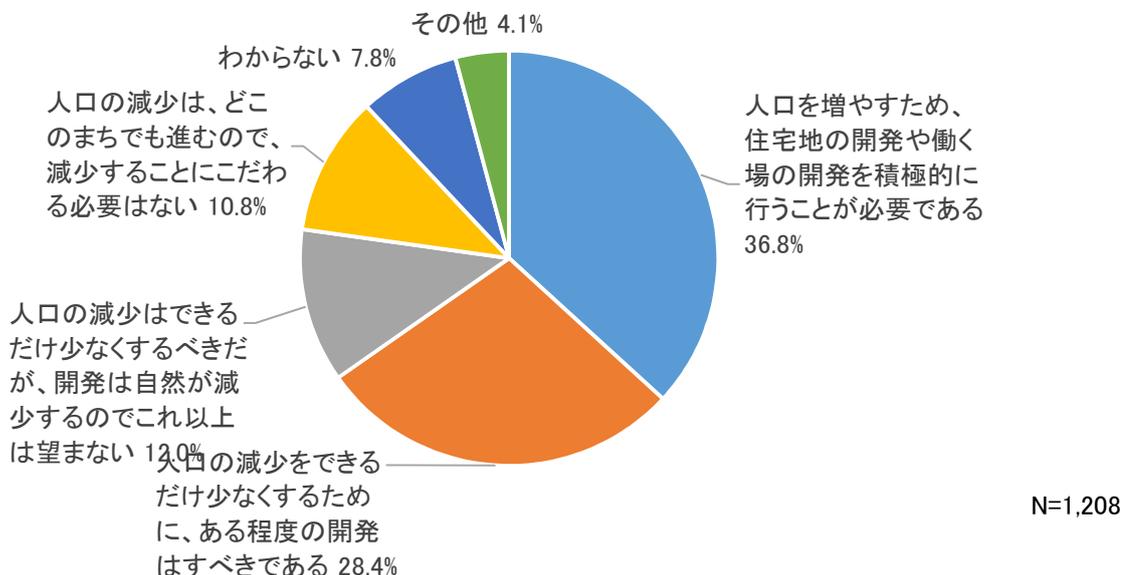
「そう思う」と「少しそう思う」を合わせると、「4）空き家が増えてきた」「5）空き商店が増えてきた」「6）耕作を放棄した農地が増えてきた」「7）管理されていない空き地が増えてきた」「11）住宅地・集落内では建物の老朽化、密集化により、火災等の災害発生時の影響が心配される」の割合が高くなっています。

また、空き地や空き家、空き商店、耕作放棄地が増加してきているものの、無秩序な建物立地は進んでいないという認識の回答が多いことがうかがえます。



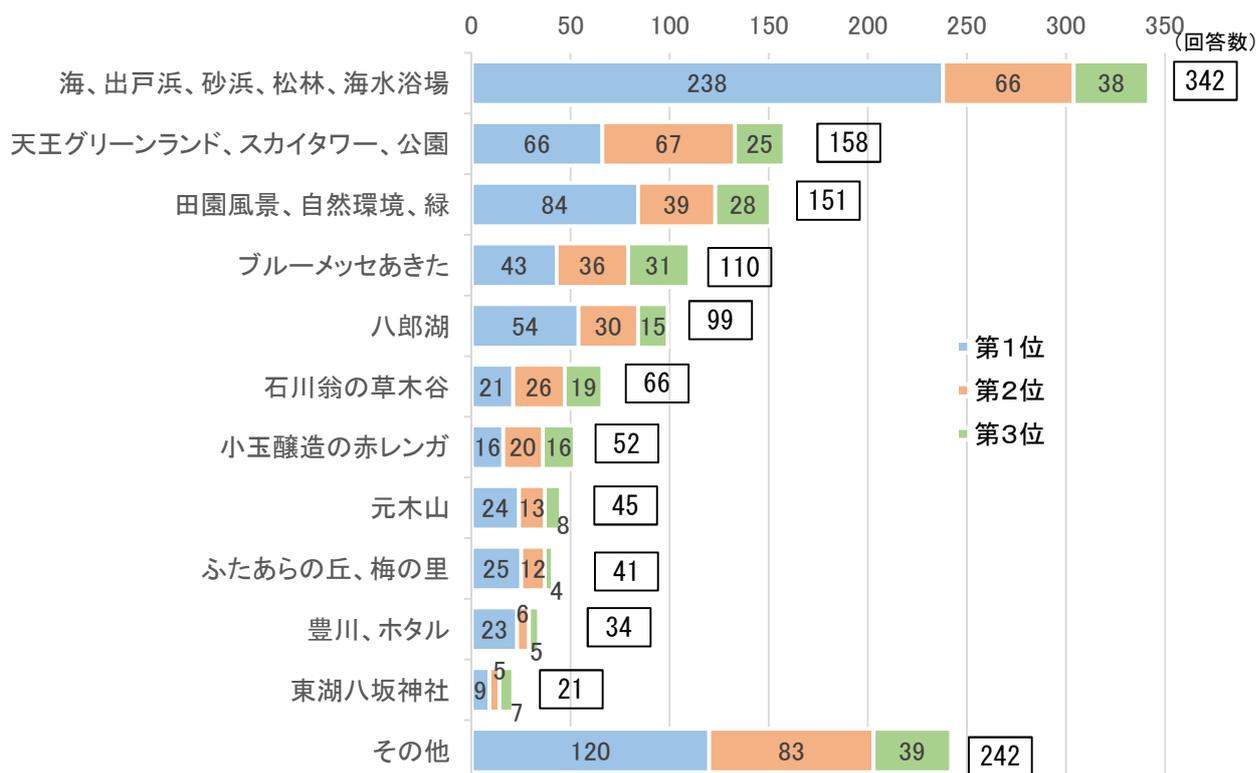
③ 本市の人口減少に対する考え方

「人口を増やすため、住宅地の開発や働く場の開発を積極的に行うことが必要である」36.8%、「人口の減少をできるだけ少なくするために、ある程度の開発はすべきである」28.4%、「人口の減少はできるだけ少なくするべきだが、開発は自然が減少するのでこれ以上は望まない」12.0%の順に高い割合となっています。



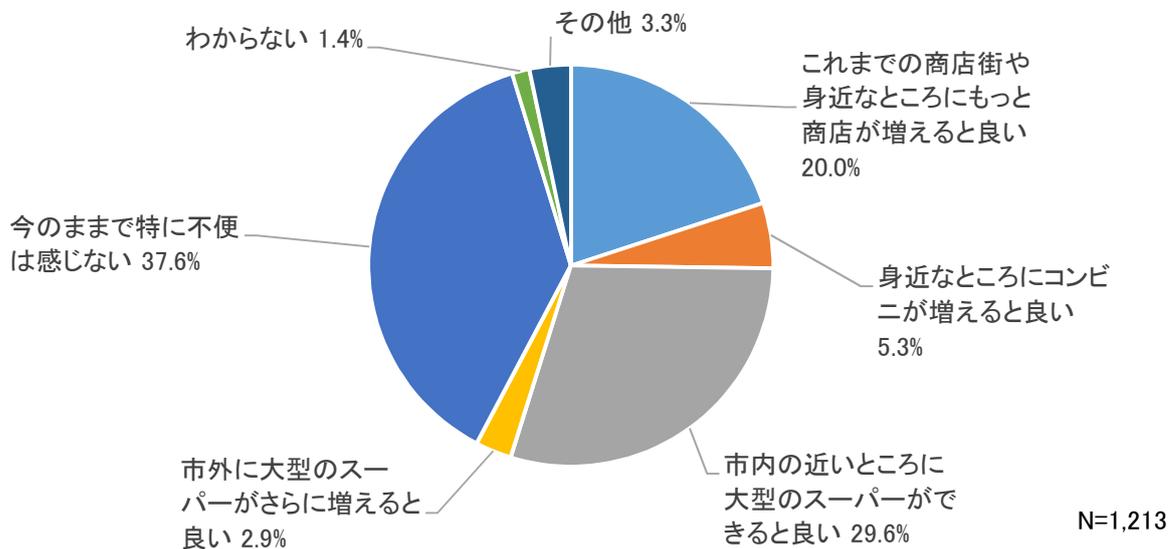
④ 将来残したい風景、子供達に残したい風景

「海、出戸浜、砂浜、松林、海水浴場」が最も多くなっており、次いで「天王グリーンランド、スカイタワー、公園」「田園風景、自然環境、緑」「ブルーメッセあきた」「八郎湖」が多くあげられています。



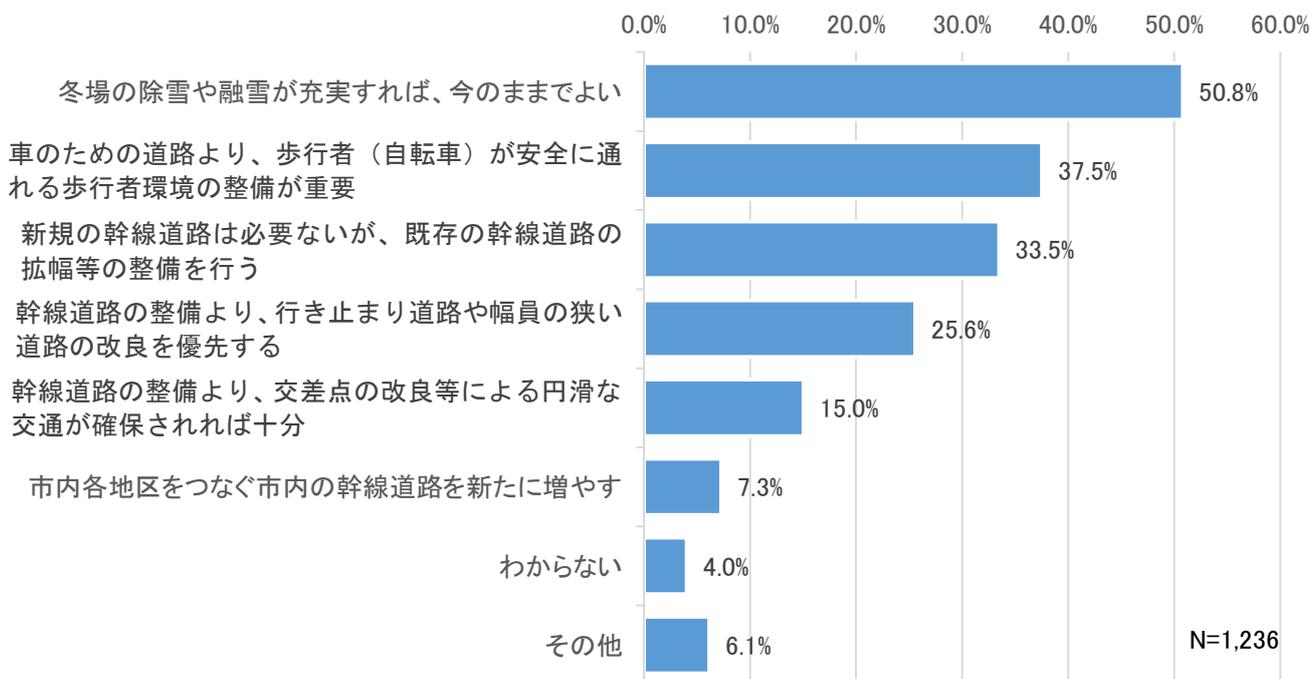
⑤ 普段の日用品の買い物について

「今のままで特に不便は感じない」の37.6%が最も高くなっていますが、一方で「市内の近いところに大型のスーパーができると良い」29.6%、「これまでの商店街や身近なところにもっと商店が増えると良い」20.0%も高い割合となっています。



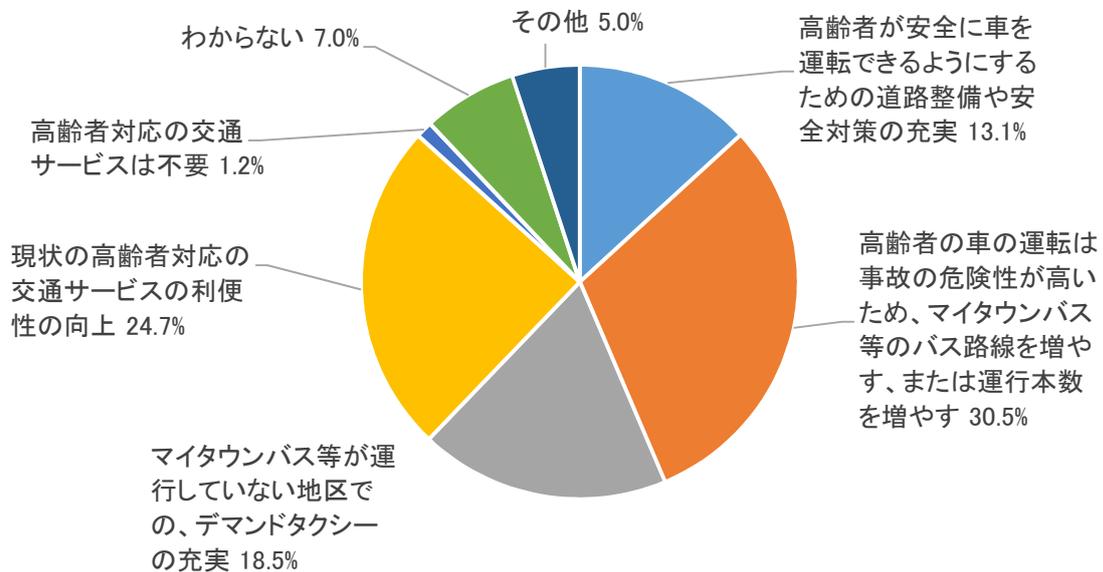
⑥ 今後の道路整備について

「冬場の除雪や融雪が充実すれば、今のままでよい」50.8%、「車のための道路より、歩行者（自転車）が安全に通れる歩行者環境の整備が重要」37.5%、「新規の幹線道路は必要ないが、既存の幹線道路の拡幅等の整備を行う」33.5%の順に高い割合となっています。



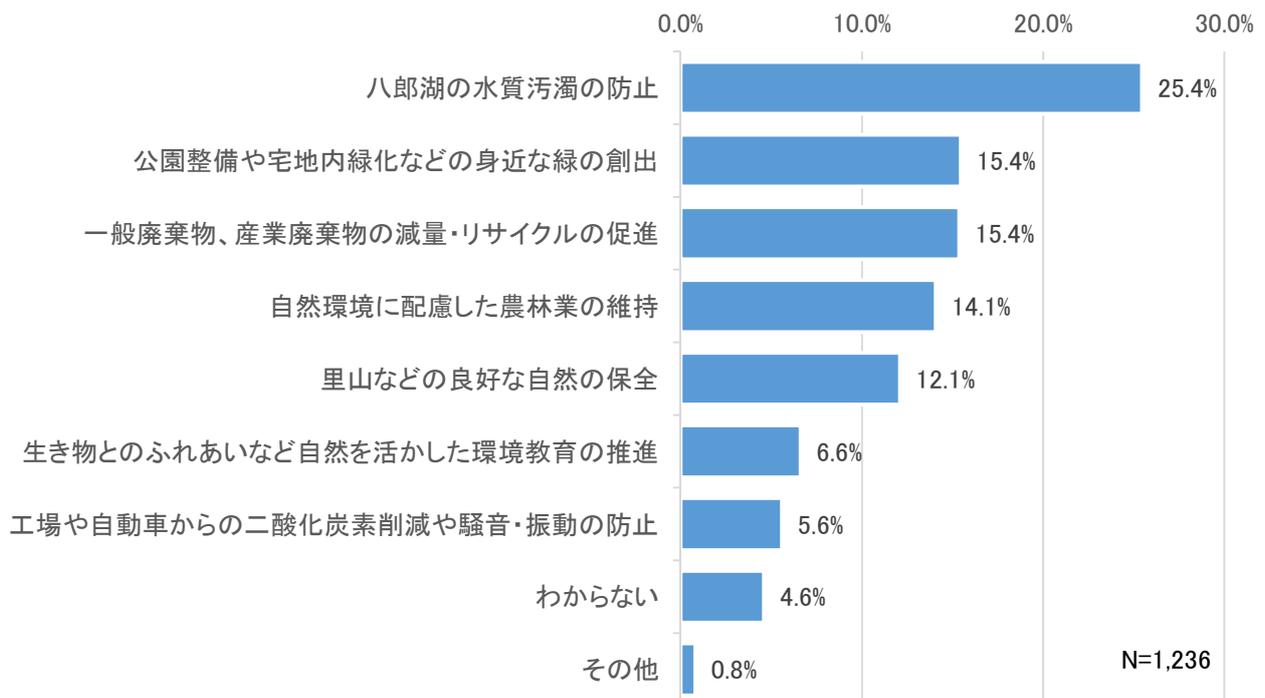
⑦ 高齢者が安心して暮らせるための交通のあり方について

「高齢者の車の運転は事故の危険性が高いため、マイタウンバス等のバス路線を増やす、または運行本数を増やす」30.5%、「現状の高齢者対応の交通サービスの利便性の向上」24.7%、「マイタウンバス等が運行していない地区での、デマンドタクシーの充実」18.5%の順に高い割合となっています。



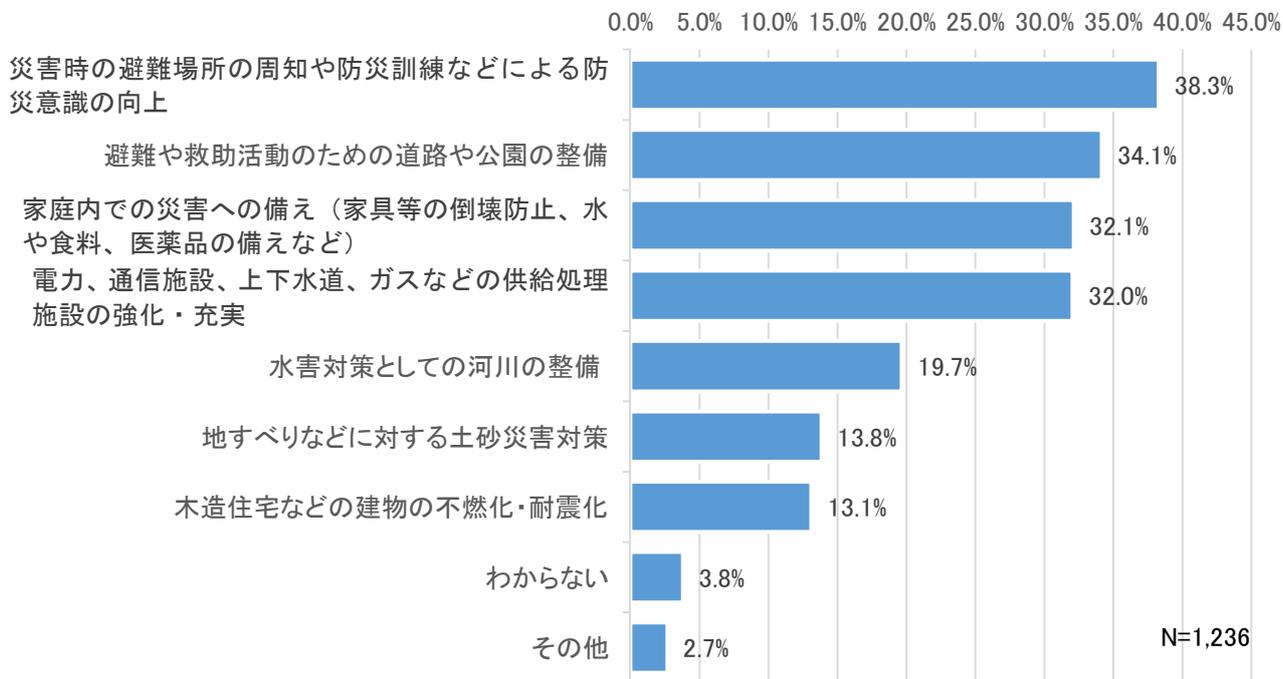
⑧ 今後の潟上市の環境対策について

「八郎湖の水質汚濁の防止」25.4%、次いで「公園整備や宅地内緑化などの身近な緑の創出」と「一般廃棄物、産業廃棄物の減量・リサイクルの促進」がともに15.4%となっています。



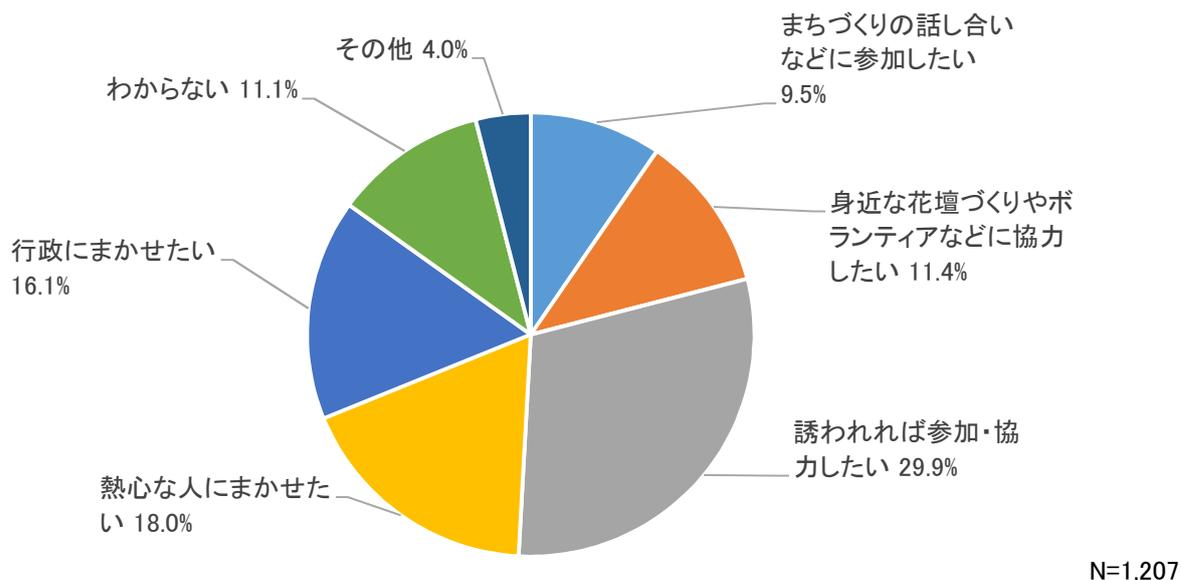
⑨ 今後の潟上市の自然災害対策について

「災害時の避難場所の周知や防災訓練などによる防災意識の向上」38.3%、「避難や救助活動のための道路や公園の整備」34.1%、「家庭内での災害への備え（家具等の倒壊防止、水や食料、医薬品の備えなど）」32.1%の順に高い割合となっています。



⑩ まちづくりに対する住民参加の意識

「誘われれば参加・協力したい」29.9%が最も高く、「熱心な人にまかせたい」18.0%、「行政にまかせたい」16.1%の順に高い割合となっており、消極的な傾向がうかがえます。



2. 用語解説

用語	解説
あ 行	
えいせいとし 衛星都市	大都市（母都市）の周辺に位置し、経済的・文化的関連を持ちながら、地域圏内の生活・サービスの供給や地域文化、地域コミュニティなどが形成された中小都市のこと。
か 行	
がいくこうえん 街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積は0.25ha、誘致距離250mを標準とする（旧児童公園）。
かいはつこうい 開発行為	主として、建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。
がっぺいしよりじょうかそう 合併処理浄化槽	水洗便所排水と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。なお、水洗便所排水のみを処理するものは単独処理浄化槽（みなし浄化槽）であり、その設置は平成12年に禁止されている。
かんせんどうろ 幹線道路	その地域の主要な地区を結び、道路網の骨格を形成する道路。高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般都道府県道など。
きせいしがいち 既成市街地	都市において、道路が整備され建物が連たんするなど、既に市街地が形成されている地域。
きょう 狭あい道路	幅員4メートル未満の道路のこと。
きょうどう 協働	同じ目的のために、対等の立場で協力して共に取り組むこと。
くいきくぶん 区域区分	都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分けること。線引きとも呼ばれる。
グリーンインフラ	グリーンインフラストラクチャーの略。自然環境が有する多様な機能（良好な景観形成、生物が生息する場の提供など）を活用した社会資本整備や土地利用のこと。
けいかんぎょうせいだんたい 景観行政団体	景観法に基づく景観施策を行う自治体をいう。市町村は、都道府県知事との協議・同意のもとに、景観行政団体になることができる。
こうきょうげすいどう 公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道。
こうきょうこうえきしせつ 公共公益施設	公共施設と公益施設を指す。「公共施設」とは、道路、公園、広場、緑地、水路等公共の用に供する施設で、「公益施設」とは、地域住民の共同の福祉又は利便のために必要な施設で、小・中学校、官公庁、図書館、公民館等をいう。
こうつうけつせつてん 交通結節点	鉄道とバス、鉄道と自転車などの乗り換えが行われる、バスターミナルや駅前広場などのように交通動線が集中する場所。
さ 行	
さいしゅうしよぶんじょう 最終処分場	リサイクルや中間処理できない廃棄物を最終処分（埋立）するための処分場のこと。廃棄物の種類により、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に分けられる。
さいせいかのう 再生可能エネルギー	再生することが可能な資源から、持続可能な方法で生産されるあらゆる形態のエネルギー。太陽光、水力、風力、地熱、海洋（潮力、波力、温度差）、バイオマスなど。

用語	解説
さとやま 里山	人が働きかけることで持続する二次的な自然で、原始的な自然と都市部の中間にあり、昔から人々が生活するために利用してきた山。
さんかく 参画	自発的かつ主体的に、市の政策の立案、実施、評価、見直しの各段階に加わること。
しがいかくいき 市街化区域	都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的にかつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画法第7条第3項に基づいて計画決定された区域。
しがいかちょうせいいき 市街化調整区域	都市計画区域内で、市街化を抑制する区域として、都市計画法第7条第3項に基づいて計画決定された区域。
じしゅぼうさいそしき 自主防災組織	地域住民が協力して、「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のこと。
しぜんてきとちりょう 自然的土地利用	田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたものを指す。
していかんりしゃせいど 指定管理者制度	地方自治体が所管する公の施設の管理や運営を、民間事業会社を含む法人やその他の団体に委託することができる制度で、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図り、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられた。
じゅんとしけいかくいき 準都市計画区域	都市計画区域外において、積極的な整備又は開発を行う必要がないものの、一定の開発行為、建築行為等が現に行われ、又は行われると認められる区域を含む一定の区域で、そのまま土地利用を整理し、又は環境を保全するための措置を講じることなく放置すれば、用途の混在や不適切な農地の浸食、散発的な土地利用等将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある区域について、都道府県が広域の観点から土地利用の整理又は環境の保全が必要な区域について指定する制度
しょうらいと しこうぞう 将来都市構造	将来の都市像の実現に向けて、都市の骨格となる道路網や都市空間を要素に、目指すべき都市の姿を分かりやすく表現するもの。
すいげんかんよう 水源涵養	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定化させる機能。また、雨水が土壌を通過することにより、水質を浄化させる機能を含む。
ストックヤード	分別収集された資源ごみ（びん、缶、ペットボトル等）、リサイクルセンター等で選別・圧縮された資源ごみやスラグを資源として有効利用するため、搬出するまで一時的に保管する施設。
せいかつ 生活サービス機能	診療所や介護施設、食料品や日用品を扱う商店、金融機関等の日常生活を支えるサービス機能
せいぶつたようせい 生物多様性	遺伝子・生物種・生態系それぞれのレベルで、多様な生物が存在していること。環境省では、すべての生物の間の変異性をいうものと定義しており、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝的多様性」という3つのレベルの多様性があるとしている。
た 行	
ちいしりんけいかくたいしょう 地域森林計画対象区域	国が定める「全国森林計画」に即し、都道府県知事が民有林を対象に、5年ごとに10年を1期として定める森林の整備に関する計画を「地域森林計画」といい、その計画対象となる区域をいう。

用 語	解 説
ちくけいかく 地区計画	都市計画法に基づき、ある一定のまとまりを持った地区を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。その地区内で行われる建築行為などを規制・誘導し、良好な住環境のまちづくりを図る。
ほうしき デマンド方式	バスや乗合タクシー等が、利用者の要望に応じて機動的にルートを迂回したり、利用希望のある地点まで送迎する運行方式のこと。
としまきのう 都市機能	都市が持つ都市としての機能を指し、例えば、電気や水道の供給、交通手段の提供、行政機能、商業・教育・観光の場としての機能が含まれる。
としまきばんしせつ 都市基盤施設	道路や公園、上下水道など、都市におけるさまざまな活動を支える最も基本となる施設。
としけいかく 都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地の開発等の計画のこと。
としけいかくくいき 都市計画区域	一体の都市として総合的に整備、開発し、及び保全する必要があるため、都市計画法第5条第1項に基づいて指定された区域。
としけいかくこうえん 都市計画公園	都市計画法に基づき、公園として都市計画決定された公園のこと。
としけいかくほう 都市計画法 だいじょうだいごう 第34条第11号	市街化調整区域における開発許可基準。市街化区域に隣接又は近接し、一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域（概ね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域）を条例で指定し、周辺環境と調和する用途の建築物の建築等については許容するもの。
としけいかくほう 都市計画法 だいじょう 第18条の2	<p>（市町村の都市計画に関する基本的な方針）</p> <p>第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。</p>
とししせつ 都市施設	都市計画法に定める道路・鉄道などの交通施設、公園・緑地などの公共空地、上水道・下水道などの供給処理施設、医療施設、教育文化施設、社会福祉施設、住宅施設などの施設の総称。
としてきとちりよう 都市的土地利用	主として、都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のことを指す。
としゃさいがいけいかくいき 土砂災害警戒区域	土砂災害のおそれのある区域を、都道府県知事が、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域として指定。関係市町村は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報伝達及び警戒避難体制の整備を図る。
な 行	
のうぎょうしゅうらくはいすい 農業集落排水	農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする地域を含む）内の農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理するための施設。

用語	解説
<small>のうしんのうようち</small> 農振農用地	「農業振興地域」内の「農用地区域」のこと。「農業振興地域」は、今後おおむね10年以上にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域で、国の農業振興地域整備基本指針に基づき都道府県知事が指定する。「農用地区域」は、農業振興地域内で集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地など、生産性の高い農地等農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地をいう。
は行	
パブリック・コメント	市の基本的な政策等の策定にあたり、案を公表し、その趣旨や目的、内容等に対する市民等からの意見及び情報の提供を受けた後、それに対する市の考え方等を公表する一連の手続きのこと。
<small>だ</small> バラ建ち	広範な都市化現象に伴い、開発に適さない地域において行われる単発の開発。農地、山林等が蚕食的に宅地化されることによる無秩序な市街地拡散現象（スプロール現象）の原因となる。
P F I	Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経済能力及び技術的能力を活用して行う手法。国や地方公共団体等が直接実施するよりも、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施される。
<small>ほあんりん</small> 保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するために、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が制限される。
や行	
<small>ゆうりょうのうち</small> 優良農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地等、良好な営農条件を備えた農地をいう。例えば、20ha以上の集団的な農地や農業水利施設の整備等を実施した農地等は、農地法や農業振興地域の整備に関する法律により、優良な農地として、原則として農地の転用を認めないこととされている。
<small>ようと じゆんか</small> 用途の純化	地域の特性に応じて、住宅、業務、商業、工業の各施設の混在を抑制し、適切な都市環境の実現を図ること。
ら行	
ランドマーク	ある地域の目印となる象徴的な景観要素。歴史的ないし象徴的な建造物、橋、塔、坂、樹林（巨木）など、地域の特徴的要素がこれに当たることが多い。